

平成 21 年度

『建設技能労働者の確保・育成・地位向上委員会』

調査報告書

- I. 建設技能労働者の賃金構造に関する調査
- II. 建設専門工事業の下請構造に関する調査
- III. 人材の確保・育成に関する調査

平成 22 年 3 月

社団法人 建設産業専門団体連合会

はじめに

少子高齢化や若年者の建設業離れが進む中、品質確保や技能伝承等に支障をきたすことが危惧されています。このような状況下、専門工事業者にとっては、建設技能労働者の確保・育成は喫緊の課題であり、これを解決するためには、賃金や処遇、社会的地位の向上等を図ることが何よりも重要です。

そのためには、適正価格での工事受注、適正な利益の確保、建設技能労働者の適正評価、若年者の入職促進などといった様々な方策が必要になってきます。

そこで、(社)建設産業専門団体連合会(建専連)では、平成21年度「建設技能労働者の確保・育成・地位向上委員会」(委員長:古阪秀三氏(京都大学准教授))を設置し、「建設技能労働者の賃金構造」、「建設専門業の下請構造」、「人材の確保・育成(若年者の入職促進)」の3つをテーマに据え、調査検討を行ってまいりました。

一番目の「建設技能労働者の賃金構造」については、京都大学経済研究所・横田研究室と協力して、建専連会員企業(一次下請)のみならず、二次下請も対象にアンケート調査を実施しました。

二番目の「建設専門業の下請構造」については、今後のモニタリング調査も視野に入れながら、アンケートおよびヒアリング調査を実施しました。

三番目の「人材の確保・育成(若年者の入職促進)」については、建設業への入職者の減少、建設業における離職率が入職率を上回っている状況下、積極的・組織的・計画的に人材の確保・育成に取り組んでいる団体や企業の取組を調査しました。

最後に、この調査報告書が建設業関係者の方々に広くご活用いただくことを期待するとともに、委員会活動やアンケート調査活動等にご協力いただいた方々に深く感謝する次第です。

平成22年3月

社団法人 建設産業専門団体連合会
会長 才賀 清二郎

建設技能労働者の確保・育成・地位向上委員会 委員等名簿

	所属	役職・氏名
委員長	京都大学工学研究科	准教授 古阪 秀三 (委員長)
委員	(株) ダイニッセイ (全鉄筋)	代表取締役 池田 慎二
委員	全国基礎工業協同組合連合会	専務理事 幸保 英樹
委員	(株) サンオキ (全室協)	総務部長 菅原 英昭
委員	(株) ダイニッセイ	代表取締役 池田 慎二
委員	堀本工業 (株)	代表取締役 堀本 重幸
オブザーバー	京都大学経済研究所	教授 横田 正文

建設技能労働者の確保・育成・地位向上委員会 開催経緯

第1回	H21. 8. 7 虎ノ門パストラル	(1) 資料説明の件 (2) 討議・論点整理・今後の進め方の件 等
第2回	H21. 9. 15 虎ノ門パストラル	(1) 前回の議事録の件 (2) 各委員のご意見の件 (3) 論点整理 (事務局素案) ~既往調査等より~等
第3回	H21. 10. 30 日鷺連会館	(1) 前回の議事録の件 (2) 各委員のご意見の件 (3) 賃金アンケート調査票案の件 等
第4回	H21. 12. 2 日鷺連会館	(1) 前回の議事録の件 (2) 賃金アンケート調査案の件 (3) 労働3保険と重層化の改善策の件 等
第5回	H22. 1. 22 振興基金・会議室	(1) 前回の議事録の件 (2) 賃金アンケート調査の件 (3) 労働3保険と重層化の改善策の件 等
第6回	H22. 3. 17 振興基金・会議室	(1) 前回の議事録の件 (2) 賃金アンケート調査の件 (3) 下請関係アンケート調査の状況の件 等

建設技能者の賃金構造に関する 調 査

目 次

1. アンケート調査の概要	1
2. アンケート調査の結果	2
(1) 企業アンケート	2
①回答企業の属性	2
②技能労働者の構成	7
③給与体系	8
④人事システム	10
⑤給与の決定	11
⑥労働時間	13
⑦社会保険・労働保険の加入状況	13
⑧退職金制度	15
⑨教育訓練	16
(2) 技能労働者アンケート	17
①回答者の属性	17
②賃金	27
③業務遂行能力	29
④雇用契約期間	30
⑤社会保険・労働保険	30
⑥退職金制度	31
⑦労働日数・時間	32

建設技能労働者の賃金構造に関する調査

京都大学経済研究所 横田研究室

京都大学経済研究所横田研究室は、(社)建設産業専門団体連合会及び(社)日本電設工業協会と協力して、建設技能労働者の賃金構造に関する調査を実施した。以下、その結果概要について述べる。

1. アンケート調査の概要

(社)建設産業専門団体連合会の会員団体 33 団体及び(社)日本電設工業協会の会員企業並びにその下請企業を対象として、会社について、その概要、技能労働者の構成、賃金体系・決定要因、昇進・昇給基準、社会保険・労働保険の加入状況、退職金制度、技能向上の取組み等について尋ねた。また、雇用関係のある個々の労働者について、その経験年数、保有資格、職階、学歴・性別、前職、賃金支給額、賃金形態、賃金支払い方法、能力水準、雇用期間の定めの有無、社会保険・労働保険の加入の有無、退職金制度の有無、雇用形態、労働日数等についてアンケート調査を行った。

当該アンケート調査は、(社)建設産業専門団体連合会及び(社)日本電設工業協会の御協力を頂き、平成 21 年 12 月から平成 22 年 3 月にかけて実施した。

(社)建設産業専門団体連合会の会員団体 33 団体及び(社)日本電設工業協会に 1 団体当たり 30 社の会員企業を選定して頂き、当該会員企業について上記項目を尋ねるとともに、当該企業と雇用契約を締結している建設技能労働者の方 30 名（総数が 30 名に満たない場合はその数）を選定していただき、個々の建設技能労働者ごとに上記の項目を労働者個人及び会社の担当者の方に回答して頂いた。

さらに、当該会員企業の方に取引関係のある下請企業の方を 2 社選定して頂き、会員企業の方と同様に、会社及び個々の建設労働者についての回答をお願いした。

アンケート用紙は、(社)建設産業専門団体連合会の会員団体 33 団体及び(社)日本電設工業協会に当該団体分の調査用紙を送付し、各団体から個々の会員企業の方に配付して頂き、回答については、個々の企業の方から直接京都大学経済研究所横田研究室あてに返送して頂く方式により実施した。

アンケート用紙は、会社については 3,060 社分、労働者については 91,800 名分配付し、441 社、5,055 名から回答が得られた。

2. アンケート調査の結果

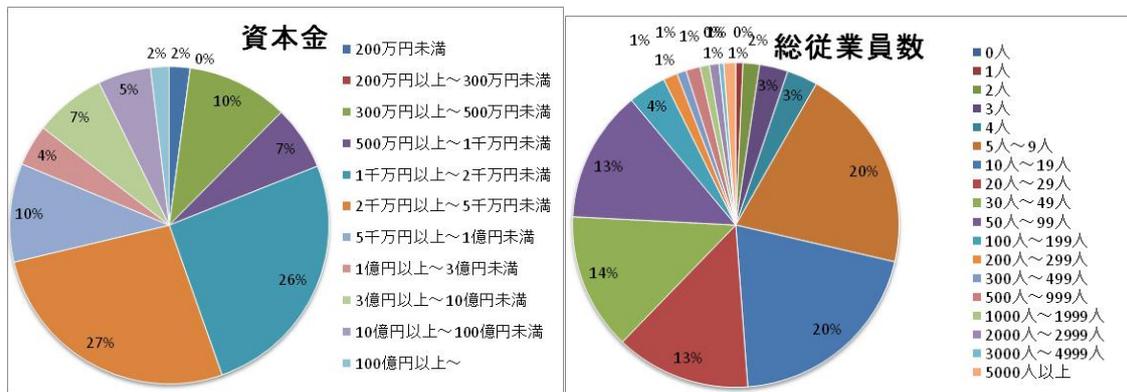
(1) 企業アンケート

① 回答企業の属性

回答を頂いた企業の属性を見てみることにする。

資本金階層別に見てみると、2,000 万円以上 5,000 万円未満が 27%と最も多く、次いで1,000 万円以上 2,000 万円未満が 26%、300 万円以上 500 万円未満が 10%となっている。

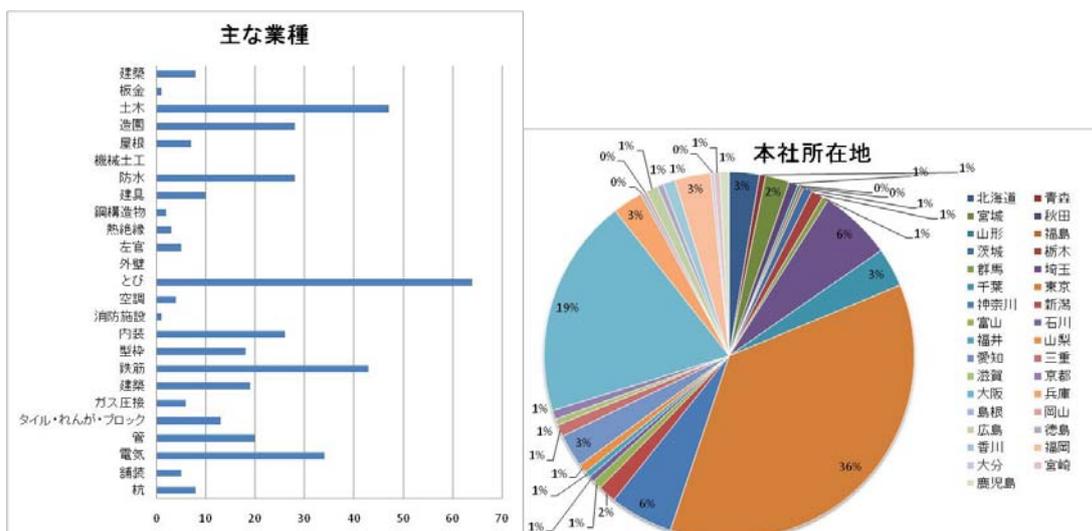
総従業員数については、5 人以上 9 人以下が 20%と最も多く、次いで 10 人以上 19 人以下が 20%、30 人以上 49 人以下が 14%となっている。



主な業種としては、とびが最も多く、次いで土木、鉄筋、電気となっている（複数回答）。

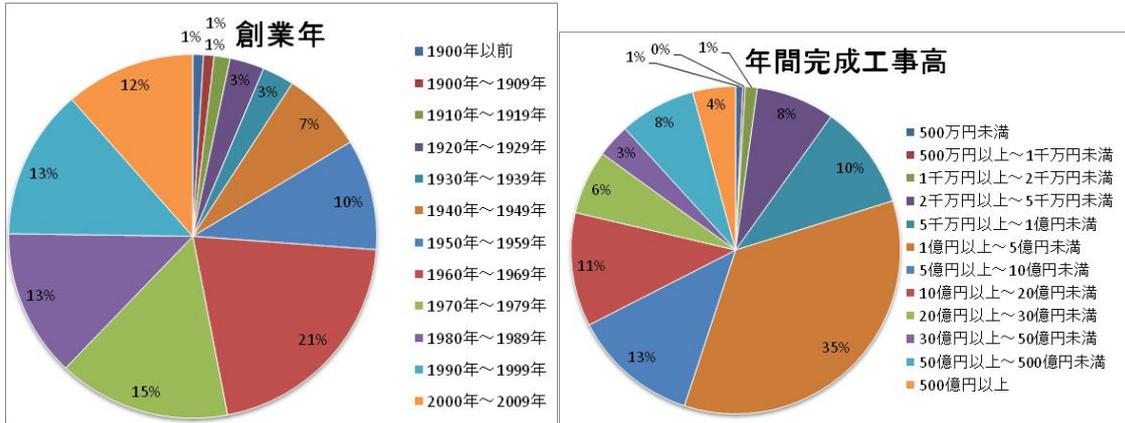
本社所在地は、東京が 36%と最も多く、次いで大阪が 19%、埼玉が 6%となっている。

東京及び大阪を中心に活動している企業を調査対象とした結果である。

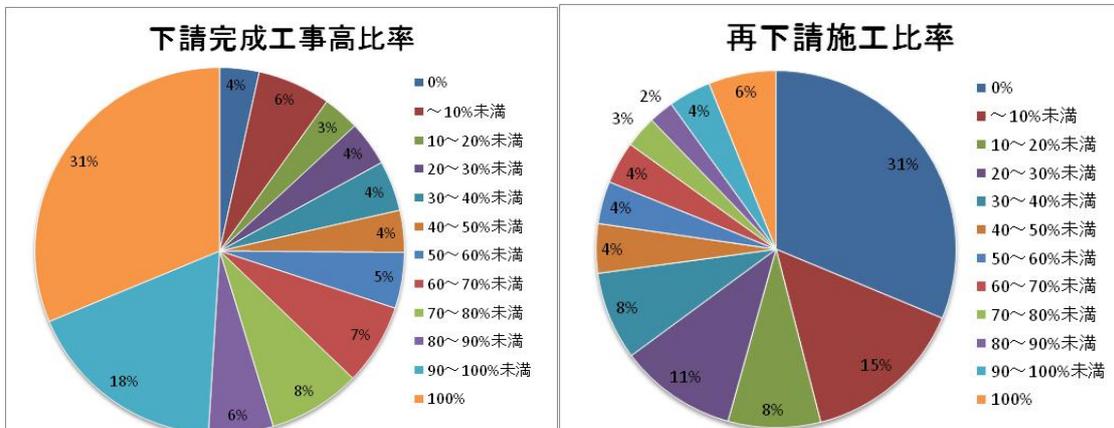


創業年については、1960年～69年が21%と最も多く、次いで1970年～1979年が15%、1990年～1999年が13%となっている。

年間完成工事高については、1億円以上5億円未満が35%と最も多く、次いで5億円以上10億円未満が13%、10億円以上20億円未満が11%となっている。

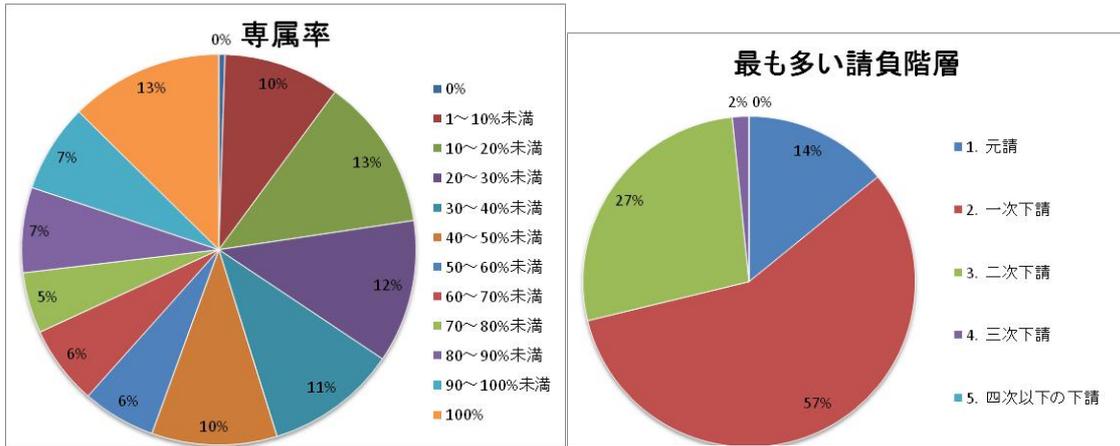


下請完成工事高比率は、100%が31%と最も多く、次いで90%以上100%未満が18%、70%以上80%未満が9%となっている。再下請施工率は、0%が31%と最も多く、次いで10%未満が15%、20%以上30%未満が11%となっている。

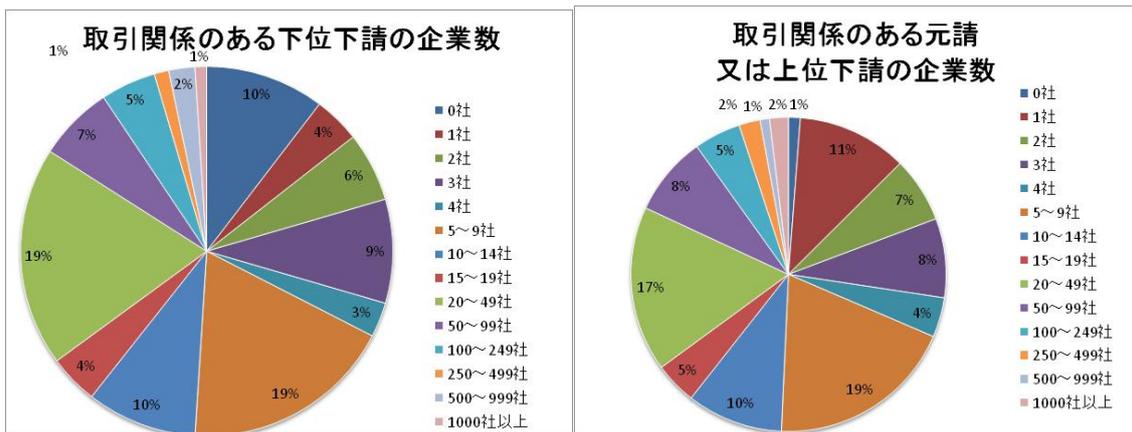


専属率については、100%が13%と最も多く、次いで10%以上20%未満が13%、20%以上30%未満が12%となっている。

最も多い下請階層としては、一次下請が57%と最も多く、次いで二次下請が27%、元請が14%となっている。(社)建設産業専門団体連合会及び(社)日本電設工業協会の会員企業及び当該企業と取引関係のある下請企業を調査対象としたことを反映している結果である。

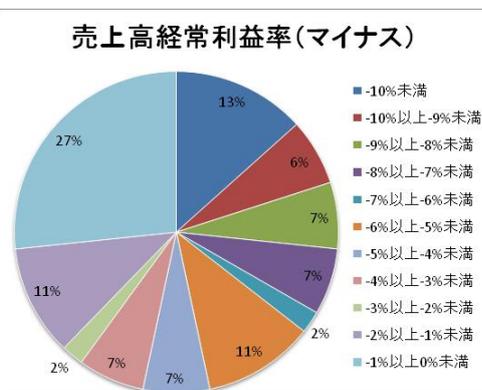
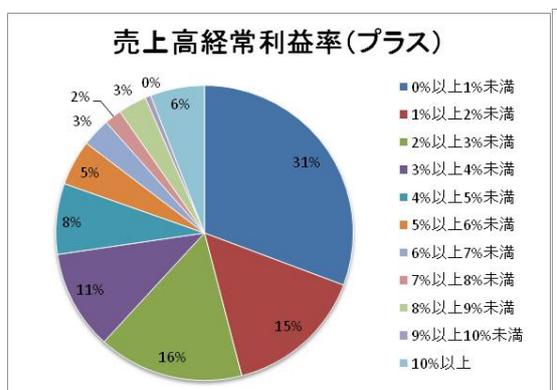
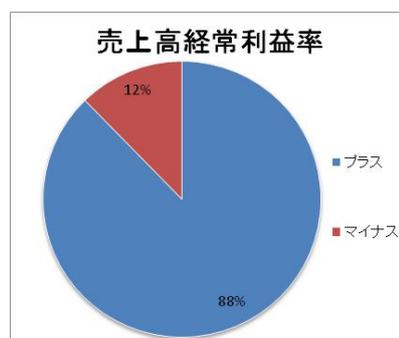
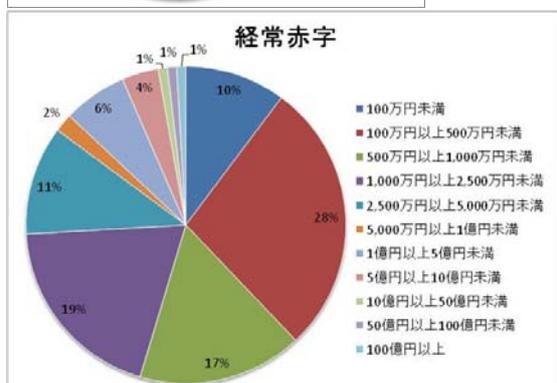
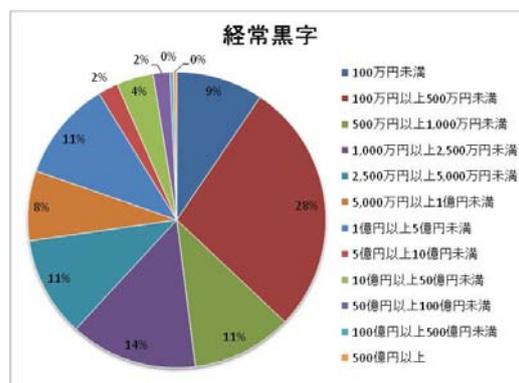
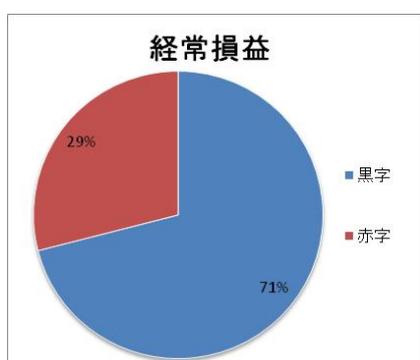


取引関係のある下位下請企業数としては、0社以上4社以下が33%と最も多く（その中でも0社、次いで3社が多い）、次いで20社以上49社以下が19%、5社以上9社以下が18%となっている。また、取引関係のある元請又は上位下請企業数としては、0社以上4社以下が31%と最も多く（その中でも1社、次いで3社が多い）、次いで5社以上9社以下が19%、20社以上49社以下が17%となっている。

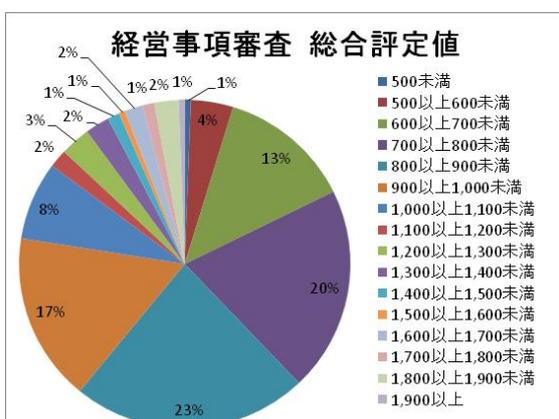
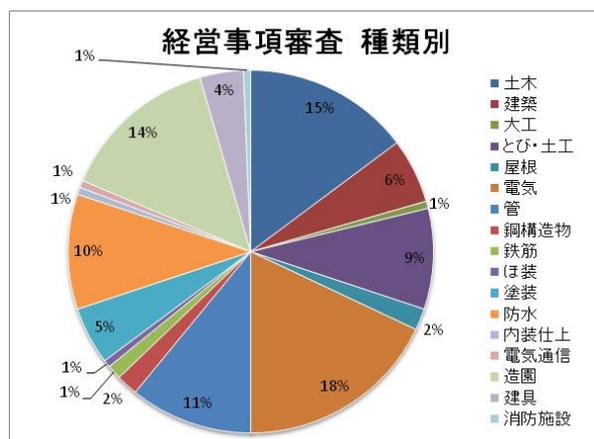
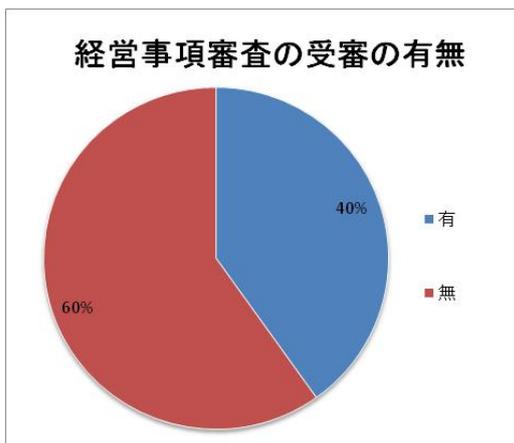


経常利益については、黒字企業が71%、赤字企業が29%となっている。黒字企業について見てみると、100万円以上500万円未満が28%と最も多く、次いで1,000万円以上2,500万円未満が14%、500万円以上1,000万円未満及び2,500万円以上5,000万円未満が11%となっている。赤字企業については、100万円以上500万円未満が28%と最も多く、次いで1,000万円以上2,500万円未満が19%、500万円以上1,000万円未満が17%となっている。

売上高経常利益率については、プラスの企業が88%、マイナスの企業が12%となっている。プラスの企業については、0%以上1%未満が31%と最も多く、次いで2%以上3%未満が16%、1%以上2%未満が15%となっている。マイナスの企業については、-1%以上0%未満が27%と最も多く、次いで-10%未満が13%、-2%以上-1%未満及び-6%以上-5%未満が11%となっている。

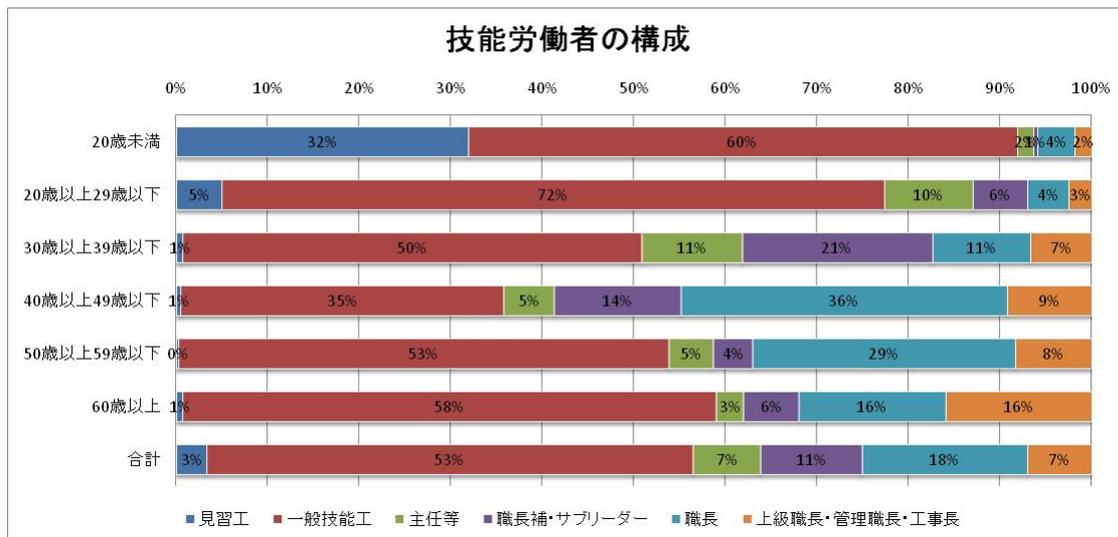


経営事項審査の受審状況について見てみると、受けている企業が40%、受けていない企業が60%となっている。受審している主な種類について見てみると、電気が18%と最も多く、次いで土木が15%、造園が14%となっている。回答企業の業種を反映しているものと思われる。また、主な種類の総合評定値を見てみると、1,400点以上1,500点未満が23%と最も多く、次いで1,300点以上1,400点未満が20%、1,500点以上1,600点未満が17%となっている。

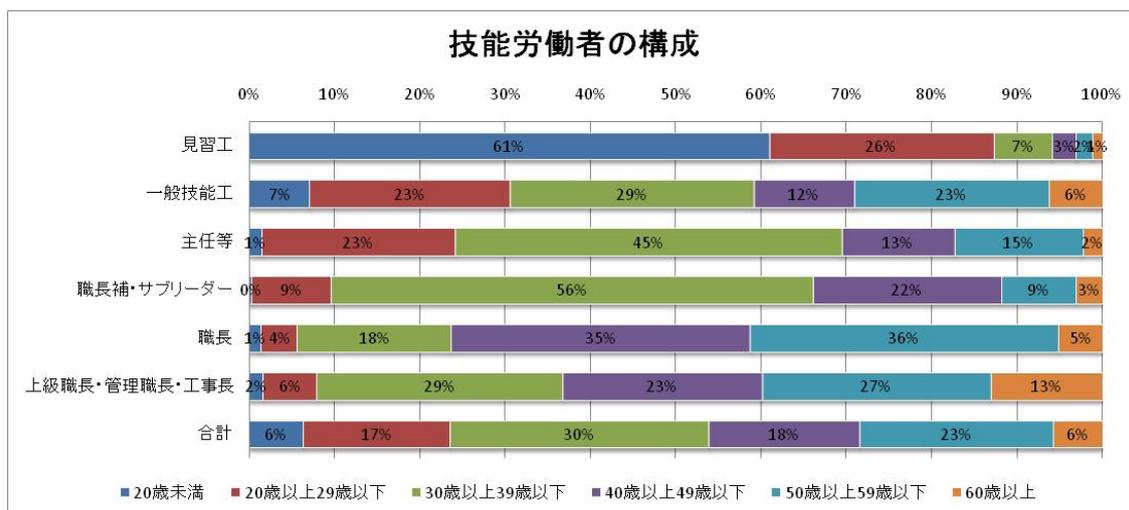


② 技能労働者の構成

直接的に雇用契約を締結している建設技能労働者の構成について見てみると、職階別では、一般技能工が53%と最も多く、次いで職長が18%、職長補・サブリーダーが11%となっている。これを年齢階層別に見てみると、40代までは上位の職階の割合が増加していくものの、50代以上になると、再び一般技能工が増加している。

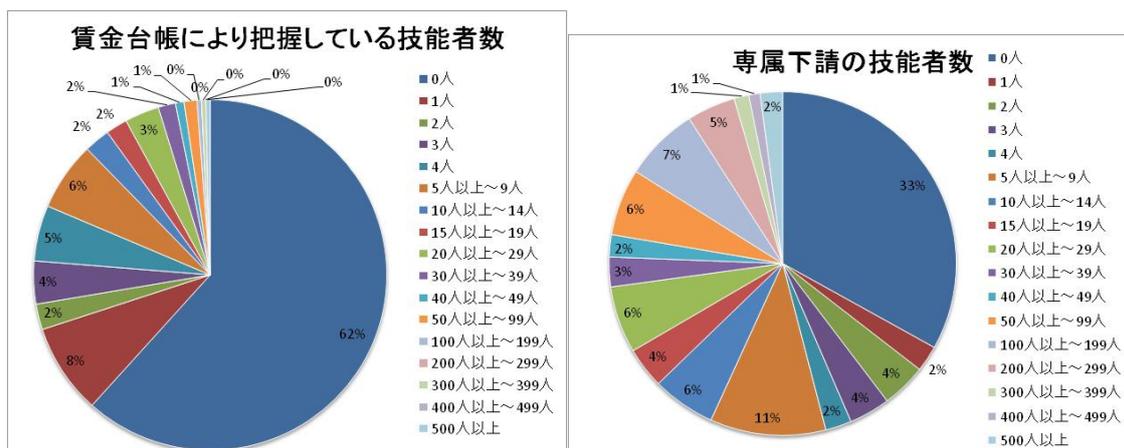


また、年齢階層別に見てみると、30歳以上39歳以下が30%と最も多く、次いで50歳以上59歳以下が23%、40歳以上49歳以下が18%となっている。これを職階別に見てみると、職長までは、職階が上がるにつれて高年齢層が増加する傾向にあるものの、上級職長・管理職長・工事長になると、必ずしもそうではない傾向が見られる。



直接的に雇用契約を締結していないが、賃金台帳により賃金を把握している技能労働者については、4人以下と回答した企業が81%と最も多く（その中でも0人と回答した企業が62%と最も多く、次いで1人が8%となっている）、次いで5人以上9人以下が6%となっている。平均値は10.7人、中央値は0人である。

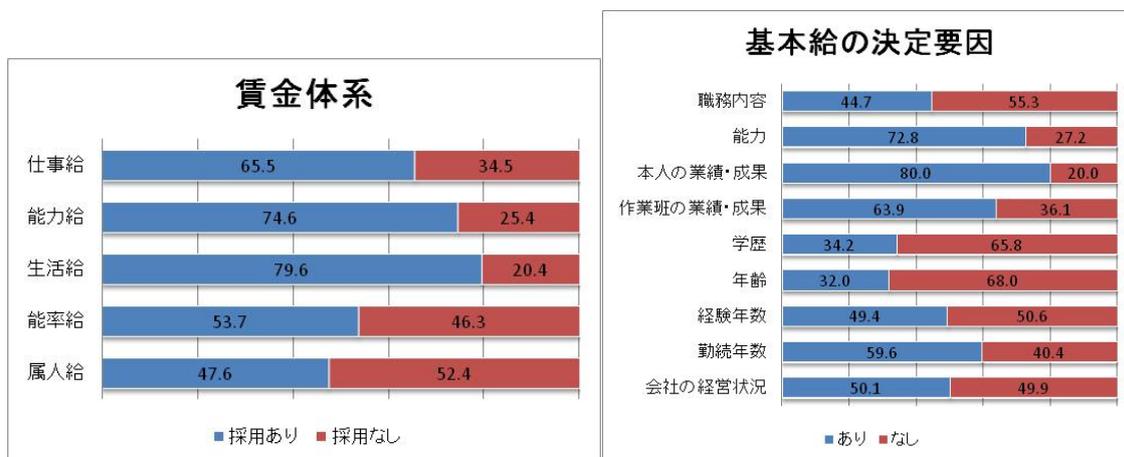
専属下請の技能労働者については、4人以下と回答した企業が46%と最も多く（その中でも0人が33%と最も多い）、次いで5人以上9人以下が11%、100人以上199人以下が7%となっている。平均値は70.5人、中央値は6人である。



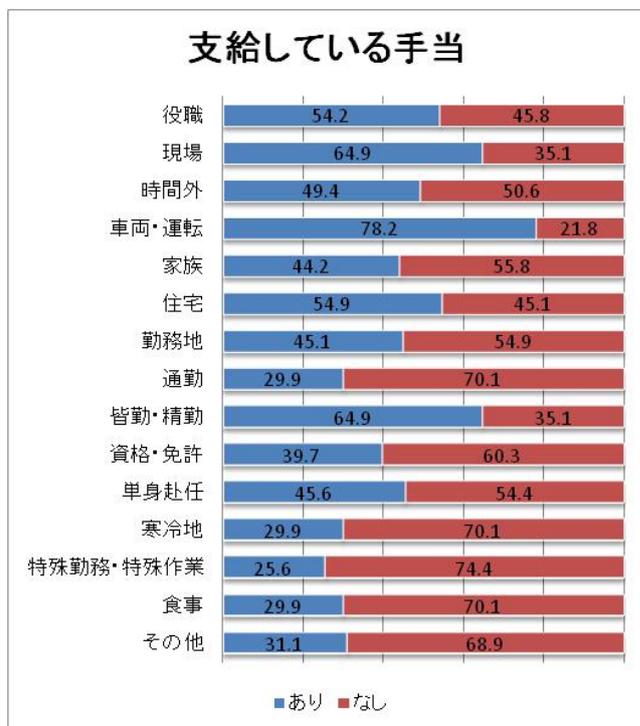
③ 給与体系

賃金体系としては、必要な生活費を反映させている企業が最も多く、次いで個人の能力の反映、職務の重要度・難易度の反映となっている。

基本給の決定要因としては、本人の業績・成果が最も多く、次いで能力、作業班の業績・成果となっている。



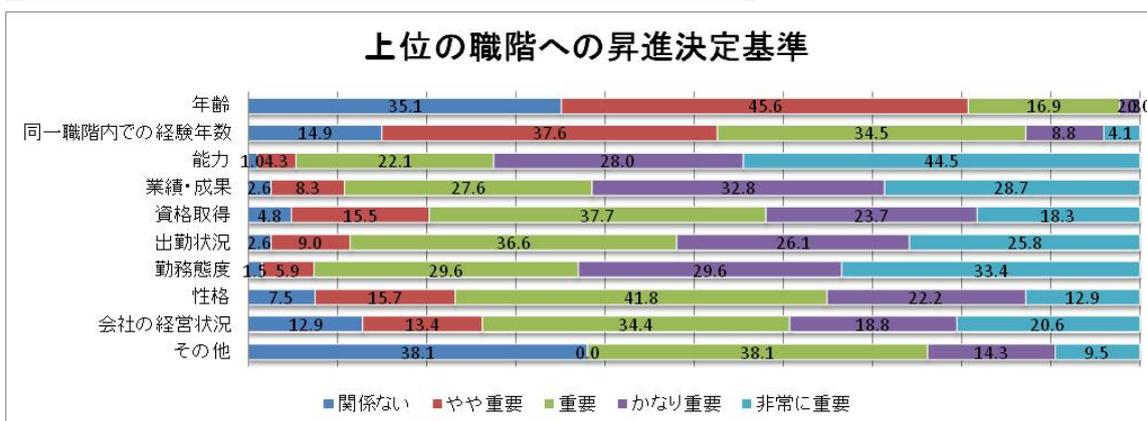
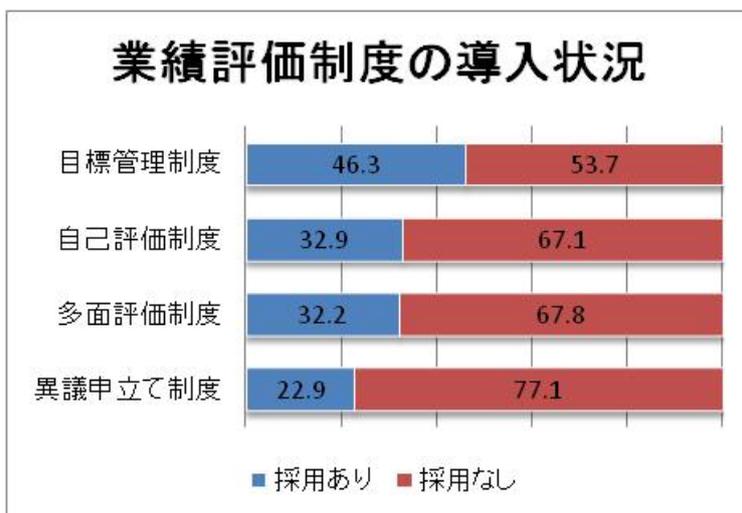
支給している手当としては、車両・運転手当が最も多く、次いで現場手当及び皆勤・精勤手当となっている。



④ 人事システム

業績の評価制度としては、目標管理制度を導入している企業が最も多く、次いで自己評価制度となっている。

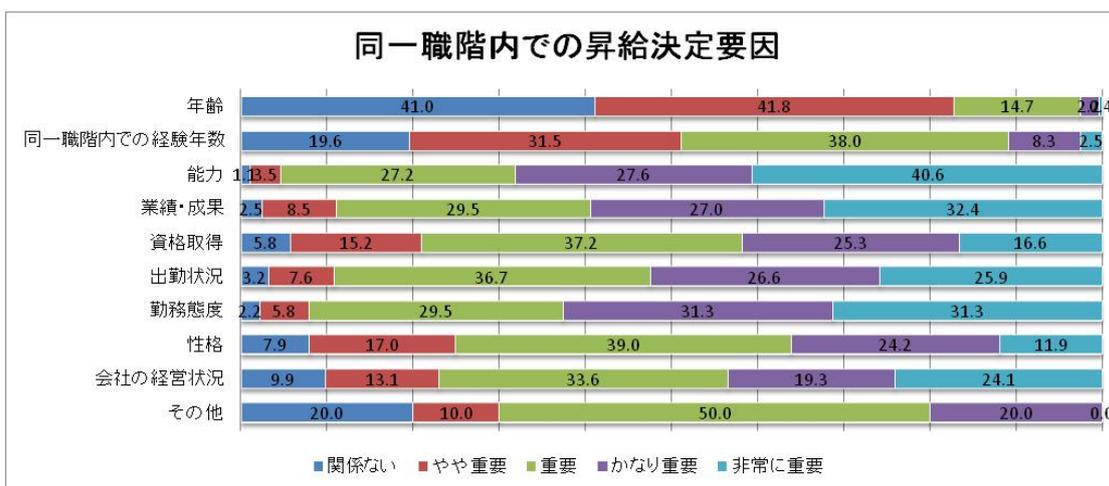
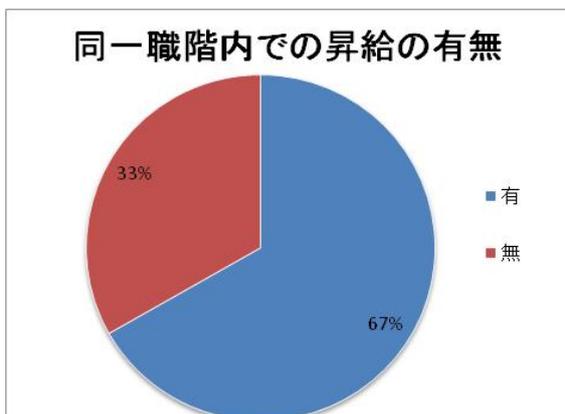
上位の職階への昇進決定基準としては、能力や勤務態度を重視していることが分かる。



⑤ 給与の決定

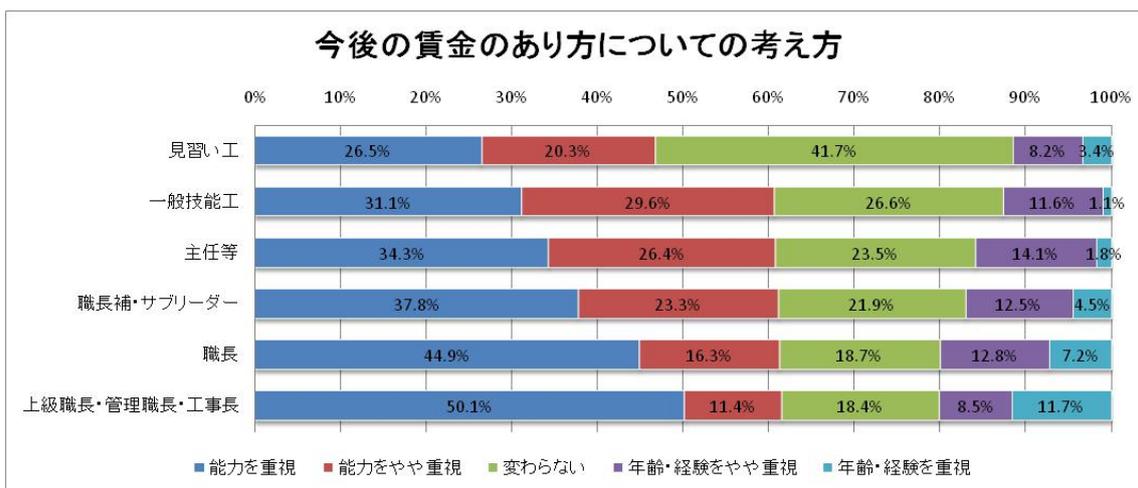
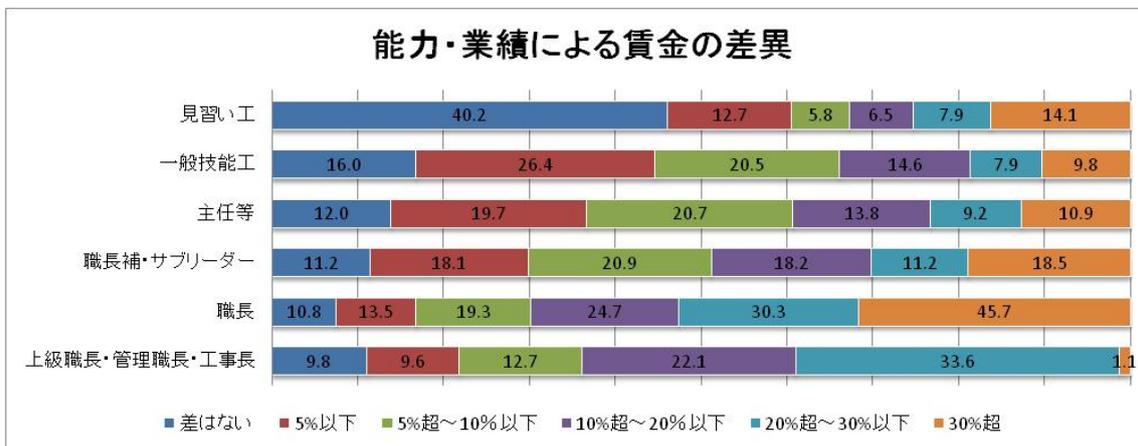
同一の職階内で昇給があると回答している企業は、67%となっている。

同一の職階内で昇給があると回答している企業について、その決定要因について尋ねたところ、能力、勤務態度、業績・成果を重視していることが分かる。



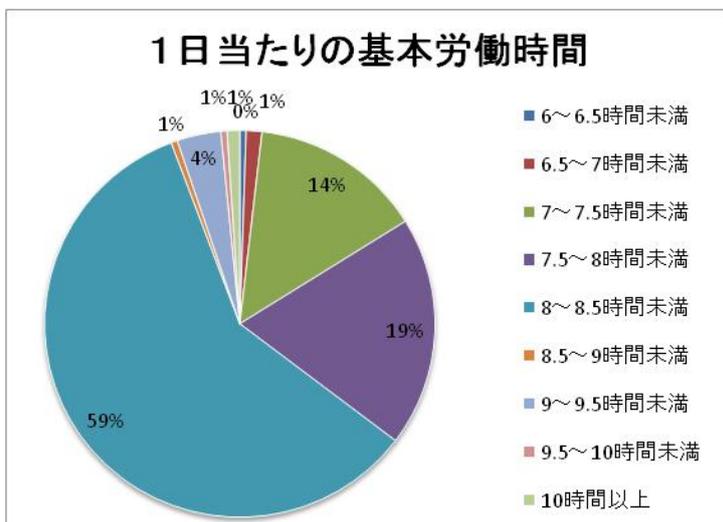
能力・業績による賃金の差異については、職階が上がるに従って大きくなる傾向が見られるが、上級職長・管理職長・工事長については、職長ほどの差異は生じていない。

今後の賃金のあり方については、これも職階が高いほど、年齢・経験よりも能力を重視する傾向が見られる。



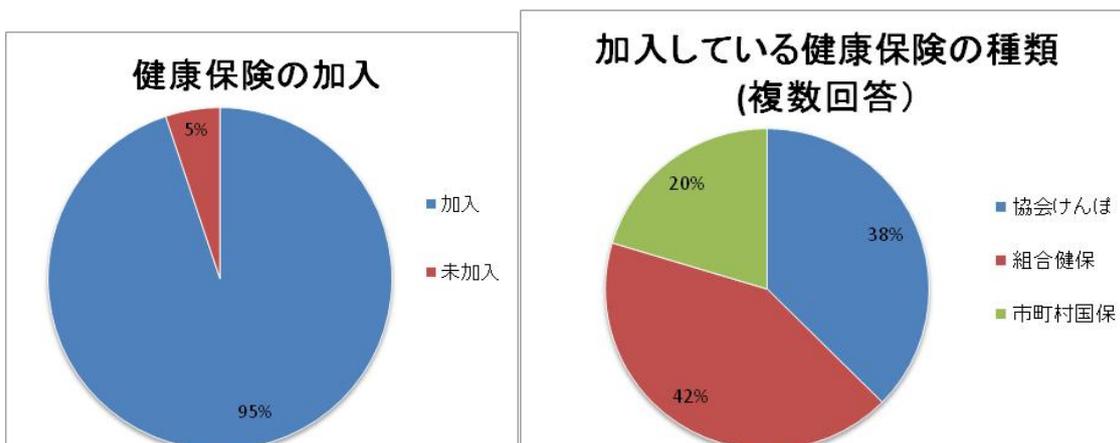
⑥ 労働時間

1日当たりの基本労働時間については、8時間以上8時間半未満が59%と最も多く、次いで7時間半以上8時間未満が19%、7時間以上7時間半未満が14%となっている。

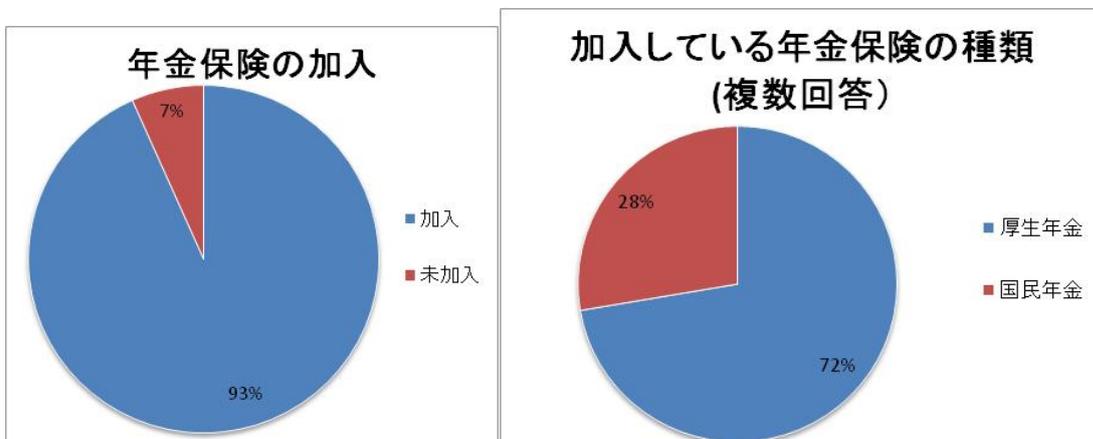


⑦ 社会保険・労働保険の加入状況

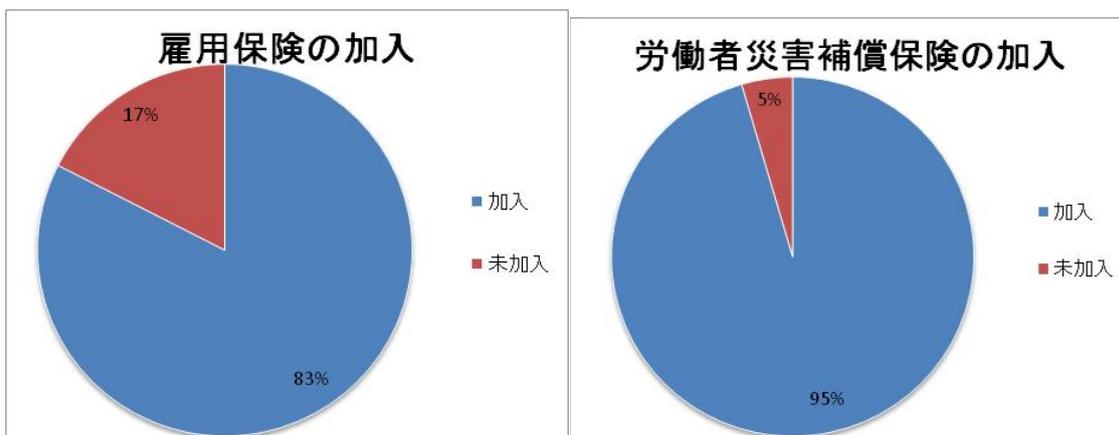
技能労働者の社会保険・労働保険の加入状況については、健康保険に加入している企業が95%、加入していない企業が5%である。加入している企業のうち、協会けんぽが38%、組合健保が42%、市町村国保が20%となっている（複数回答）。



年金保険については、加入している企業が91%、加入していない企業が9%である。加入している企業のうち、厚生年金が72%、国民年金が28%となっている。

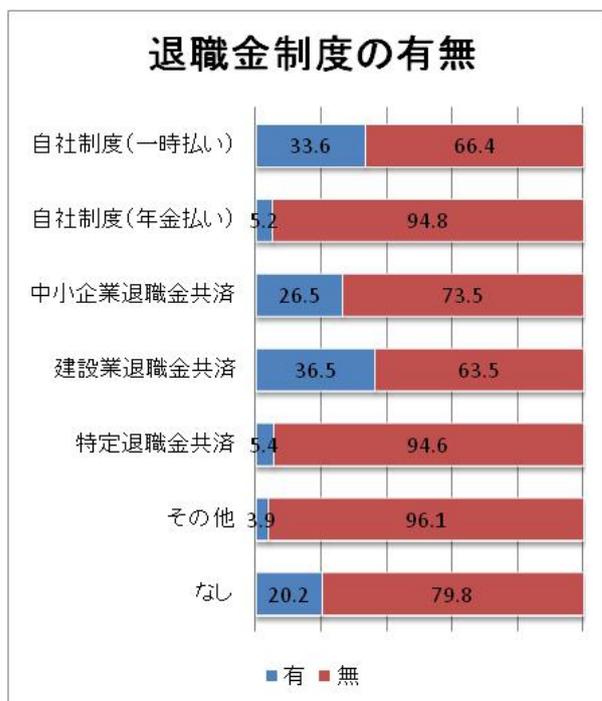


雇用保険については、加入している企業が83%、加入していない企業が17%である。
労働者災害補償保険については、加入している企業が95%、加入していない企業が5%である。



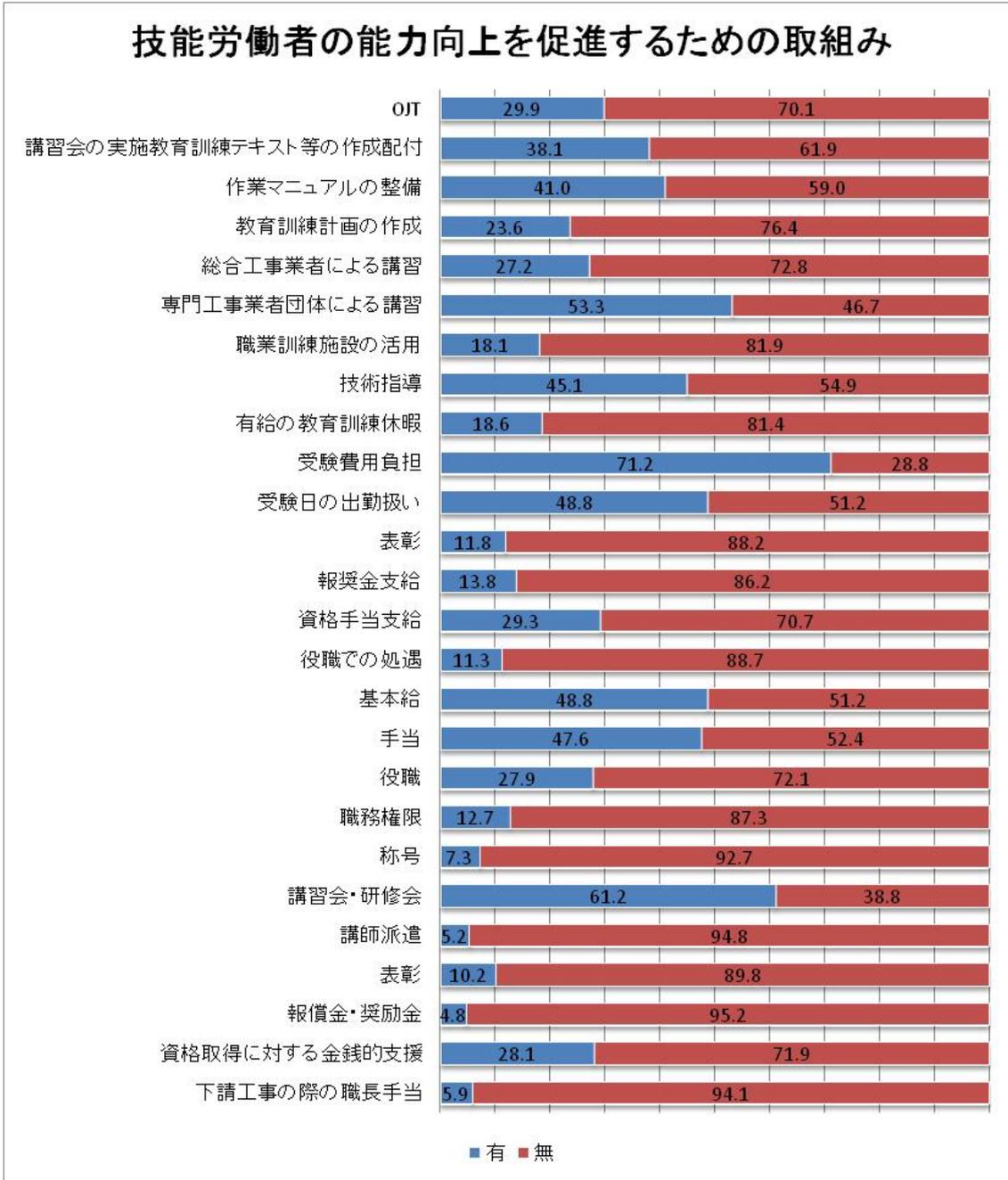
⑧ 退職金制度

退職金制度については、建設業退職金共済が最も多く、次いで自社制度（一時払い）、中小企業退職金共済となっている。



⑨ 教育訓練

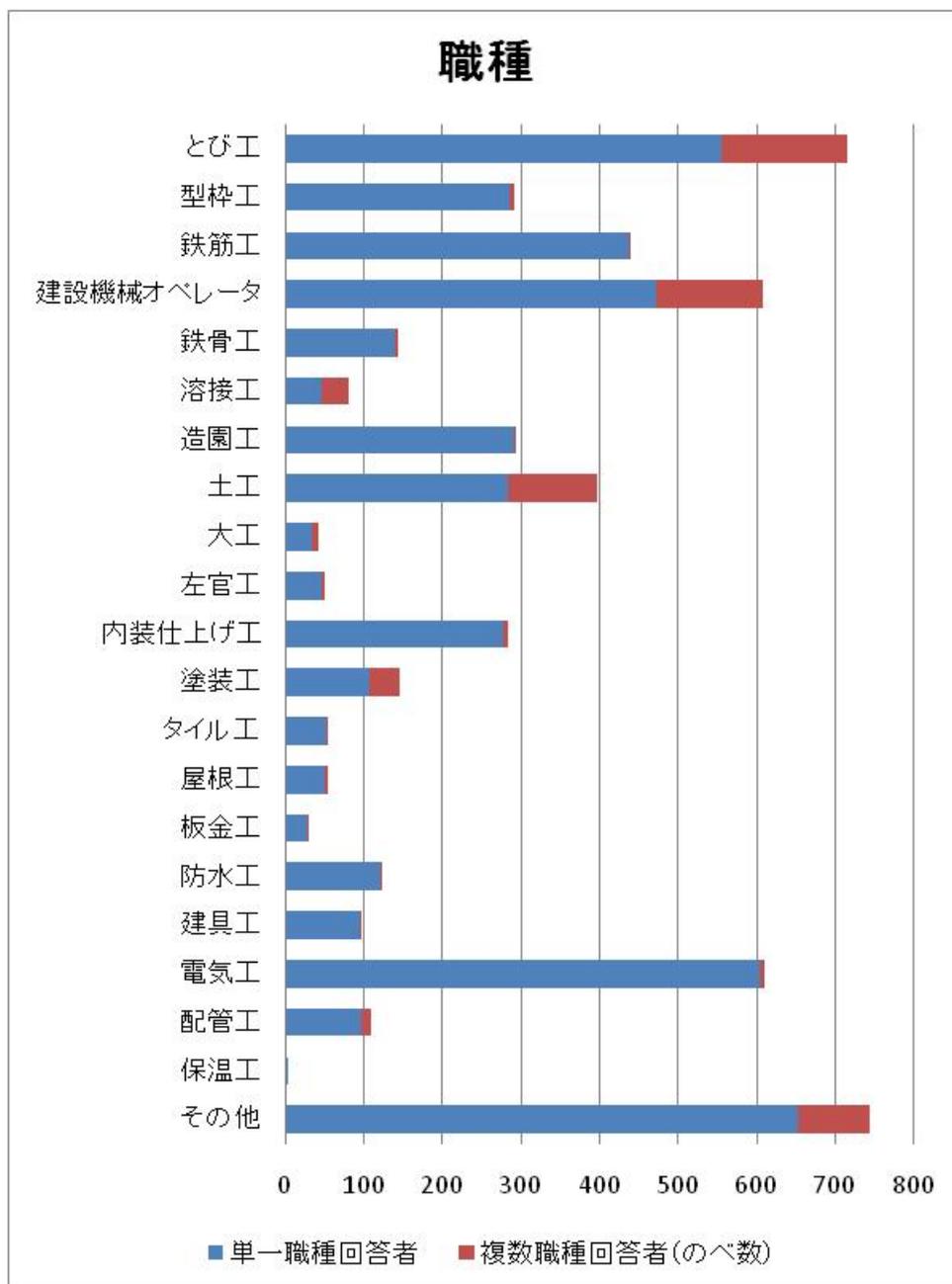
能力向上の取組みについては、資格取得支援のための受験費用負担が最も多く、次いで講習会・研修会の実施、専門工事業者団体による講習となっている。



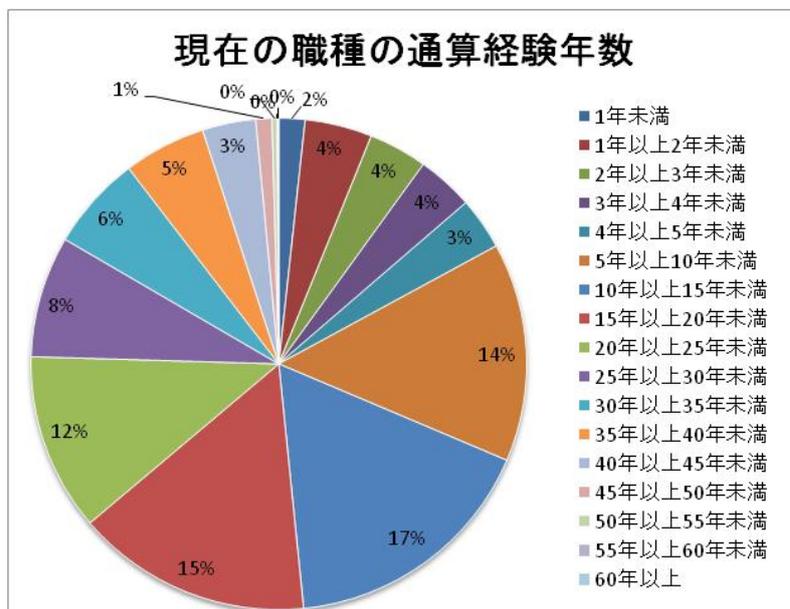
(2) 技能労働者アンケート

① 回答者の属性

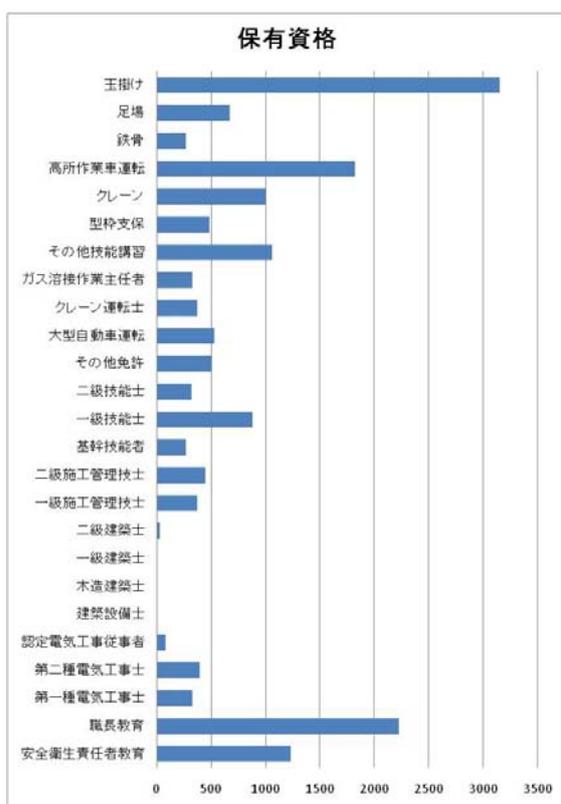
回答者の属性を見てみると、職種としては、とび工が最も多く、次いで電気工、建設機械オペレーター、鉄筋工となっている。



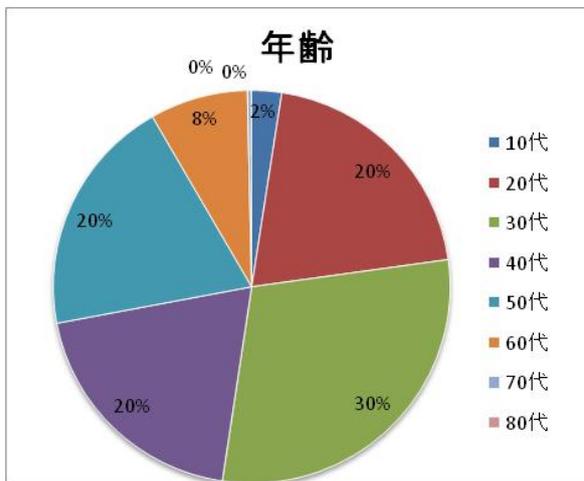
現在の職種の通算経験年数については、10年以上15年未満が17%と最も多く、次いで15年以上20年未満が15%、5年以上10年未満が14%、20年以上25年未満が12%となっている。



保有資格については、玉掛けが最も多く、次いで職長教育、高所作業者運転、安全衛生責任者教育となっている。

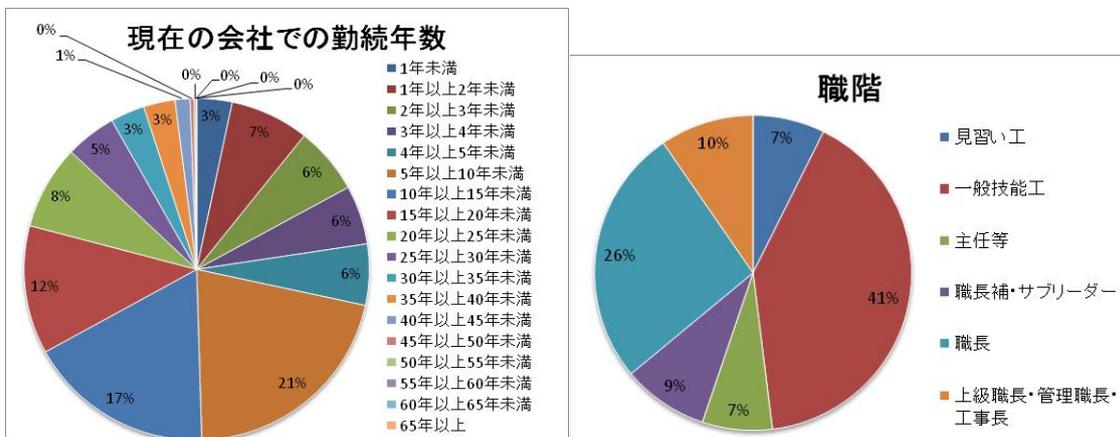


年齢（平成 21 年 4 月 1 日現在）については、30 代が 30%と最も多く、次いで 20 代、40 代、50 代が 20%となっている。



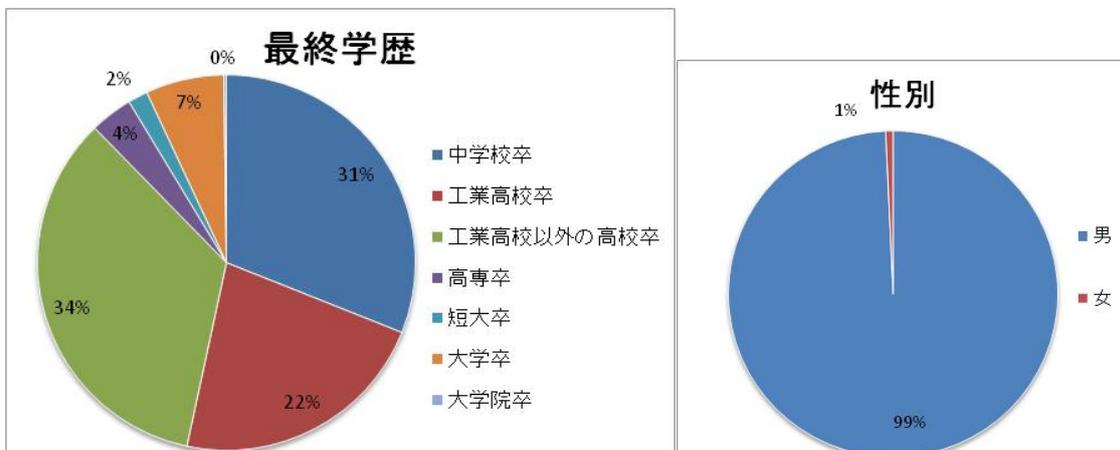
現在の会社での勤続年数については、5 年未満が 28%と最も多く（その中でも 1 年以上 2 年未満が全体の 7%となっている）、次いで 5～9 年が 21%、10～14 年が 17%、15～19 年が 12%、20～24 年が 8%となっている。

職階については、一般技能工が 41%と最も多く、次いで職長が 26%、上級職長・管理職長・工事長が 10%、職長補・サブリーダーが 9%となっている。



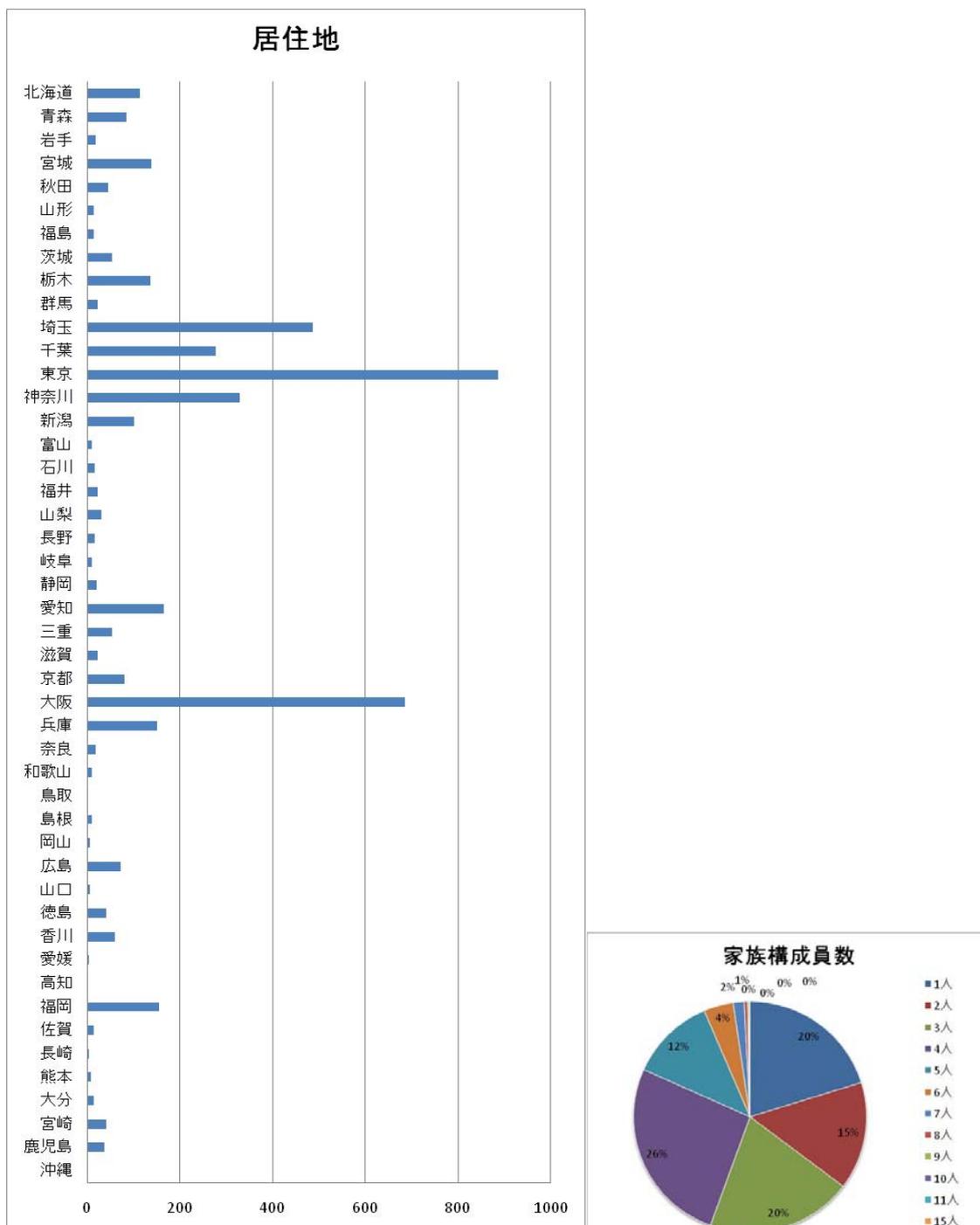
最終学歴については、工業高校以外の高校卒業が 34%と最も多く、次いで中学校卒が 31%、工業高校卒が 22%となっている。

性別については、男性がほとんどを占めている。

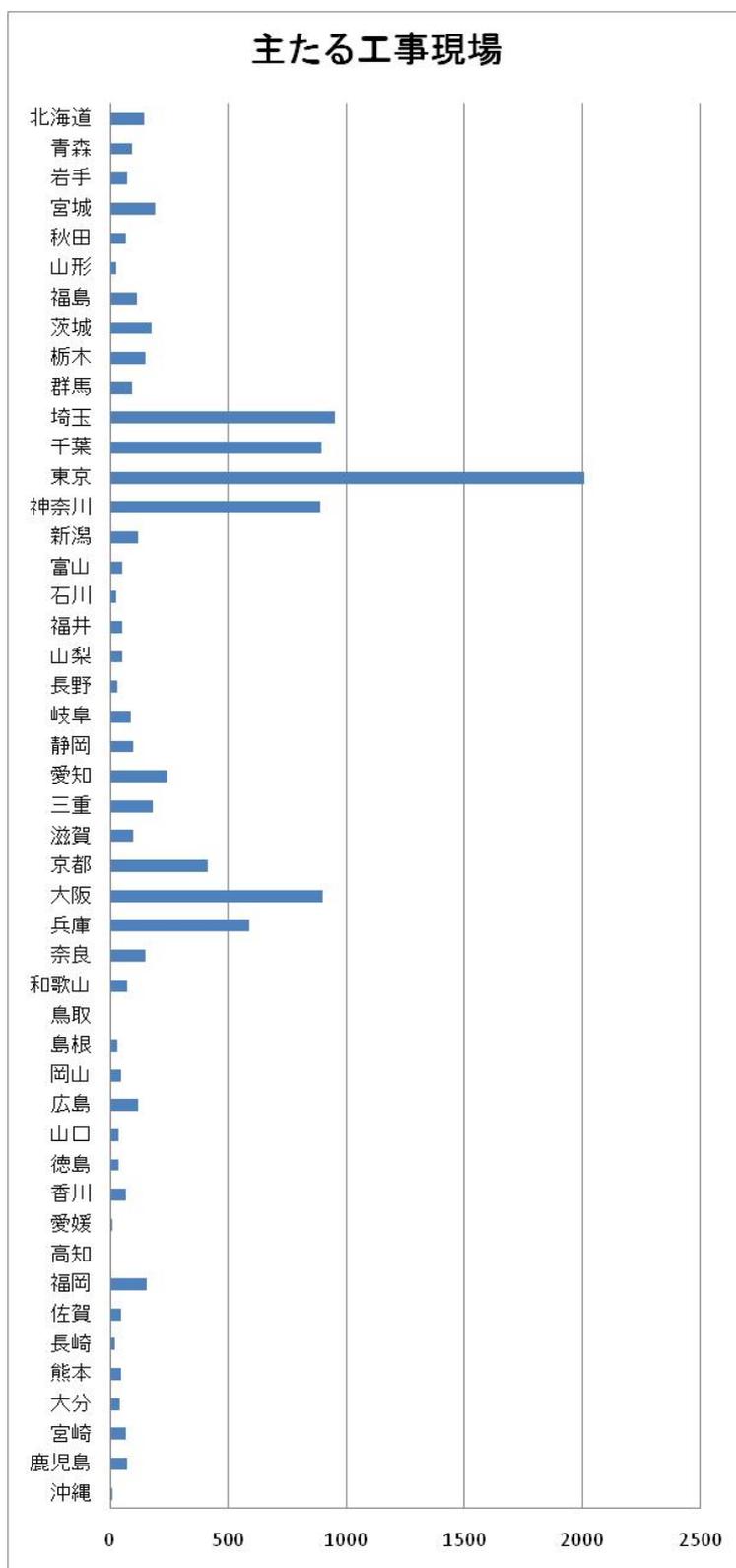


居住地については、東京が最も多く、次いで大阪、埼玉、神奈川、千葉となっている。

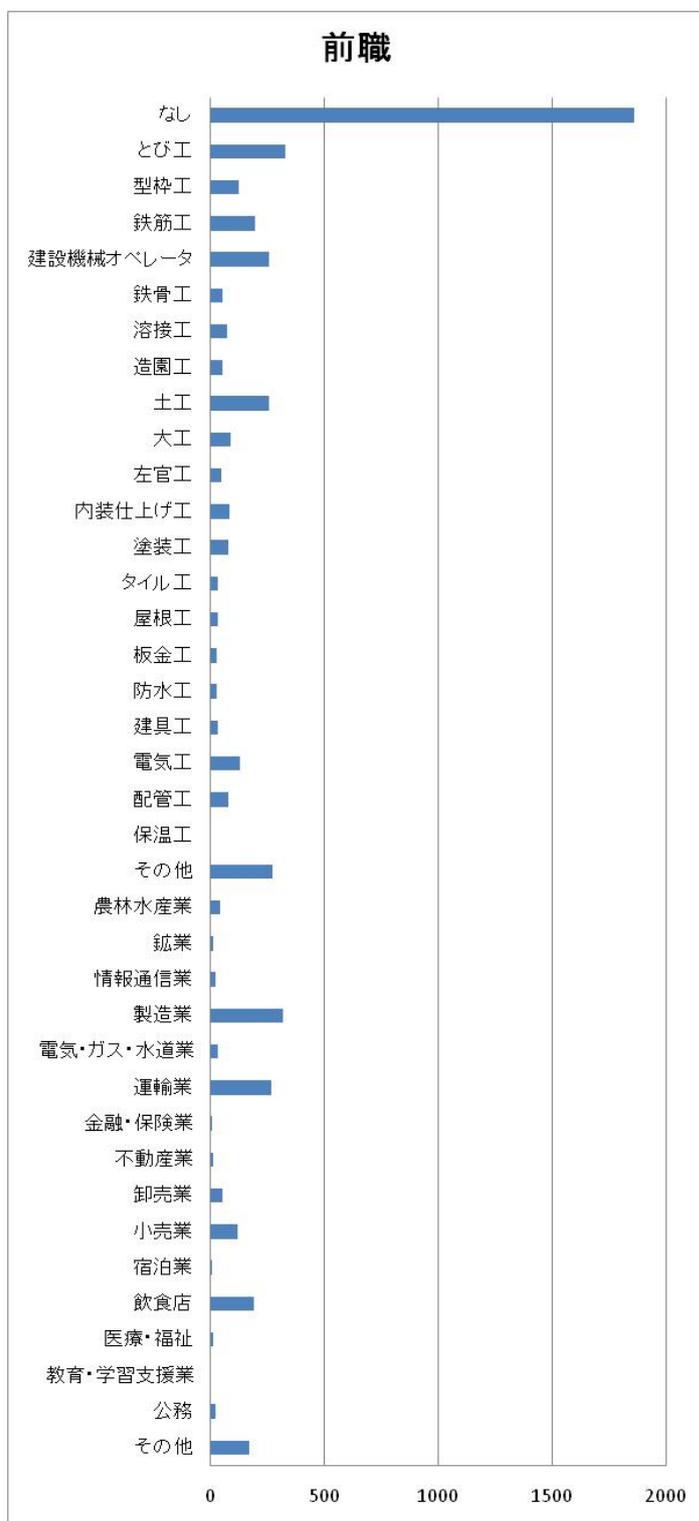
家族構成員数については、4人が26%と最も多く、次いで3人が20%、1人が20%、2人が15%となっている。

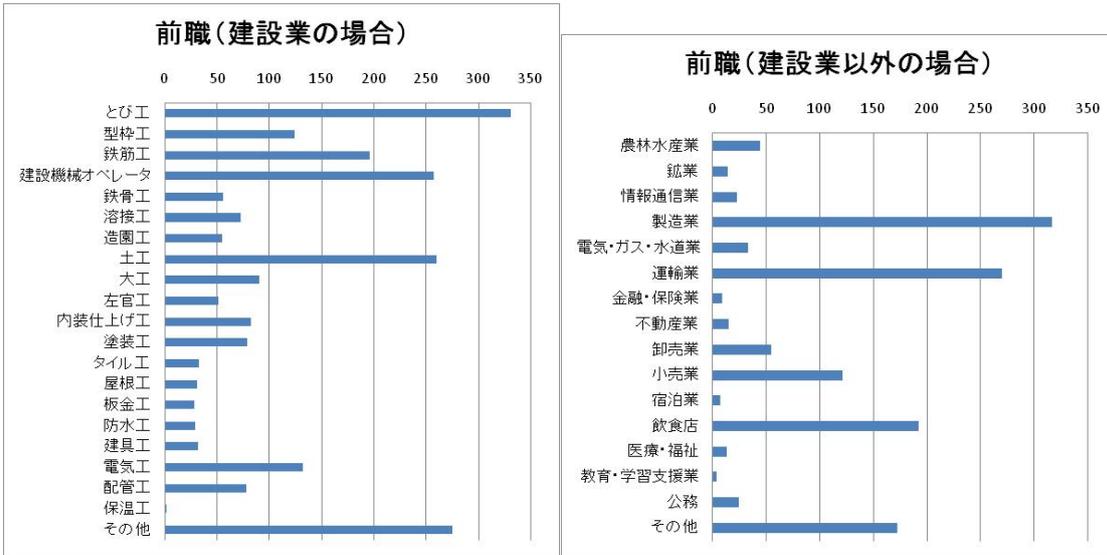


主たる工事現場については、東京が最も多く、次いで、埼玉、大阪、千葉、神奈川となっている。



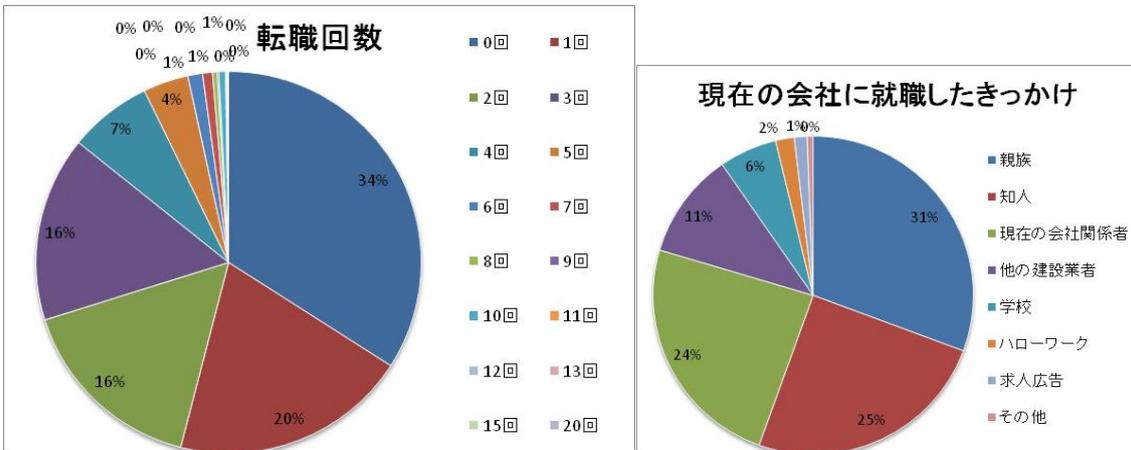
前職については、個々の選択肢ごとに見てみると、なしと回答した人が最も多い。前職が建設業と回答した人の中では、とび工が最も多く、次いで土工、建設機械オペレーター%となっている。建設業以外と回答した人の中では、製造業が最も多く、次いで運輸業、飲食店となっている（いずれも複数回答あり）。



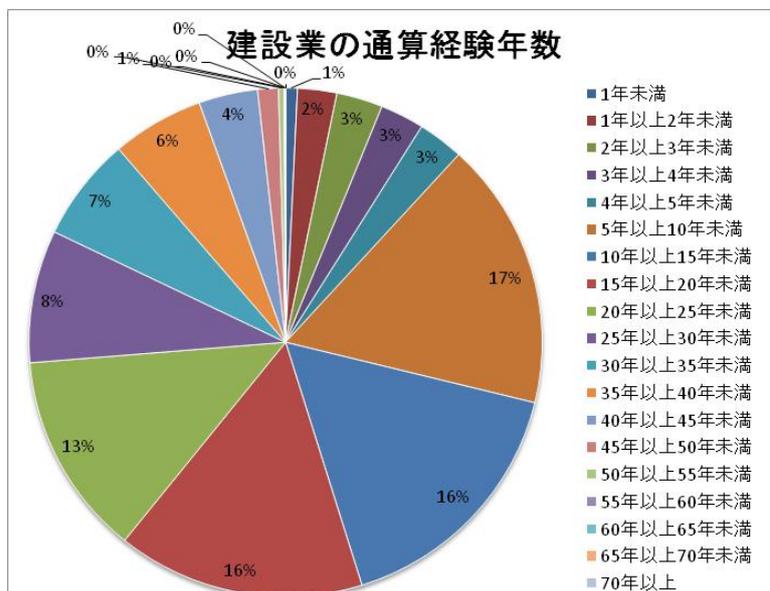


転職回数については、0回と回答した人が34%と最も多く、次いで1回が20%、2回が16%、3回が16%となっている。

現在の会社に就職したきっかけについては、親族が31%と最も多く、次いで知人が25%、現在の会社関係者が24%となっている。

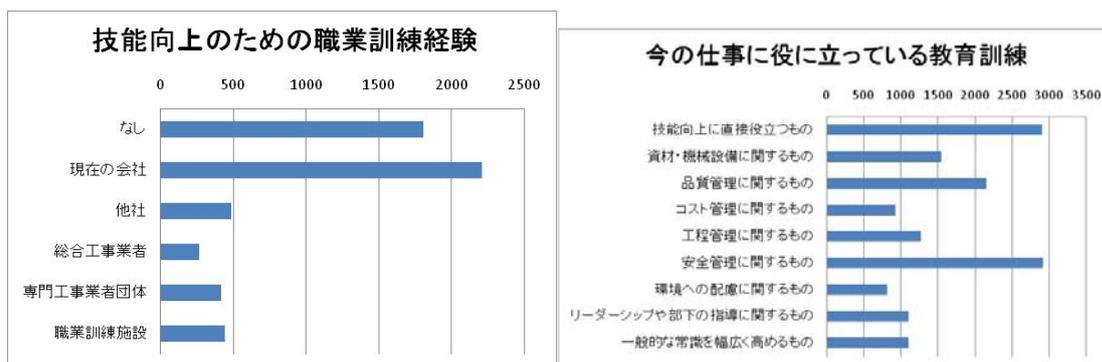


建設業の通算経験年数については、5年以上10年未満が17%と最も多く、次いで10年以上15年未満が16%、15～19年が16%、20～24年が13%となっている。



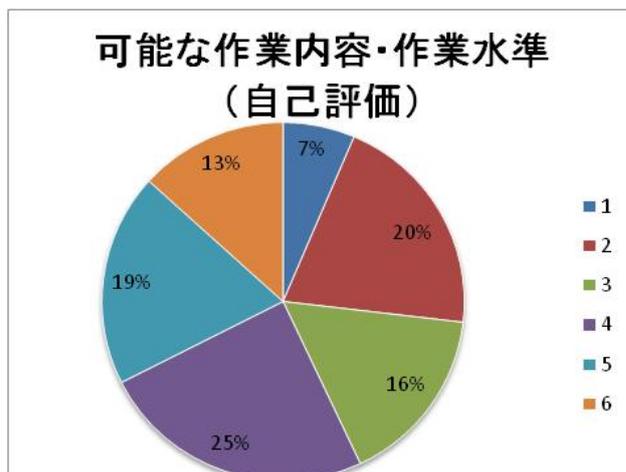
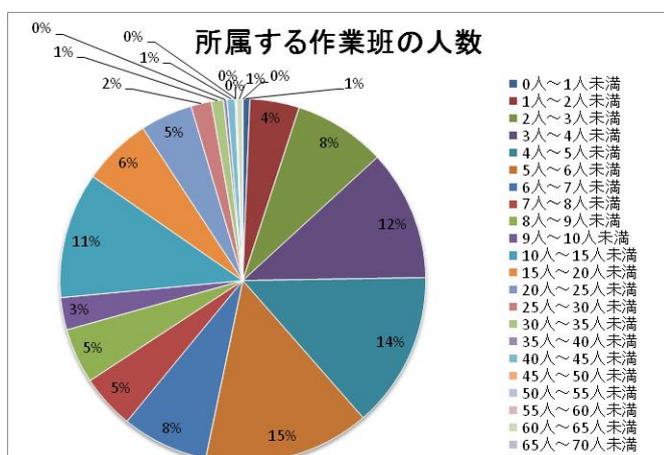
技能向上のための職業訓練経験については、ありと回答した人のうち、現在の会社が最も多く、次いで他社、職業訓練施設となっている（複数回答あり）。一方、なしと回答した人も多く見られる。

今の仕事に役立っていると思われる教育訓練については、安全管理に関するものが最も多く、次いで技能向上に直接役立つもの、品質管理に役立つものとなっている。



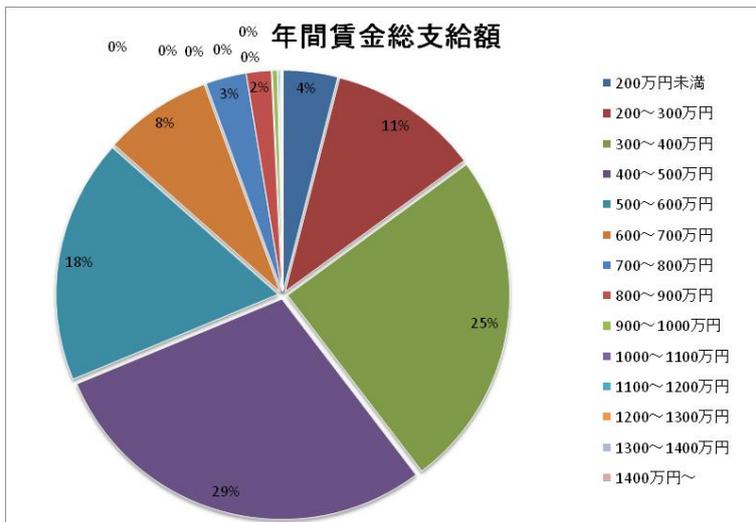
所属する作業班の人数については、5人以上6人未満が15%と最も多く、次いで4人以上5人未満が14%、3人以上4人未満が12%となっている（幅のある回答の場合、その平均値を採用しているため〇〇人未満となっている）。

遂行することのできる作業内容・作業水準については、1（作業の補助、材料の運搬、工具の点検、工具・機械類の名称の理解）までが7%、2（指示された作業の直接施工、簡単な図面の読み取り、作業内容・手順の理解）までが20%、3（工事全般の直接作業、図面の読み取り、工程・作業員の把握）までが16%、4（職長の補佐、全般の現場管理、他の技能労働者に対する指示・指導）までが25%、5（工事全般の管理（品質・予算・工程・安全管理、打合せ、見積り、調整等））までが19%、6（施工全体の統括、総合的な管理・監督（高度な提案・統率・交渉・調整能力等））までが13%となっている。

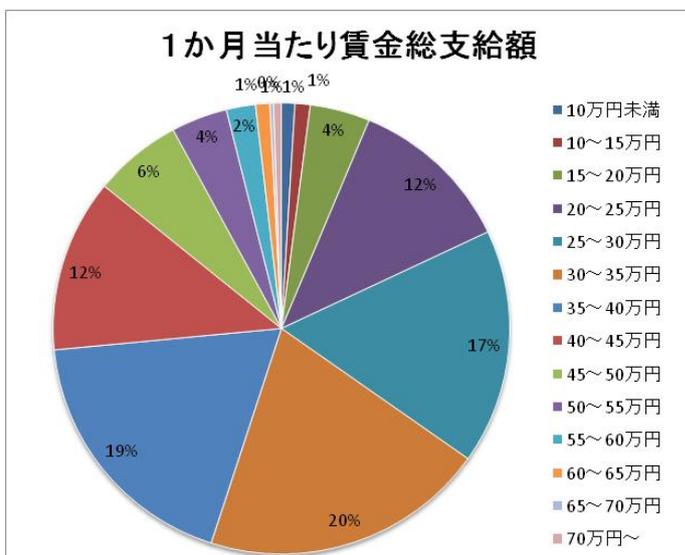


② 賃金

年間賃金支給額については、400万円以上500万円未満が29%と最も多く、次いで300万円以上400万円未満が25%、500万円以上600万円未満が18%となっている。平均値が444万2,212円、中央値が431万4,200円である。

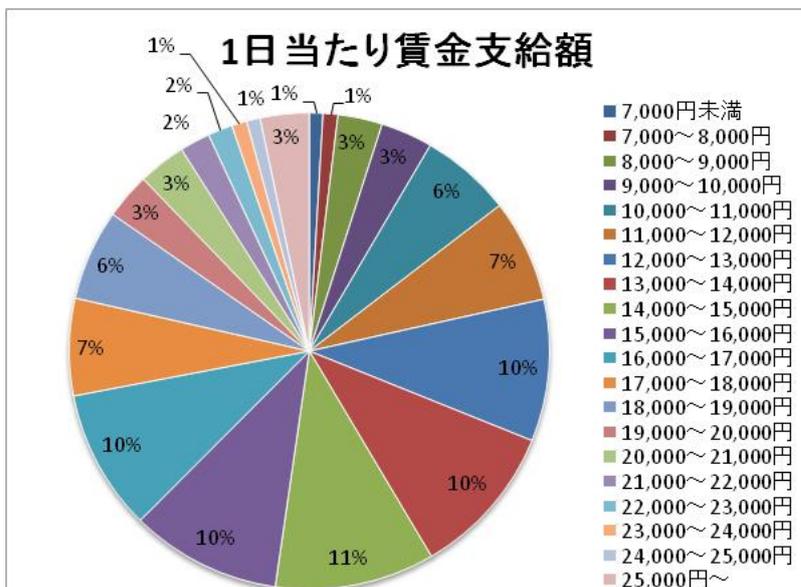


1か月当たり賃金支給額については、30万円以上35万円未満が20%と最も多く、次いで35万円以上40万円未満が19%、25万円以上30万円未満が17%となっている。平均値は34万3,766円、中央値は33万6,500円である。



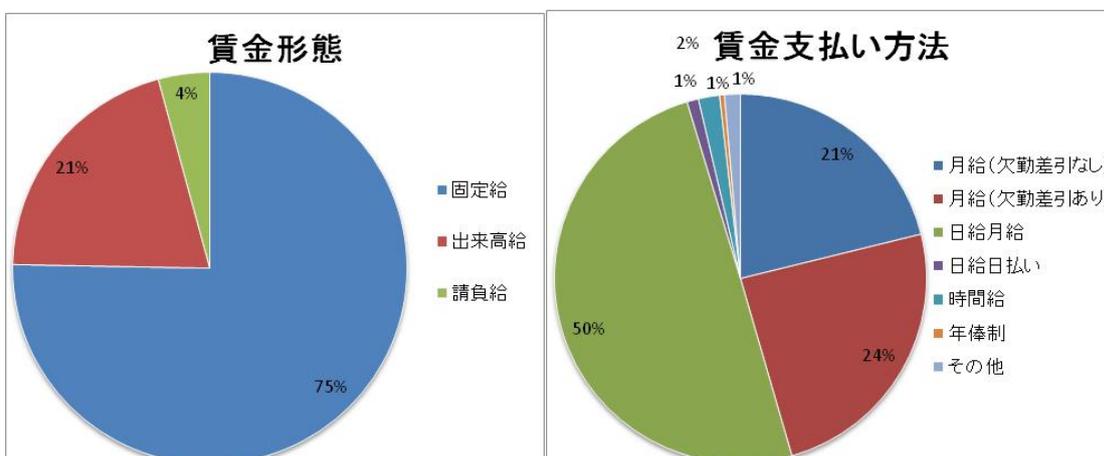
1日当たりの賃金支給額については、14,000円以上15,000円未満が11%と最も多く、次いで13,000円以上14,000円未満、15,000円以上16,000円未満、12,000円以上13,000円未満が10%、16,000円以上17,000円未満が10%となっている。平均値は15,709円、中央値

は 14,700 円である。



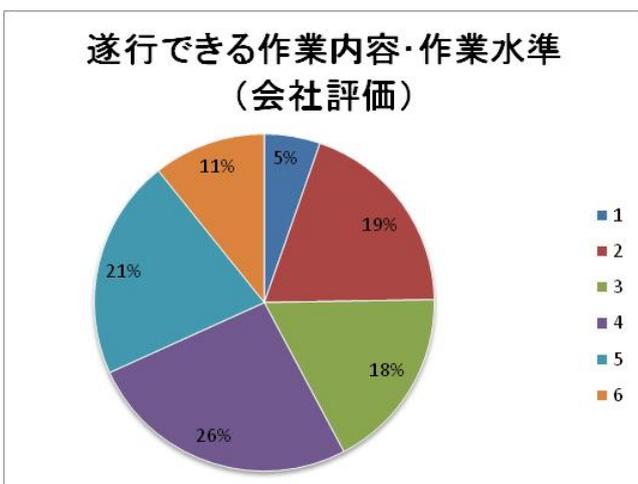
賃金形態については、固定給が 75%と最も多く、次いで出来高給が 21%、請負給が 4%となっている。

賃金支払い方法については、日給月給が 50%と最も多く、次いで月給（欠勤差し引きあり）が 24%、月給（欠勤差引なし）が 21%となっている。

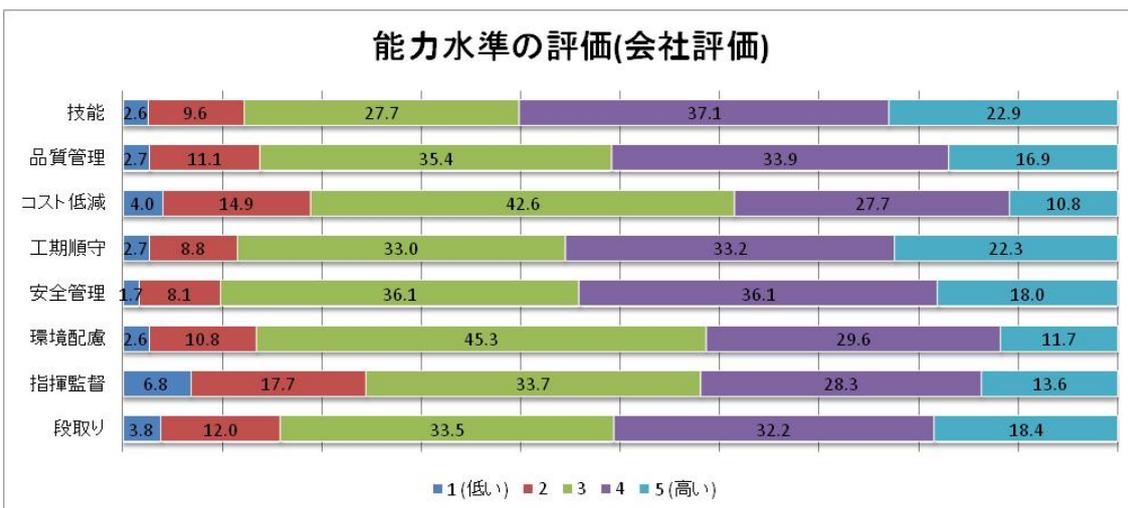


③ 業務遂行能力

遂行することのできる作業内容・作業水準については、1（作業の補助、材料の運搬、工具の点検、工具・機械類の名称の理解）までが5%、2（指示された作業の直接施工、簡単な図面の読み取り、作業内容・手順の理解）までが19%、3（工事全般の直接作業、図面の読み取り、工程・作業員の把握）までが18%、4（職長の補佐、全般の現場管理、他の技能労働者に対する指示・指導）までが26%、5（工事全般の管理）までが21%、6（施工全体の統括、総合的な管理・監督）までが11%となっている。

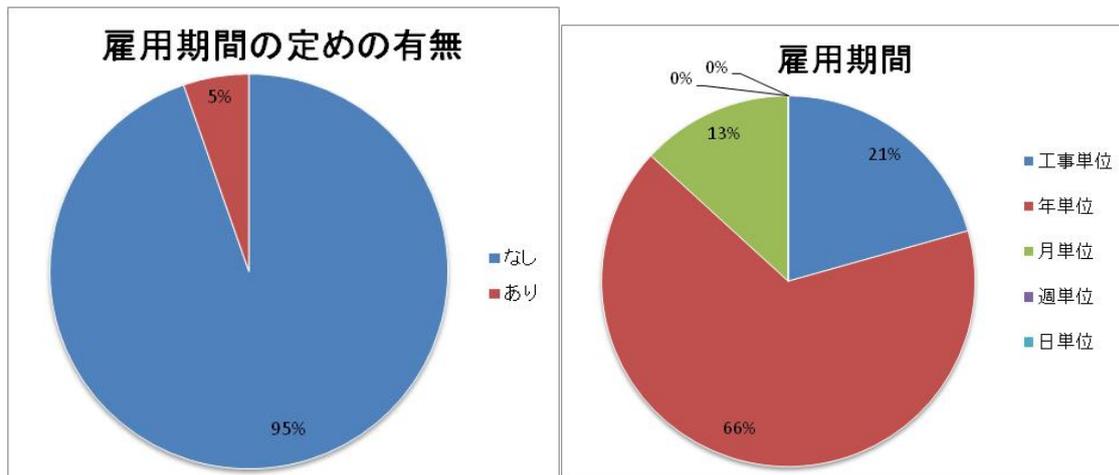


企業による能力水準の評価については、技能、工期順守、安全管理と比較すると、コスト低減、環境配慮、指揮監督についての評価が厳しいものとなっている。



④ 雇用契約期間

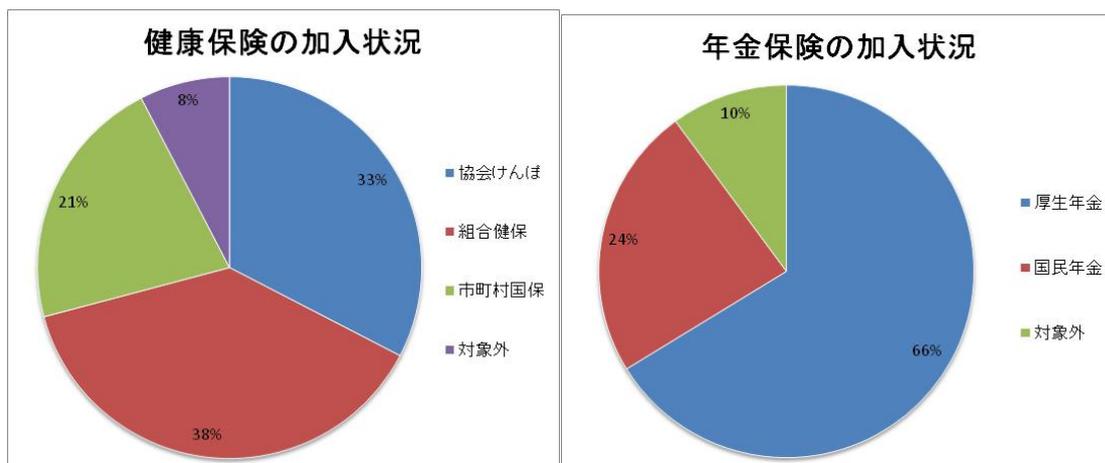
雇用期間の定めについては、なしと回答しているものが 95%、ありと回答しているものが 5%である。雇用期間がありと回答したもののうち、年単位が 66%と最も多く、次いで工事単位が 21%、月単位が 13%となっている。



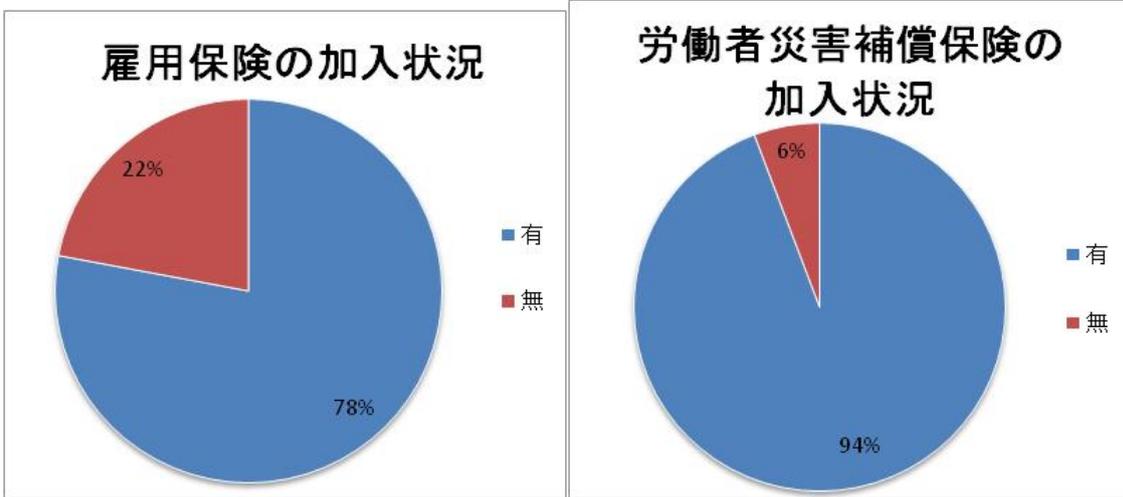
⑤ 社会保険・労働保険

社会保険・労働保険の加入の有無について見てみると、健康保険については、加入している人が 92%、加入していない人が 8%となっており、加入している人については、組合健保が 38%と最も多く、次いで協会けんぽが 33%、市町村国保が 21%となっている。

年金保険については、加入している人が 90%、加入していない人が 10%となっており、加入している人については、厚生年金が 66%、国民年金が 24%となっている。



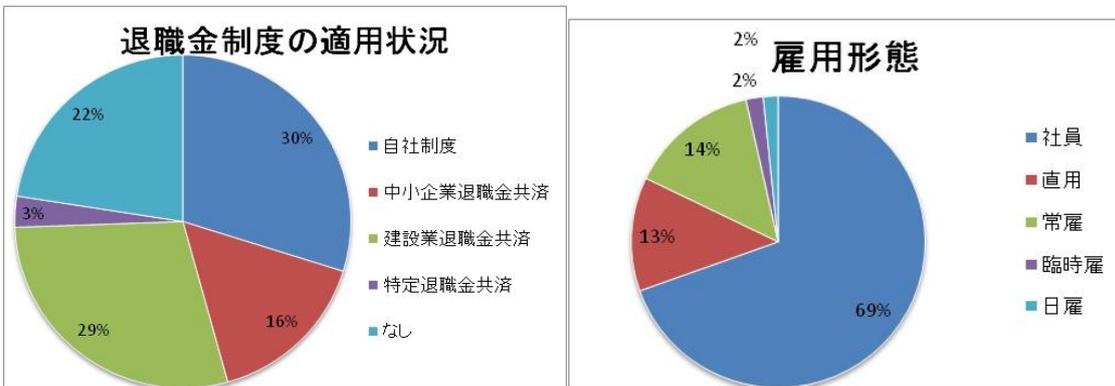
雇用保険については、加入している人が78%、加入していない人が22%となっている。
 労働者災害補償保険については、加入している人が94%、加入していない人が6%となっている。



⑥ 退職金制度

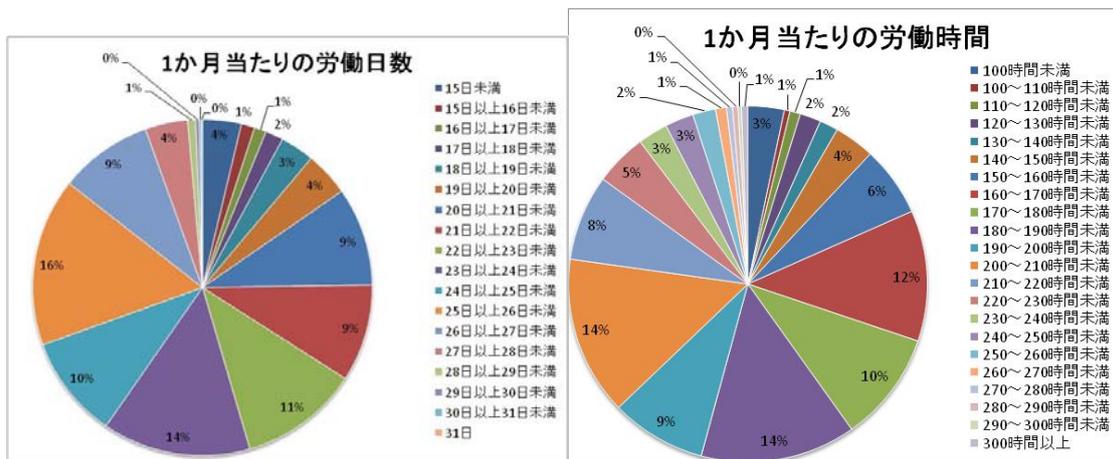
退職金制度の有無については、自社制度が最も多く30%、次いで建設業退職金共済が29%となっている。一方、退職金制度が適用されていない人も目立つ。

雇用形態については、社員が69%、直用が13%となっている。



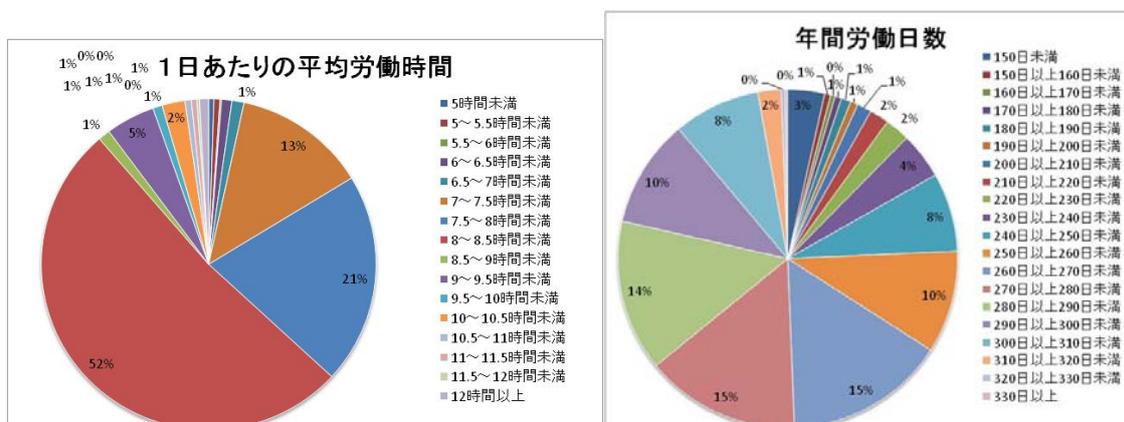
⑦ 労働日数・時間

1か月当たりの労働日数については、25日以上26日未満が16%と最も多く、次いで23日以上24日未満が14%、22日以上23日未満が11%となっている。平均日数は、22.6日、中央値は23日である。1か月当たりの労働時間については、200時間以上210時間未満が14%と最も多く、次いで180時間以上190時間未満が14%、160時間以上170時間未満が12%となっている。平均時間は、185.1時間、中央値は184時間である。



1日当たりの平均労働時間については、8時間以上8時間半未満が52%と最も多く、次いで7時間半以上8時間未満が21%、7時間以上7時間半未満が13%となっている。平均時間は、8.88時間、中央値は8時間である。

年間の労働日数については、260日以上270日未満が15%と最も多く、次いで270日以上280日未満が15%、280日以上290日未満が14%、となっている。平均日数は、259.8日、中央値は270日である。



建設専門工事業の下請構造に関する 調 査

目 次

1. 調査の概要	1
1. 1 調査の目的	1
1. 2 調査方法	1
1. 3 アンケート調査項目	1
1. 4 アンケート調査票の配付・回収	2
2. アンケート調査結果	4
2. 1 回答会社の属性	4
(1) 資本金	4
(2) 従業員数（役員及び雇用者すべてを含む）	4
(3) 最も多い請負階層	5
(4) 直近の完工高	5
2. 2 下請ケースごとの下請発注・受注の状況と考え方	6
(1) ケース1【細分型】	6
(2) ケース2【専属型】	14
(3) ケース3【繁忙期型】	19
(4) ケース4【代理店型】	24
(5) ケース5【GC子会社型】	28
(6) ケース6【依存型】	32
(7) ケース7【統合型】	36
2. 3 職種分類ごとの下請ケース比較	40
(1) 全体	40
(2) 軀体系職種	41
(3) 仕上系職種	42
(4) 設備系職種	43
(5) 土木系職種	44
2. 4 その他の下請ケース	45
2. 5 現状の下請構造についての考え方	46
3. ヒアリング調査結果	54
(1) ヒアリング対象会社の概要	54
(2) ヒアリング結果	54
4. 調査結果のまとめ	60
(1) 下請発注・受注の形態	60
(2) 下請発注についての考え方	61
(3) 下請構造の課題	62
参考1 アンケート調査回答会社における今後の調査に対する協力意向	64
参考2 「建設専門工事業の下請関係に関するアンケート」調査票	65

1. 調査の概要

1. 1 調査の目的

建設業の産業構造は、下請関係が連鎖する重層下請構造となっている。現在、元請会社の安値受注などが、下請となる専門工事業者の経営を圧迫しており、末端の技能労働者の処遇の低下を招いている状況である。

本調査は、建設業の下請構造の現状を確認し、施工体制及び労働者への影響等を把握することで、下請構造の健全化と技能労働者の処遇向上に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

1. 2 調査方法

1) アンケート調査

- a. 調査対象…建専連の正会員等 34 団体に加盟する 340 社。
- b. 調査方法…建専連の会員団体の事務局を通じて、各団体加盟会社に対して調査票を配付し、回収する。
- c. 調査期間…2010 年 2 月

2) ヒアリング調査

- a. 調査対象…アンケート調査の回答会社のうち、下請関係に関する関心が高いと思われる 7 社。
- b. 調査期間…2010 年 4 月

1. 3 アンケート調査項目

a. 会社について

- ①会社名、主な職種、資本金、従業員数
- ②最も多い請負階層、直近の完成工事高

b. 建設専門工事における下請関係について

以下の 7 つの下請構造のケースについての、

- ①下請発注の頻度
- ②下請受注の頻度
- ③下請発注についての考え方

ケース 1 :【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。

ケース 2 :【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請（班）として独立しており、それらに下請発注する形となっている。

ケース 3 :【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することにしてている。

ケース 4 :【代理店型】A社は、商社（又は代理店）で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。

ケース 5 :【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社（関連会社）で、1次下請として専

門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。

ケース6：【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみ行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。

ケース7：【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

c. その他の下請ケースについて

d. 現状の下請構造についての考え方

1. 4 アンケート調査票の配付・回収

a. 配付…34の会員団体ごとに原則として10社を選定し、調査票を配付する。

b. 回収数…208通（職種別回収数は表のとおり）

c. 回収率…今回の調査票配付総数を340通とすると、回収率は次のとおりである。

$$208 \text{ 通} / 340 \text{ 通} = 61.2\%$$

アンケート調査票の職種別回収状況は、次のとおりである。

表 1.4.1 アンケート調査票の職種別回収数

職種分類	職種	団体名称	回収数
躯体系	薦土工	(社)日本建設躯体工事業団体連合会	11
		(社)日本薦工業連合会	
	型枠大工	(社)日本建設大工工事業協会	5
	鉄筋	(社)全国鉄筋工事業協会	3
	鉄骨	(社)全国鐵構工業協会	12
		(社)鉄骨建設業協会	
	圧接	全国圧接業協同組合連合会	5
	圧送	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	8
	クレーン	(社)全国クレーン建設業協会	9
建具	(社)カーテンウォール・防火開口部協会	22	
	(社)日本シャッター・ドア協会		
小計			75
仕上系	板金	(社)日本建築板金協会	10
	塗装	日本外壁仕上業協同組合連合会	18
		全国マスチック事業協同組合連合会	
		(社)日本塗装工業会	
	左官	(社)日本左官業組合連合会	5
	タイル	(社)全国タイル業協会	6
		(社)日本タイル煉瓦工事工業会	
	瓦	(社)全日本瓦工事業連盟	9
	内装	日本建設インテリア事業協同組合連合会	8
(社)全国建設室内工事業協会			
日本室内装飾事業協同組合連合会			
防水	(社)全国防水工事業協会	8	
小計			64
設備系	管	全国管工事業協同組合連合会	5
	消防施設	消防施設工事協会	4
	標識	(社)全国道路標識・標示業協会	9
	断熱	日本ウレタン断熱協会	11
小計			29
土木系	基礎	全国基礎工業協同組合連合会	13
		(社)日本基礎建設協会	
	機械土工	(社)日本機械土工協会	2
	カッター	全国コンクリートカッター工事業協同組合	10
	アンカー	(社)日本アンカー協会	3
造園	(社)日本造園組合連合会	12	
	(社)日本造園建設業協会		
小計			40
合計			208

2. アンケート調査結果

2. 1 回答会社の属性

(1) 資本金

全体として、資本金3,000万円未満の会社が62%を占めている。資本金3,000万円未満の会社が特に多いのは仕上系職種である。

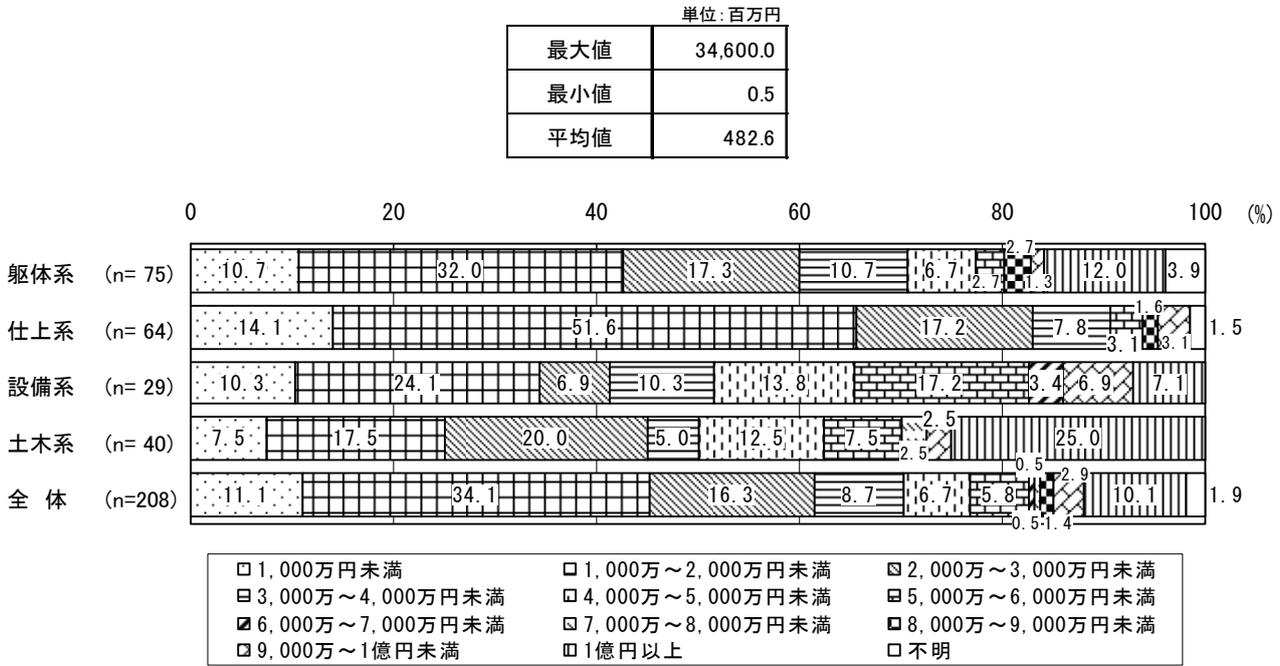


図 2.1.1 回答会社の資本金

(2) 従業員数（役員及び雇用者すべてを含む）

全体として、従業員数30人未満の会社が58%を占めている。従業員数30人未満の会社が特に多いのは仕上系職種である。

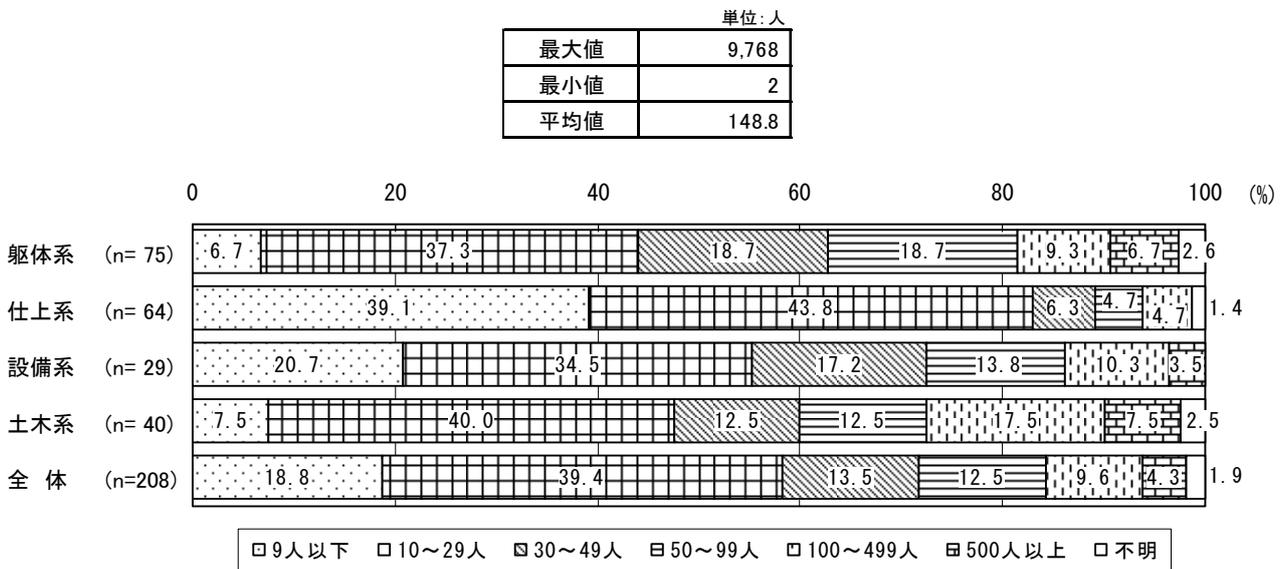


図 2.1.2 回答会社の従業員数（役員及び雇用者すべてを含む）

(3) 最も多い請負階層

全体として、1次下請の会社が72%を占めている。元請の会社が比較的多いのは設備系職種と土木系職種である。

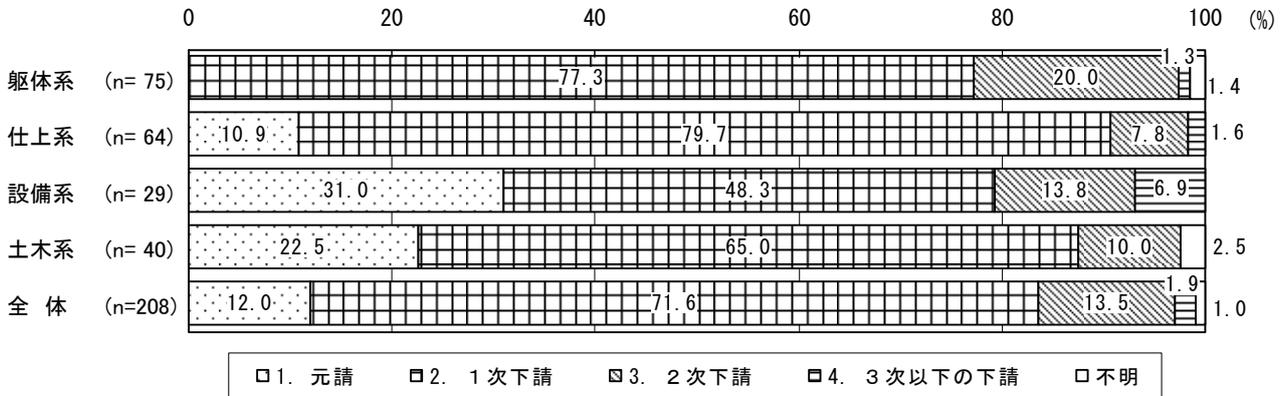


図 2.1.3 回答会社の最も多い請負階層

(4) 直近の完工高

全体として、完工高5億円未満の会社と5億円以上の会社がほぼ半々である。完工高5億円未満の会社が特に多いのは仕上系職種、完工高5億円以上の会社が特に多いのは設備系職種である。

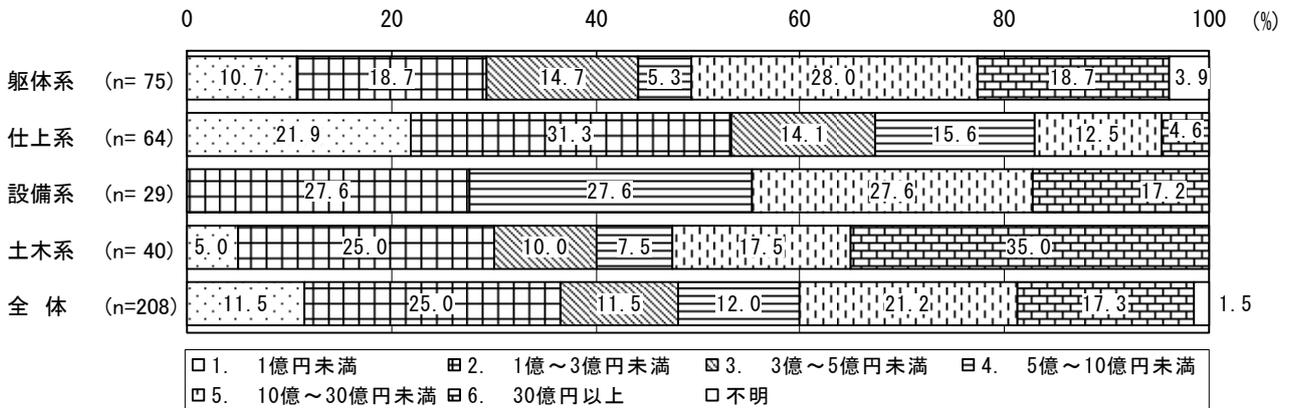


図 2.1.4 回答会社の直近の完工高

2. 2 下請ケースごとの下請発注・受注の状況と考え方

(1) ケース1【細分型】

ケース1：【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。

a. ケース1【細分型】の下請発注の頻度と内容

ケース1【細分型】の下請発注をしている会社は全体の67%と多い。

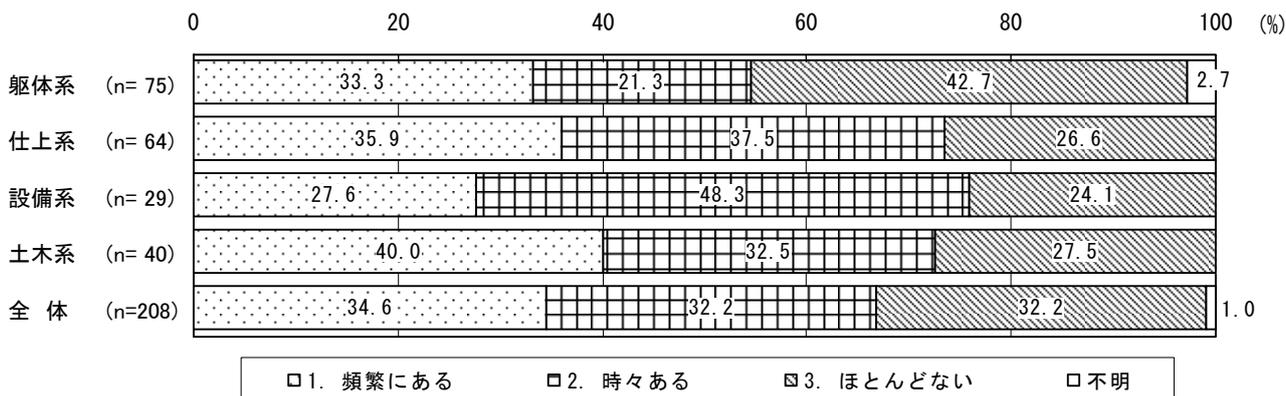


図 2.2.1 ケース1【細分型】の下請発注の頻度

表 2.2.1 ケース1【細分型】の下請発注内容（記述回答 138 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	鳶工事において足場材一式工事について仮設材業者はもとより足場材保有している鳶業者に発注することがある。	鳶土工
	2	土工事(労務)・土工事(重機)・コンクリート工事等	鳶土工
	3	型枠工事・鉄筋工事・足場工事・コンクリート工事・土工事	鳶土工
	4	解体工事・土工事・足場工事・コンクリート打設・鉄骨建方	鳶土工
	5	鉄筋工事における現場組立発注、及び解体工事における仮設工事、内装解体工事、重機工事等の分離発注。	鳶土工
	6	型枠組立・型枠解体・墨出し工事	鳶土工
	7	鳶工事・土工工事・コンクリート圧送	鳶土工
	8	型枠解体工事	型枠大工
	9	・材工一式 ・大工手間のみ ・解体手間のみ	型枠大工
	10	型枠大工・解体工事(手間のみ)及び墨出し、資材リース、運搬	型枠大工
	11	デッキ工事、ラス型枠工事、鋼製型枠工事	型枠大工
	12	型枠組立、型枠解体、墨出し工事	型枠大工
	13	鉄筋工事の現場での組立作業	鉄筋
	14	鉄筋加工はA社、鉄筋組立はA社 or B社、鉄筋運搬はB社にて行っています。	鉄筋
	15	階段・プレート・スプライス・金物	鉄骨
	16	現場作業	鉄骨
	17	金物等特殊な加工の時	鉄骨
	18	現場工事(建方、重機、運搬、現場カジ、塗装等)	鉄骨
	19	鉄骨工事のうち、現場鍛冶、錆止め塗装、現場鳶、溶接(工場、現場)、運送、階段、手すり	鉄骨
	20	階段・スロープ	鉄骨
	21	あまり重要ではない二次部材的な加工品	鉄骨
	22	運搬、錆止め塗装、母屋・胴縁、建て方、金物(階段・手摺等)、亜鉛メッキ	鉄骨
	23	受注が多い場合、その都度で無い時もあります。	圧送

職種分類	通し番号	記述内容	職種	
	24	舗装工事	クレーン	
	25	①揚重工事は、一車単位で、大きさにより単価を決める。 ②鳶工事は、規模に応じ、取り決め or 常備。	クレーン	
	26	鳶土工、推進工事、解体工事、その他特殊工事	クレーン	
	27	国、県、市町村、民間企業発注の橋梁仮設工事及び建築工事のとび作業・クレーン作業	クレーン	
	28	建具の取付工事、塗装、補修等	建具	
	29	取付工事、シール工事、清掃工事	建具	
	30	建具取付工事、シーリング施工、清掃	建具	
	31	サッシ溶接工事。搬入工事	建具	
	32	防水工事・シーリング工事	建具	
	33	施工(取付工事)	建具	
	34	現場が大きい場合、フロアを分けて作業を任せる。	建具	
	35	作業が不足している時に。	建具	
	36	エンジンドア装置、オペレーター装置などは再下請にて施工をしている。	建具	
	37	ほぼ 1 社に限定していますが、どうしても不得意な工種がある場合に発注しています。	建具	
	38	製作は自社工場、施工は専属下請け	建具	
	39	現場の製品別に複数の業者に取付を発注します。	建具	
	40	建具取付のための、鉄骨工事	建具	
	仕上系	41	工事等	板金
		42	板金・金物工事	板金
		43	工事の種類によって発注	板金
		44	カラーベストや日本瓦葺など金属以外の屋根工事 防水・シングル粘着工法の防水工事 パネル金属工事・鉄骨工事・サイディング工事	板金
		45	屋根工事、樋工事、サイディング工事等それぞれ得意な工種でチームを作る。	板金
		46	工事内容により得意工事種類で発注	板金
		47	外壁サイディング工事、金物工事、コーキング工事、大型倉庫等の屋根・外装・樋工事	板金
		48	足場工事・シーリング・注入工事・防水工事・塗装工事他	塗装
		49	吹付・塗装	塗装
		50	・新築工事(吹付・塗装・左官) ・改修工事(補修、左官・吹付・塗装)	塗装
		51	仮設足場工事・吹付工事・下地補修工事・防水工事・塗装工事	塗装
		52	防水(アスファルト防水)・シーリング工事	塗装
		53	足場・雑工	塗装
		54	塗装工事・防水工事	塗装
		55	塗床工事・橋梁塗装工事・吹付工事	塗装
		56	仮設・下地補修・塗装・防水・シール・金物など	塗装
		57	特殊塗装(デコレイティブ塗装)	塗装
		58	塗装、防水、電気、足場、シーリング、看板、左官、岩綿	塗装
		59	集合住宅、金物工事、舗装工事等	塗装
		60	仮設足場	塗装
		61	1.塗装 2.防水 3.とび 4.他専門工種 専門工種分はB社だけでなく数社に発注している。	塗装
		62	床コンクリート専門工・打放補修工	左官
		63	左官工事	左官
64		一度に工事の受注が多くて納期に間に合わなくなる時	左官	
65		コンクリート直押さえ	左官	
66		石工事、材料搬入	タイル	
67		手間のみの場合が多い。	タイル	
68		下地補修(左官屋へ)	タイル	
69		タイル工事施工	タイル	

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	70	瓦他葺上工事	瓦
	71	足場組立・板金作業	瓦
	72	板金工事・大工工事・塗装工事	瓦
	73	解体工事・板金工事・瓦施工・左官工事	瓦
	74	屋根・サイディング・樋・コーキング	瓦
	75	軽量下地工事、ボード工事、クロス貼り工事、床貼り工事	内装
	76	材料はメーカー、問屋に分けて発注。施工は専門職人に発注。	内装
	77	床貼工事、ビニールクロス工事、ブラインド工事	内装
	78	クロス・床工事、クリーニング、ブラインド・ロールスクリーン・パーテーション	内装
	79	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	80	グラスウール工事、化粧ケイカル工事	内装
	81	内装工事	内装
	82	浴室改修等で、FRPとエポキシライニング等分けて発注。屋上防水等で、防水工事と笠木(金属・トラク等)分けて発注。	防水
	83	防水工事	防水
	84	シーリング、ウレタン防水、FRP防水、それぞれ分けて発注。	防水
	85	ウレタン吹付防水、金属工事	防水
	86	改修工事が多く、撤去(ハツリ)作業やシート貼りのみなどを発注して、管理を自社で行う。	防水
	87	自社で工事出来ない外壁塗装工事等	防水
	88	防水工事、塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水
	89	塗膜防水での特殊工事	防水
設備系	90	道路掘削作業の工事	管
	91	配管工事・保温工事・冷媒工事・計装工事・機械設置工事	管
	92	ダクト工事・計装工事	管
	93	電気・管・土木・通信の専門業者へ	管
	94	自社施工が基本ですが、受注過多(年度末他)自社施工出来ない場合。	消防施設
	95	配管・電気・塗装・足場・土木	消防施設
	96	・配管工事 ・土木工事 ・塗装工事 ・電気工事	消防施設
	97	舗装工事	標識
	98	道路上の車線規制作業。とび、土工事に関する作業。電気工事に関する作業。	標識
	99	・土工 ・電工 ・上部工 ・交通規制	標識
	100	標識工事の基礎工、遮音壁工事の杭打ちのみ。	標識
	101	電気工事、舗装工事、標識・標示工事	標識
	102	熱絶縁	断熱
	103	内装工事・床防熱工事	断熱
	104	ロックウール吹付等(耐火被覆工事)	断熱
	105	約 1/3 は外注工事となる。	断熱
	106	断熱工事として、グラスウール工事を他社に発注している。	断熱
	107	外断熱工事・逆打工事・耐火被覆工事	断熱
	108	ロックウール吹付・グラスウール工事・クロス・OA フロアー・スパンドレル etc.	断熱
	109	冷蔵倉庫等の内装工事、防熱扉工事	断熱
土木系	110	土工事、鉄筋工、型枠工、杭打工 他	基礎
	111	場所打ち杭施工を受注した場合、鉄筋カゴ製作を協力会社に発注しています。	基礎
	112	鉄骨・橋梁製作・架設、基礎杭施工、鋼矢板打設、法面工施工、グラウンドアンカー施工、建築外壁・屋根・金属建具・サッシ施工など	基礎
	113	いろいろありますが、アース機と杭工とを1社が受け、残りの揚重機・鉄筋工・残土業者と分かれています。	基礎
	114	場所打ち杭工事 1. 掘削、コンクリート打設作業 2. 鉄筋加工組立作業	基礎
	115	杭工、鉄筋加工、残土泥水処理工	基礎
	116	鉄筋加工、掘削残土処分	基礎
	117	杭打設(造成)工事、材料費、機械賃貸費、施工管理費、鉄筋加工費、残土処理費	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	118	ダンプ運搬工(10tクラス)、重機土工事に関する構造物等	機械土工
	119	構造物(ブロック工・石工・芝張り工・下水)等関係	機械土工
	120	コンクリート等切断工で、自社が保有していない特殊機械を使用しなければならない場合	カッター
	121	自社の対応が出来ず、一般的な切断・穿孔作業をお願いする。	カッター
	122	アンカー工事	カッター
	123	主に穿孔工事	カッター
	124	切断・穿孔の専門工事を受注し、当初見込みより数量オーバーした場合や工期短縮を求められた場合の同業他社への応援(又は共業)。	カッター
	125	工種に応じて発注している(アンカー、法面、仮設工等)。	アンカー
	126	労務のみ or 労務機械持ち	アンカー
	127	労務	造園
	128	舗装工事、レンガ・インターロッキング工事、水道工事、ブロック工事等	造園
	129	剪定工	造園
	130	年度末、官庁元請工事において土木工事等を発注	造園
	131	公園工事、外構工事等、多工種の場合	造園
	132	防水に係わる屋上庭園の特殊工事	造園
	133	各業種に分けて発注する。	造園
	134	植栽工事	造園
	135	公園整備工事を契約した場合、外注に出すのは土木工事、石工事、舗装工事、遊具工事、電気工事、水道工事業に専門業者を下請発注する。植栽・芝張りは直営又は1部外注する。	造園
	136	伐採工、除草工等	造園
	137	土工事、コンクリート工事、電気工事、設備工事、植栽工事など	造園
	138	景石工事、植栽基盤整備工事、のり面工事、花卉植栽、芝張り工事	造園

b. ケース1【細分型】の下請受注の頻度と内容

ケース1【細分型】の下請受注をしている会社は全体の48%で、設備系職種で特に多い。

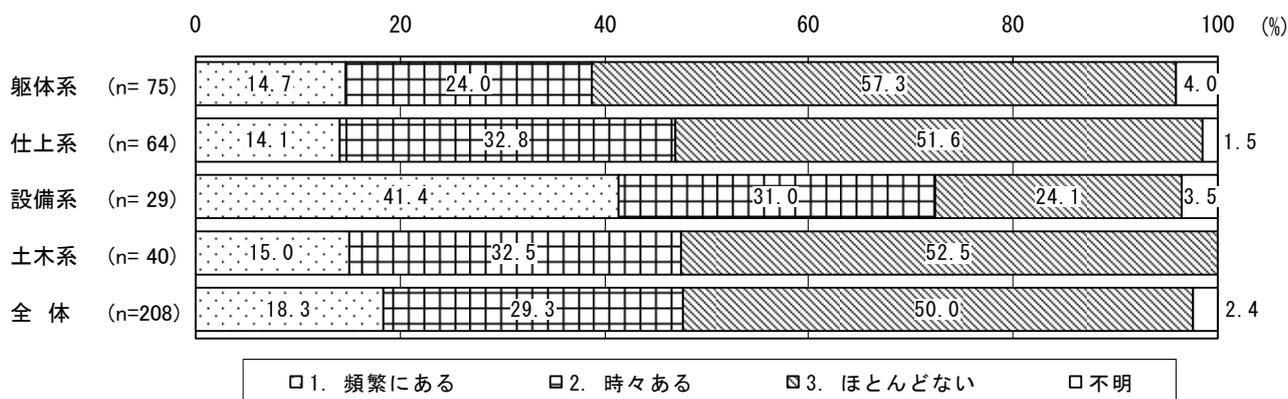


図 2.2.2 ケース1【細分型】の下請受注の頻度

表 2.2.2 ケース1【細分型】の下請受注内容 (記述回答 101 件)

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	鳶工事・コンクリート工事については分離発注されている。	鳶土工
	2	鳶土工事	鳶土工
	3	柱加工、梁加工等	鉄骨
	4	鉄骨工事全般	鉄骨
	5	柱加工、ロボット溶接	鉄骨
	6	耐震補強工事の鉄骨部門	鉄骨

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	7	鉄筋ガス圧接工事	圧接
	8	鉄筋業者から、圧接工事、溶接工事を下請として請け負う。	圧接
	9	鉄筋業者が圧接込みで受注し、圧接を当社へ発注する形	圧接
	10	生コンクリート圧送	圧送
	11	コンクリートの圧送作業	圧送
	12	自社の受注が少ない場合	圧送
	13	外構工事	クレーン
	14	①揚重については、自社に空きのある時。 ②鷹については、自社に空きのある時。	クレーン
	15	クレーンのリース(オペ付)の為、A社が現場に遠い為、現場近くの現場にA社の代車として入る場合有り。	クレーン
	16	移動式クレーンによる揚重作業	クレーン
	17	基礎工事など、特別に資格・技術が必要な場合	クレーン
	18	移動式クレーン等の搬出、搬入作業	クレーン
	19	杭打工事、クレーン工事、掘削工事他	クレーン
	20	橋梁架設工事、建築工事のクレーン作業	クレーン
	21	建具の設計、製作、施工	建具
	22	建具工事業(営業、設計、製作、施工)	建具
	23	サッシ取付応援	建具
	24	配管・建具工事	建具
	25	シーリング工事	建具
	26	防水工事	建具
	27	特殊建具製品	建具
	28	販売店が1次下請で、サッシ・カーテンウォール工事の2次下請で受注する場合がある。	建具
	29	製作	建具
	30	全建具工事の内の、スチール建具工事を受注	建具
仕上系	31	商社経由	板金
	32	パイプ工事・屋根工事・SVS厚板工事	板金
	33	工事内容、場所	板金
	34	金属屋根工事・金属壁工事・アルミ笠木工事、金属加工工事、住宅樋工事・マンション樋工事	板金
	35	屋根・板金工事・金物工事	板金
	36	足場工事・シーリング・注入工事・防水工事・塗装工事他	塗装
	37	・新築工事(吹付・塗装・左官) ・改修工事(補修、左官・吹付・塗装)	塗装
	38	シーリング工事・注入～補修工事	塗装
	39	塗装・足場	塗装
	40	塗装工事・防水工事	塗装
	41	塗装・防水	塗装
	42	塗装	塗装
	43	ゼネコン発注工事の一部	塗装
	44	塗装工事・防水工事	塗装
	45	塗装工事	塗装
	46	工事の受注が急に減少した時	左官
	47	出来高数量請負	タイル
	48	石屋さんがタイル・石を受注された内、タイル工事	タイル
	49	屋根葺・屋根葺き替え	瓦
	50	瓦工事	瓦
	51	瓦施工	瓦
	52	軽鉄下地工事、ボード工事	内装
	53	床貼工事、ビニールクロス工事、ブラインド工事	内装
	54	クロス・床工事、クリーニング	内装
	55	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	56	内装工事	内装

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	57	外壁改修のシーリングやエポキシ樹脂注入等、ビル改修のトイレ部分防水等	防水
	58	ALC工事、サイディング工事の施工会社よりシーリングを受注	防水
	59	メイン工事、サブ工事のシート貼(材工)など	防水
	60	屋根のシングル防水の専門工事として、下請受注が多い。	防水
	61	防水工事、塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水
	62	アスファルト防水他、一括受注	防水
設備系	63	屋内設備(配管のみ工事)	管
	64	設備工事一式	管
	65	水道工事	管
	66	通信工事の全般が多い。	管
	67	専門技術等の作業	消防施設
	68	消防施設工事	消防施設
	69	配管工事一式	消防施設
	70	道路標識設置→基礎工事、立込み工事	標識
	71	標識設置工事	標識
	72	道路上の車線規制作業。とび、土工事に関する作業。電気工事に関する作業。	標識
	73	標識・標示工事	標識
	74	道路標示工事	標識
	75	熱絶縁	断熱
	76	ウレタン吹付工事	断熱
	77	発砲ウレタン吹付工事・グラスウール工事	断熱
	78	熱絶縁工事のみを受注する。	断熱
	79	1次会社が内装一式を請負う場合、ウレタン工事を受注する。	断熱
	80	ウレタン現場発注・吹付防湿工事	断熱
	81	ウレタン吹付工事・GL工事	断熱
	82	発砲ウレタン吹付・耐火被覆工事	断熱
	83	ウレタン吹付工事	断熱
土木系	84	特殊な作業船を所有しているため、海上作業での杭打等の受注がある。	基礎
	85	杭打工	基礎
	86	鋼矢板の打設	基礎
	87	営業的にも弱いゼネコンが元請になった場合、強い業者に受注してもらい、下請として施工することがあります。	基礎
	88	鉄骨・橋梁の製作・架設、基礎杭施工、鋼矢板打設など	基礎
	89	杭打設(造成)工事	基礎
	90	土工事全般	機械土工
	91	他社が保有していなく、当社が特殊機械を保有しており施工しなければならない場合。	カッター
	92	コンクリート・アスファルト等切断・穿孔(カッター工事)	カッター
	93	A社が対応する機種を所有していないため、特殊な作業を受注。	カッター
	94	同業他社からの応援・共業	カッター
	95	当社が施工可能な工種を受注している。	アンカー
	96	植栽工事、外構工事	造園
	97	造園工事業	造園
	98	剪定工事、樹木移植工事、植栽工事	造園
	99	植栽工事のみ	造園
	100	植栽工事	造園
101	土工事、コンクリート工事、植栽工事など外構工事	造園	

c. ケース 1【細分型】の下請発注についての考え方

ケース 1【細分型】の下請発注は問題があると思う会社は全体の18%、問題はないと思う会社が65%である。仕上系職種では問題があると思う会社が25%と比較的多い。

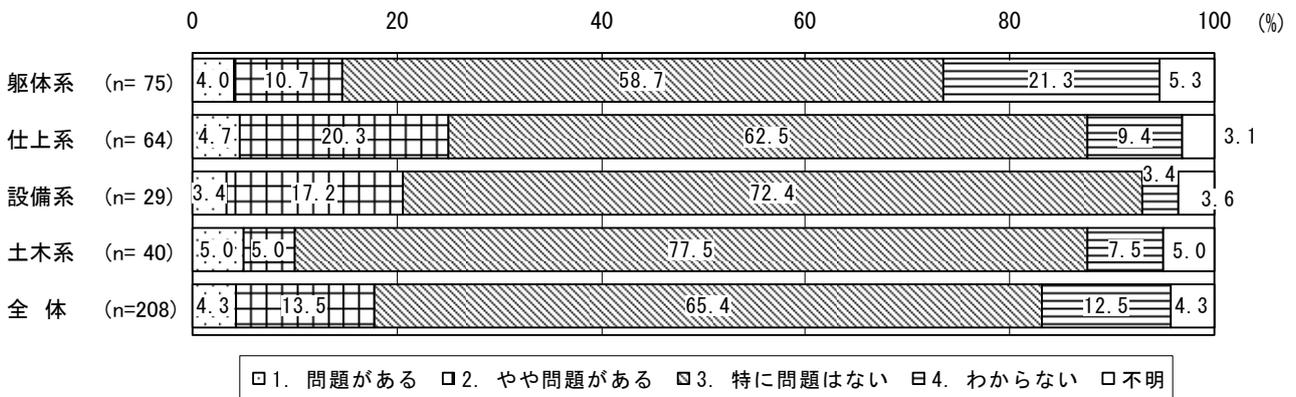


図 2.2.3 ケース 1【細分型】の下請発注についての考え方

ケース 1【細分型】の下請発注の問題としては、「利益率の低下」、「安全に関する意識の低さ」、「細分化されすぎて効率が悪い」、「同じ立場で話が出来ない」、「職人の技術がわからない」、「責任の所在が不明確」などが挙げられた。

表 2.2.3 ケース 1【細分型】の下請発注の問題（記述回答 44 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっております。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているため特に再下請は考えておりません。	鳶土工
	2	2次解体業の応援に関して3次業者の安全に関する意識の低さ	型枠大工
	3	下請任せにしがちである。	型枠大工
	4	建設業の許可及び下請の雇用管理、賃金の不払い	型枠大工
	5	安全、品質等の管理、その他自主検査他	鉄筋
	6	鉄骨工事の場合、工場(内作)と現地工事がある。	鉄骨
	7	職種が細分化されすぎて、効率が悪い時がある。	鉄骨
	8	受注単価が安くなる。	圧接
	9	請負金額にもよるが、作業に必要な資格者をA社が持っていない場合は問題となる(2500万円以上になると主任技術者を専任する必要がある)。	圧接
	10	単価低下と鉄筋業者(圧接に関して無知である)の責任能力。金銭だけのピンハネとなっている。	圧接
	11	鉄筋業者と同じ立場で話が出来ない。	圧接
	12	元請の指定業者ではない場合、又は2次下請を嫌う現場など。	圧送
	13	緊急時、安全書類	建具
仕上系	14	納期の調整、価格	板金
	15	利益幅の減少	板金
	16	工事費回収と支払い日のズレによる資金問題、品質管理に関する問題、工程管理に関する問題	板金
	17	受注した際に ・現場毎に主任技術者を配置する必要があるが、人数が少ないため専任で設置するのが難しい。 ・現場内で発生したゴミ処理費用、揚重費用を契約金額から赤伝処理として差し引かれる。 ・契約金額が低いため、コストを抑えるのが大変なこと。	塗装

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	18	現場管理がまだ不十分である。	塗装
	19	職人の技術がわからない。	塗装
	20	品質、安全を重要にしています。関連会社を作る様にしています。	塗装
	21	一括丸投げなどの発注はしていない。	塗装
	22	品質管理・意思疎通	左官
	23	元請から追加工事や常用工事が発生した時	左官
	24	内容内訳明細が書類でやり取りをするためです。	タイル
	25	A社が商社的な内容になり、中間搾取のようになる。工事の内容、専門的な事が不明で責任の所在も不明確になる。	タイル
	26	コストがかかる。	瓦
	27	仕事が無い場合が有り、大変申し訳なく思う。	瓦
	28	ブローカー的な業者を認めてしまう(材料・施工共の丸投げ)。	内装
	29	請負単価が厳しい。	内装
	30	重なり合う部位での責任の所在が不明確になりがちである。日程や段取についても同様なことが言える。	防水
	31	コスト面と要求される品質とのバランスが保てない時など。	防水
32	利益率が悪い。	防水	
設備系	33	一次工程(道路取出し工事、屋内設備、器具取付工事)	管
	34	直接施主から受注するのと比べ価格面で不利。	管
	35	業界内での協力関係、情報交換の場が必要である。	消防施設
	36	重層化する。	消防施設
	37	作業員(班)の経験年数等による技量の優劣が見受けられる。	消防施設
	38	単価が安過ぎる。	標識
	39	A社は自社施工しない為、安価で受注し、B社に発注するケースが多く、B社の利益は、ほとんど出ないと思う。	断熱
土木系	40	発注者における統括的責任・義務のあいまいさ。	基礎
	41	工事ごとに工法、数量、支払い方法などを記入し注文書を発行しており、特に問題はないと考えています。	基礎
	42	重層下請及び直営、外注間の意思疎通での品質、安全面。	基礎
	43	元請や上位会社が専門工事(切断・穿孔・特殊切断)分野の知識が乏しく、無理な予算や工程管理が多く、しわ寄せが直接工事をする作業員の負担となる。	カッター
	44	経費率が低く、施工管理上厳しい(人的バックアップができない)。また、納期(工期)が厳しいが、お客様(発注者)との調整に関与できない。	造園

(2) ケース 2【専属型】

ケース 2 :【専属型】 A 社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くが B 社のような専属下請（班）として独立しており、それらに下請発注する形となっている。

a. ケース 2【専属型】の下請発注の頻度と内容

ケース 2【専属型】の下請発注をしている会社は全体の42%で、設備系及び仕上系職種で比較的多い。

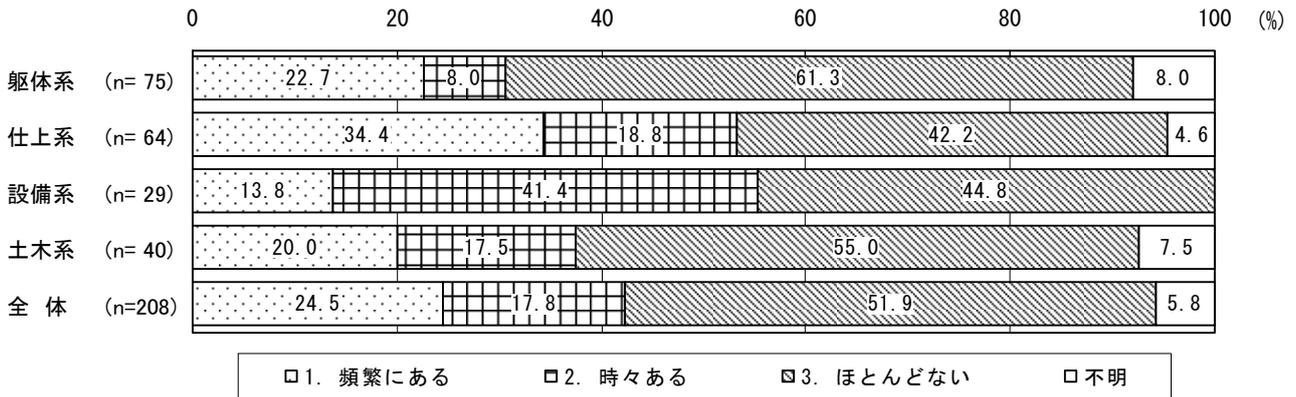


図 2.2.4 ケース 2【専属型】の下請発注の頻度

表 2.2.4 ケース 2【専属型】の下請発注内容（記述回答 87 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	鳶土工事を作業所転移で発注。直用工事 60%、下請発注 40%。	鳶土工
	2	鳶・土工事について下請契約をしている。	鳶土工
	3	鳶土工事	鳶土工
	4	土工事(労務)	鳶土工
	5	型枠工事・鉄筋工事・足場工事・コンクリート工事・土工事	鳶土工
	6	鉄筋工事は外注形態が 80 パーセントである。	鳶土工
	7	大工手間、解体手間が3次になる場合がある。	型枠大工
	8	型枠大工・解体工事(手間のみ)及び墨出し、資材リース、運搬	型枠大工
	9	型枠建込工事、型枠解体工事	型枠大工
	10	鉄筋工事の現場での組立作業	鉄筋
	11	鉄筋組立作業を下請発注します。	鉄筋
	12	内作(工場製作)は自社、現場工事は外注。	鉄骨
	13	鉄筋ガス圧接及び溶接工事	圧接
	14	口頭による発注です。	圧接
	15	元社員を専属下請として使っている。	圧接
	16	その様な形態がない。	圧送
	17	我社で対応しきれない場合、下請に廻す。	クレーン
	18	解体工事、鳶土工	クレーン
	19	サッシ取付	建具
	20	シーリング工事	建具
	21	防水工事	建具
	22	施工(取付工事)	建具
	23	現場をすべて下請発注して任せている。	建具
	24	サッシ・カーテンウォールの場合は、メーカーと施工協力業者の分業が確立している為、自社社員で取付を行うことは稀である。	建具
	25	取付け工事	建具
	26	取付け工事	建具

職種分類	通し番号	記述内容	職種
仕上系	27	工事等	板金
	28	取付(板金・金物)、パネル・アングル溶接	板金
	29	SVS厚板・アルミ加工・取付・屋根工事・パイプ工事	板金
	30	屋根・壁・樋工事	板金
	31	屋根工事、樋工事、サイディング工事等それぞれ得意な工種でチームを作る。	板金
	32	・新築工事(吹付・塗装・左官) ・改修工事(補修、左官・吹付・塗装)	塗装
	33	吹付工事	塗装
	34	防水・シーリング・塗装	塗装
	35	塗装工事	塗装
	36	一般塗装工事	塗装
	37	塗装	塗装
	38	コスト管理がしやすい。	塗装
	39	塗装工事	塗装
	40	塗装工事	塗装
	41	発注は主に塗装工事	塗装
	42	床コンクリート専門工・打放補修工	左官
	43	左官工事一式	左官
	44	タイル工事	タイル
	45	作業種類等で注文する。	タイル
	46	2次下請(タイル工事労務)として	タイル
	47	タイル工事施工	タイル
	48	瓦工事	瓦
	49	瓦工事・化粧スレート工事・シングル材工事・樋工事・すべて一式で発注	瓦
	50	瓦施工・板金工事	瓦
	51	軽量下地工事、ボード貼り工事	内装
	52	床仕上げ、クロス工事の施工	内装
	53	施工手間発注	内装
	54	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	55	内装工事	内装
	56	漏水に対しての防水工事。特に緊急修繕工事(屋上・外壁・浴室・ベランダ等)	防水
	57	防水工事	防水
	58	従業員から独立させ受取型へシフトしている。(従業員が最近は進んでしようとし無い)	防水
	59	塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水
60	材工共の発注	防水	
設備系	61	重機を必要とする場合はB社へ発注する。	管
	62	配管工事	管
	63	専属ではないが、配管工事を発注。	消防施設
	64	各種作業	標識
	65	土木を主として発注。区画線も発注(別会社)。	標識
	66	標識・標示等交通安全施設	標識
	67	熱絶縁	断熱
	68	ウレタン吹付工事	断熱
	69	断熱材吹付・耐火被覆	断熱
	70	工期内施工が出来ない時	断熱
	71	ウレタン工事をm2 請で発注	断熱
	72	クロス貼・ウレタン吹付工事	断熱
	73	ウレタン吹付工事	断熱
土木系	74	鳶工事、土工事	基礎
	75	オペレーター、下回りの発注	基礎
	76	場所打ち杭工事 1. 掘削、コンクリート打設作業 2. 鉄筋加工組立作業	基礎
	77	杭工、鉄筋加工、残土泥水処理工	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	78	杭打工事、鉄筋加工、掘削残土処分	基礎
	79	専門職の労働力不足で一時的なもの・土工事(重機オペレーター・世話役)	機械土工
	80	切断・穿孔工事で自社受注対応が出来ない時	カッター
	81	コア抜き・カッター工事・ウォルソー・ワイヤーソー	カッター
	82	工種に応じて発注している(アンカー、法面、仮設工等)	アンカー
	83	剪定工	造園
	84	植栽管理工事で物件数が多く、自社で処理できない	造園
	85	植栽工事	造園
	86	植栽工事等は特に年度末に集中するため、植栽・芝張工事の労務費(単価を決めて)を協力業者に外注することがある。	造園
	87	伐採工、除草工等	造園

b. ケース2【専属型】の下請受注の頻度と内容

ケース2【専属型】の下請受注をしている会社は全体の15%で、仕上系職種で比較的多い。

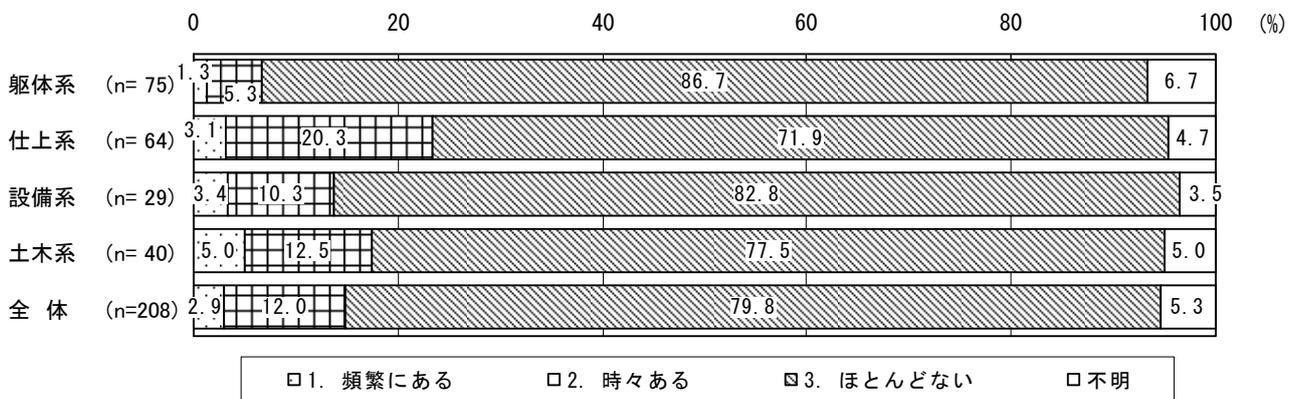


図 2.2.5 ケース2【専属型】の下請受注の頻度

表 2.2.5 ケース2【専属型】の下請受注内容（記述回答 28 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	大型物件の工区割	鉄骨
	2	生コンクリート圧送	圧送
	3	建具の特殊な案件についての製作、施工	建具
	4	特殊建具製品	建具
仕上系	5	塗装工事	塗装
	6	ゼネコン管理体制下に	塗装
	7	元請から追加工事や常用工事が発生した時。また本工事の契約にしても相手を信頼し口頭で取り決めている。	左官
	8	左官工事一式	左官
	9	タイル工事	タイル
	10	作業内訳種類で受注する。	タイル
	11	タイル工事で難易度の高い工事。専門的な知識も有する工事。	タイル
	12	瓦工事・化粧スレート工事・太陽光モジュール取付	瓦
	13	瓦施工	瓦
	14	音響内装工事	内装
	15	内装工事	内装
	16	得意先の一つでもあり、シート防水のみや防水工事のみのケースもある。	防水
	17	塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水
	18	改修工事で足場から管理まですべて請負	防水

職種分類	通し番号	記述内容	職種
設備系	19	専門職であるから	断熱
	20	ウレタン・GL	断熱
	21	ウレタン吹付工事	断熱
土木系	22	切断穿孔工事で特殊工事	カッター
	23	専門工事(切断・穿孔)や土木工事全般において、ある程度以上の切断・穿孔はプロに任せないと対応出来ない。(人・機械・経験)	カッター
	24	当社が施工可能な工種を発注している。	アンカー
	25	労務のみと労務機械持ち	アンカー
	26	植栽工事	造園
	27	造園工事業	造園
	28	植栽工事	造園

c. ケース2【専属型】の下請発注についての考え方

ケース2【専属型】の下請発注は問題があると思う会社は全体の18%、問題はないと思う会社が51%である。設備系職種では問題があると思う会社が28%と比較的多い。

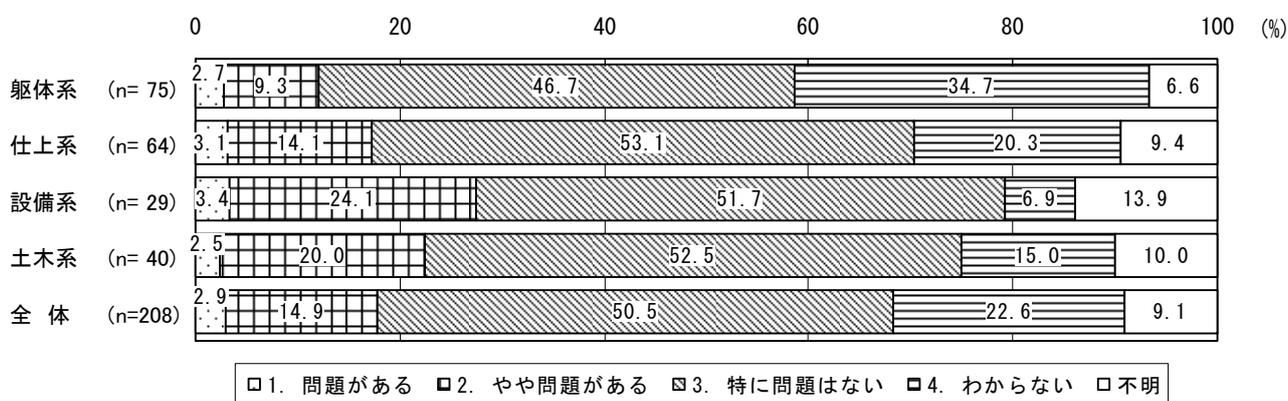


図 2.2.6 ケース2【専属型】の下請発注についての考え方

ケース2【専属型】の下請発注の問題としては、「主任技術者専任の問題」、「利益率の低下」、「納税や社会保険関係が完全に出来ない」、「保証のトラブル」などが挙げられた。

表 2.2.6 ケース2【専属型】の下請発注の問題（記述回答 45 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	下請業者の作業員の不足、余剰の対処。	鳶土工
	2	請負金額による主任技術者専任の問題。(現実には業務上必要がない。)	鳶土工
	3	施工体制に問題が無ければ、問題ない。	鳶土工
	4	・利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっております。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているのので特に再下請は考えておりません。 ・ゼネコンに対して、事故の発生や経費の問題などを考えた時に好ましくないため、あくまでも教育を受けている従業員で、直営施工をしております。	鳶土工
	5	独立してもらいたいが、建設業許可が取れるほど体力が無い。	型枠大工
	6	グループでの力量によって仕事が左右されることが多い。	型枠大工
	7	建設業の許可及び下請の雇用管理、賃金の不払い。	型枠大工
	8	1次の会社の常駐(主任技術者)	型枠大工
	9	物件の大型化と工期が限られている。	鉄骨

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	10	専属下請の会社形態によるが建設業許可の必要性和雇用契約等に問題があると考えます(契約上はA社の社員として元請に提出していると思われます)	圧接
	11	作業者の納税や社会保険関係が完全に出来ない。	圧接
	12	請負単価等の下落に結び付かないか！(安価の一人歩き)	圧送
	13	施工管理者及び主任技術者は、自社の社員であるので、特に問題は無いと考えられる。	建具
仕上系	14	納期	板金
	15	工事費回収と支払い日のズレによる資金問題。自社工事としての品質管理問題。	板金
	16	数年前、こういうケースを試みた事はあるが、従業員の性格や能力的に無理があり、又従業員として雇用している。車や道具を持つ事も必要になるし、業務的な能力もある程度必要となるが、無理だったし、まず「段取り」が出来なかった。現場一件を任せられる人材は少ない。	板金
	17	安全教育品質教育を十分にすること。	塗装
	18	品質管理・意思疎通	左官
	19	工事に別途追加工事や常用工事が出た時。	左官
	20	受注種類が確信がある工程表の提示。	タイル
	21	直接受注する方が工事の内容、責任の所在も明確になる。	タイル
	22	B社は親方さんが多く、そのほとんどは、建設業の許可証を持ってない。	タイル
	23	お客様との信頼が得られない。保証のトラブル、労働災害のトラブル等。	瓦
	24	経費の件、産廃、荷上げ	内装
	25	一人親方などの労使関係	内装
	26	専門職としての丸投げ体制	防水
	27	価格競争によるコストダウン	防水
28	品質管理が充分ではないので、信用のおける会社へ発注しているが、管理が低下している。	防水	
設備系	29	コストの面でA社が利率を多分にとる率が多い。	管
	30	重層化する。	消防施設
	31	専属下請(班)では無い為、仕事の切れ間が発生する。	消防施設
	32	技術者不足。工事受注が安定しない為、受注ピークに合わせて技術者を雇用出来ない。	標識
	33	会社は身軽になるが、そういう企業形態が理想的な建設業者(専門)と言えるかどうか？当社もかつて50人位雇用していたが、公共事業の減少で受注量が落ち、現在30人程度になっているがケース2のような形にはしていない。	標識
	34	m2数量・精算について、取り切れない分について、当社とB社のどちらかが負担する事になる。	断熱
	35	専属下請会社は、差し値で施工させられ、利益はほとんど出ないのではないかな？	断熱
	36	専門工事業は技術及び技能工で専門工事が成り立っていると思っておりません。従って、当社は独自の技術で受注に力を入れている。	断熱
土木系	37	工事原価が高くなる。	基礎
	38	班の人員構成が継続していれば別として、労災事故発生の可能性が高まり、労務安全衛生管理面で問題がある。	基礎
	39	別会社にしてしまうと、重層下請を指摘され受注できないことがあります。特に土木工事現場。	基礎
	40	重層下請及び品質、安全管理面での不足	基礎
	41	建設業法・一般労働者人材派遣法への抵触の可能性はある。	機械土工
	42	施工体制台帳のしぼり、守るべき時は守るが、結構いい加減な上位会社も多い。施工(主に役所、自治体)も統一されていない。	カッター
	43	施工体系が重層化する。	アンカー
	44	厚生面、社会保障等	造園
	45	下請会社とのコミュニケーションが足りない。	造園

(3) ケース3【繁忙期型】

ケース3：【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。

a. ケース3【繁忙期型】の下請発注の頻度と内容

ケース3【繁忙期型】の下請発注をしている会社は全体の25%で、設備系職種で比較的多い。

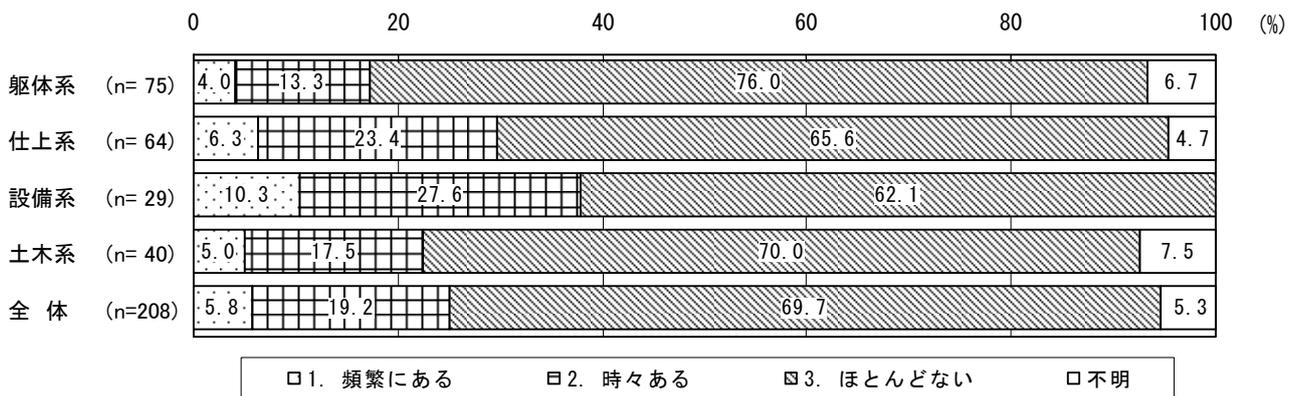


図 2.2.7 ケース3【繁忙期型】の下請発注の頻度

表 2.2.7 ケース3【繁忙期型】の下請発注内容（記述回答 48 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	鳶・土工事全般	鳶土工
	2	自社でこなせない時	型枠大工
	3	鉄筋工事現場での組立作業	鉄筋
	4	加工全般で分離的に発注	鉄骨
	5	①揚重→殆ど常備、②鳶工事→常備と請負が半々である。	クレーン
	6	解体作業でクレーン作業と廃材処分作業等を請負う場合。	クレーン
	7	掘削工事	クレーン
	8	サッシ取付	建具
	9	建具製品	建具
	10	絶対数の作業員が確保出来無いため。	建具
仕上系	11	作業等	板金
	12	板金・金物製作及び取付	板金
	13	SVS厚板・アルミ加工・取付・屋根工事・パイプ工事	板金
	14	屋根工事、樋工事、サイディング工事等それぞれ得意な工種でチームを作る。	板金
	15	板金工事。下請会社の多くは新築物件を得意とする。納まりが難しい部分は弊社従業員にて行う。	板金
	16	塗装工事	塗装
	17	塗装工事・防水工事	塗装
	18	塗装工事・防水工事	塗装
	19	工事の見積書及び工事契約された内訳明細書を相手に提示して納得して頂き発注する。	左官
	20	左官工事一式(コンクリート工事以外)	左官
	21	左官工事一式	左官
	22	作業内訳工程を提示する。	タイル
	23	工事の一部分を施工のみで発注する。	タイル
	24	タイル工事施工	タイル

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	25	軽量下地工事、ボード貼り工事	内装
	26	ボード・LGS 工事	内装
	27	100%専属下請	内装
	28	いろいろな受注ケースがあり、対応人数はどうしても必要数確保して、大規模な場合などに発注している。	防水
	29	塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水
設備系	30	配管工事	管
	31	各種作業	標識
	32	一部下請けに発注。全て現金決裁	標識
	33	ウレタン吹付工事	断熱
	34	専属班で施工できない断熱・耐火工事	断熱
	35	熱絶縁工事のみ	断熱
	36	ウレタン工事をm2 請で発注する	断熱
	37	当社は断熱工事・防水・防蝕工事を主体で営業しているが、その他の受注工事は時々ある。	断熱
	38	ウレタン・GL・LGS ボード	断熱
土木系	39	請負一場所打ち杭(アースドリル)、鋼矢板打ち	基礎
	40	個別に発注している。(杭機・杭工)	基礎
	41	カッター工事	カッター
	42	切断穿孔工事	カッター
	43	コア抜き・カッター工事・ウォルソー・ワイヤーソー	カッター
	44	植栽管理(剪定、除草等)、植栽	造園
	45	植栽工事、樹木剪定作業、草刈作業等	造園
	46	土木工事業	造園
	47	除草作業、剪定作業	造園
	48	植栽の場合は1本・1株の単価を決める。作業は剪定の1本・1株の単価を決めて契約を締結して作業する。	造園

b. ケース3【繁忙期型】の下請受注の頻度と内容

ケース3【繁忙期型】の下請受注をしている会社は全体の18%で、土木系職種で比較的多い。

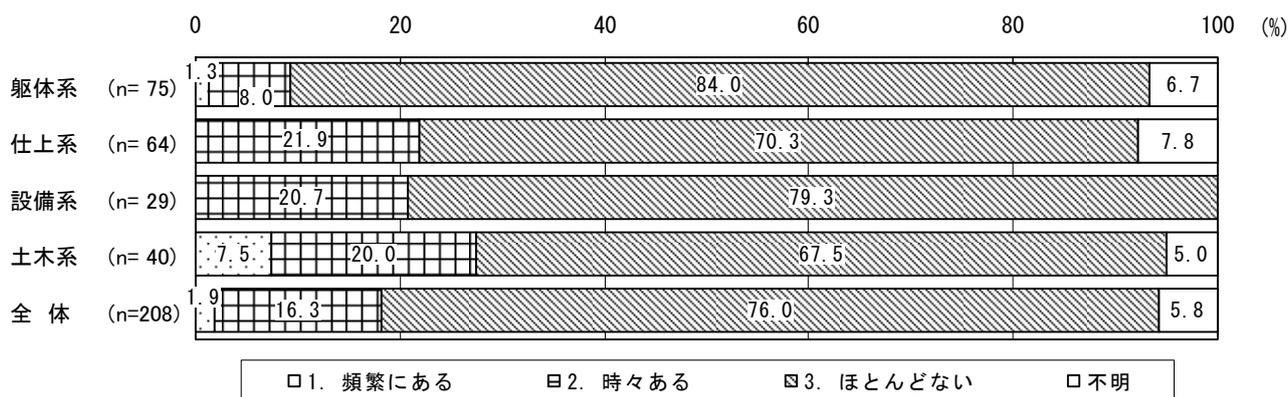


図 2.2.8 ケース3【繁忙期型】の下請受注の頻度

表 2.2.8 ケース3【繁忙期型】の下請受注内容（記述回答 35 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	型枠大工・解体工事(手間のみ)及び墨出し、資材リース、運搬	型枠大工
	2	加工全般	鉄骨
	3	クレーン作業のみ請け負う。	クレーン

職種分類	通し番号	記述内容	職種	
仕上系	4	掘削工事、杭打工事 他	クレーン	
	5	作業員の絶対数が確保出来無いため。	建具	
	6	工事内容、労働者数	板金	
	7	吹付、塗装、左官・補修工事	塗装	
	8	工事の内訳明細書を頂き、明細外工事は別途として口頭で受注します。	左官	
	9	左官工事一式(コンクリート工事以外)	左官	
	10	左官工事一式	左官	
	11	タイル工事	タイル	
	12	職人のやり取りで行う。	タイル	
	13	工事の一部分、全部を施工のみで受注する。	タイル	
	14	材工共、又は工のみ	タイル	
	15	瓦工事・化粧スレート工事	瓦	
	16	ボード・軽量工事応援	内装	
	17	音響内装工事	内装	
	18	防水工事のみ単独受注や手間請けも対応はしている。	防水	
	19	塩ビ、FRP、防食、ウレタン、その他	防水	
	設備系	20	配管工事の業務支援	消防施設
		21	ウレタン吹付工事	断熱
		22	ウレタン工事をm2 請で発注する。	断熱
23		防水工事・防蝕工事など	断熱	
24		ウレタン・GL	断熱	
25		ウレタン吹付工事	断熱	
土木系	26	杭工、鉄筋加工、残土泥水処理工	基礎	
	27	土工事・解体工事	機械土工	
	28	カッター工事	カッター	
	29	切断穿孔工事	カッター	
	30	コア抜き・カッター工事	カッター	
	31	切断・穿孔他、特殊切断作業や一般土木全般	カッター	
	32	当社が施工可能な工種を発注している。	アンカー	
	33	植栽工事、剪定作業、樹木伐採工事等	造園	
	34	造園工事業	造園	
	35	造園、外構工事	造園	

c. ケース3【繁忙期型】の下請発注についての考え方

ケース3【繁忙期型】の下請発注は問題があるとする会社は全体の18%、問題はないとする会社が44%である。

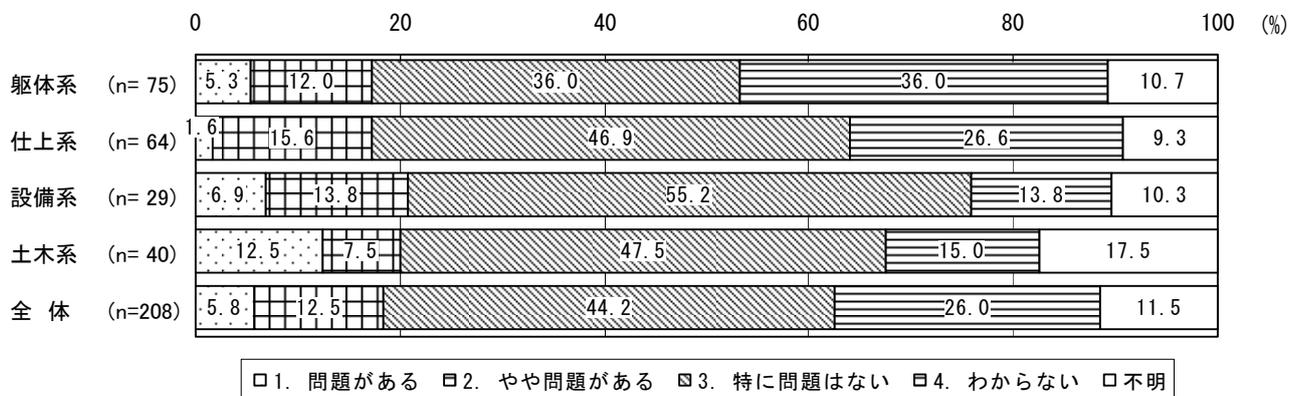


図 2.2.9 ケース3【繁忙期型】の下請発注についての考え方

ケース3【繁忙期型】の下請発注の問題としては、「品質の確保が難しい」、「非正規雇用が増える」、「労働者が育たない」、「技術力低下につながる」などが挙げられた。

表 2.2.9 ケース3【繁忙期型】の下請発注の問題（記述回答 40 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	請負発注ではなく、派遣契約の様な形式になってしまう。	鳶土工
	2	「建設労働者雇用改善法」により受注量に応じて柔軟に対応する事は、経営戦略上では有効な手段ではあるが、当該労働者にとっては…。	鳶土工
	3	スポットで手配した業者では、専門工事業者として品質の確保(信用のおける職人の派遣)が難しい。	鳶土工
	4	繁忙期が他社と重なった場合、下請の確保が困難となり、又、下請の単価も上昇する可能性がある。	鳶土工
	5	請負の金額にもよるが、主任技術者の配置に支障が出るのでは？	鳶土工
	6	・利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっています。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているのも特に再下請は考えておりません。 ・ゼネコンに対して、事故の発生や経費の問題などを考えた時に好ましくないため、あくまでも教育を受けている従業員で、直営施工をしています。	鳶土工
	7	・不況で不払いのリスクが考えられる。・品質(安全)の低下がある。	型枠大工
	8	安全管理上の教育、単価の変動を増す。	型枠大工
	9	繁忙期が他社と重なった場合、下請の確保が困難となり、また、下請の単価も上昇する可能性がある。	型枠大工
	10	請負工事のため受注量の調整が難しい。	鉄骨
	11	納期と価格	鉄骨
	12	雇用契約や請負契約が明確かつ適正であれば問題ないと思いますが、大半は未契約の場合が多いと思われます。	圧接
	13	緊急、繁忙期、安全書類整備	建具
仕上系	14	納期、人数	板金
	15	たまに自社の仕事を優先させて頼んだ日に行っていない事がある。注意して改善はしてもらいますが、打合せ通りの仕事内容でない時もある。有資格者の必要な作業の時、弊社から応援を入れる事がある。資格取得を奨めました。使った事のない下請を使って、内容に納得のいかない時もある。	板金
	16	現場に入る職人の技術力がわからない。入っている現場が継続して進行できれば良いが、途中で空けてしまった場合、予定通り続行できるか心配。	塗装
	17	色々たくさんありますが、最終には金銭の支払いで問題を解決します。	左官
	18	品質の良し悪し・追加工事の折り合いが合わない場合がある。	左官
	19	賃金の差がある場合がある。	タイル
	20	B社が納得している事とは思いますが、B社の雇用は安定せず、最終的に元請に対しての材工価格は上昇しない。	瓦
	21	精算がうまく行くか？	内装
	22	A社の体質では安定して良質な工事が望めない。	防水
	23	繁忙期にB社が来てくれない場合	防水
	24	繁忙期はどこも多用で価格の面で合わない。	防水
設備系	25	・重層化する。 ・閑散期、B社の経営が困難になる。 ・非正規雇用が増える。	消防施設
土木系	26	受注が安定しない。	標識
	27	「雇用の安定」で問題があり、優秀な熟練した労働者が育たない。	標識
	28	労働者名簿提出等の書類関係でわずらわしい。	断熱
	29	A社は、自社施工可能価格で受注し、マージンを差し引き、B社の発注となるので、B社の利益は少ないのではないかと？	断熱
	30	品質・施工後しばらく経ってからクレームが発生した場合の責任の所在。	断熱
	31	社員(作業従事者)の教育	基礎
	32	労働者が安定しない。	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	33	技術者が他の業界に一旦移ってしまうと基礎工事業になかなか戻ってこない。	基礎
	34	企業努力も含め、労働者を常時雇用している会社に発注する様なシステムにした方が良いと思う。	基礎
	35	雇用形態や安定面で疑問	基礎
	36	建設業法・一般労働者人材派遣業に抵触する可能性がある。	機械土工
	37	上位会社はリストラ等でピーク時に合わせた人員を確保していない為、いざ工事を受注すると専門工事業者を活用する。しかし、我々もピーク時に合わせた人員ではないの状態。	カッター
	38	自社の技術力低下につながる。	造園
	39	労務(必要数)の確保ができないことがある。	造園

(4) ケース 4 【代理店型】

ケース 4 : 【代理店型】 A 社は、商社（又は代理店）で、1 次下請として主に材料の調達等を行い、労務は B 社などの 2 次下請に発注している。

a. ケース 4 【代理店型】 の下請発注の頻度と内容

ケース 4 【代理店型】 の下請発注をしている会社は全体の 12% で、設備系職種で比較的多い。

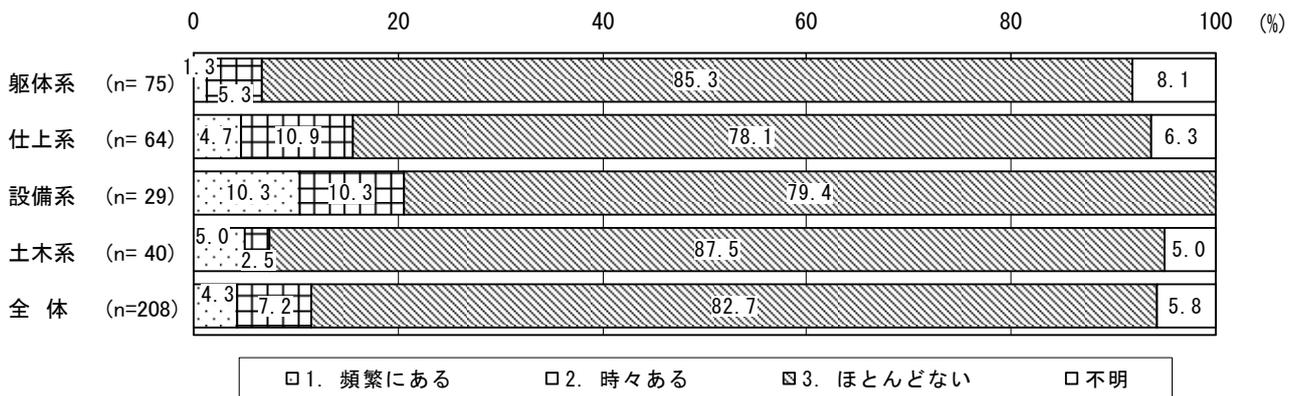


図 2.2.10 ケース 4 【代理店型】 の下請発注の頻度

表 2.2.10 ケース 4 【代理店型】 の下請発注内容（記述回答 25 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	鉄骨工事全般、製作のみの場合あり。	鉄骨
	2	全体一式もあり、部分別の場合もある。	鉄骨
	3	コンクリート圧送等	圧送
	4	一部特殊(専門的)な技術を要する建具の製作	建具
	5	商社的な会社から受注の場合にあります。	建具
仕上系	6	工事等	板金
	7	板金・金物 製作・取付	板金
	8	屋根工事、樋工事、サイディング工事等それぞれ得意な工種でチームを作る。	板金
	9	屋根・外壁工事	板金
	10	塗床工事	塗装
	11	塗装工事	塗装
	12	左官工事一式	左官
	13	瓦施工	瓦
	14	床仕上げ、クロス工事の施工	内装
	15	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	16	工事・作業全般(自社施工が基本)	消防施設
設備系	17	配管工事一式	消防施設
	18	標識・標示材料調達及び施工	標識
	19	当社独自の開発及び特許・国交省認可工事があります。	断熱
	20	軽天・ボード工事	断熱
	21	発泡ウレタン・耐火被覆工事	断熱
	22	鉄骨・橋梁製作・架設、基礎杭施工、鋼矢板打設、法面工施工、グラウンドアンカー施工、建築外壁・屋根・金属建具・サッシ施工など	基礎
土木系	23	土木工事、造園工事	造園
	24	商社等より材料の調達をして現場に入ったあとは別の協力業者に組立・建込を外注することになっている。	造園
	25	遊器具設置、アスファルト舗装など	造園

b. ケース4【代理店型】の下請受注の頻度と内容

ケース4【代理店型】の下請受注をしている会社は全体の18%で、設備系職種で比較的多い。

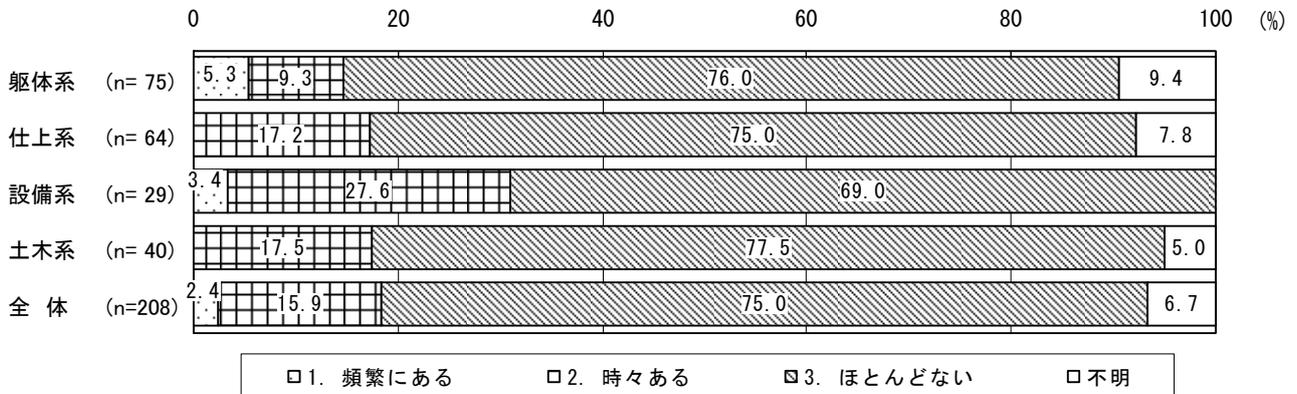


図 2.2.11 ケース4【代理店型】の下請受注の頻度

表 2.2.11 ケース4【代理店型】の下請受注内容（記述回答 37 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	支給材加工	鉄骨
	2	加工のみ受注	鉄骨
	3	鉄骨工事全般、製作のみの場合あり。	鉄骨
	4	全体一式もあり、部分別の場合もある。	鉄骨
	5	鉄骨加工	鉄骨
	6	鉄筋業者からの発注	圧接
	7	生コンクリート圧送	圧送
	8	生コンクリート圧送工事	圧送
	9	生コンクリート圧送工事	圧送
仕上系	10	作業内容、場所、単価	板金
	11	吹付、塗装、左官・補修工事	塗装
	12	塗装・防水工事	塗装
	13	塗装工事	塗装
	14	単発の補修工事	左官
	15	タイル工事	タイル
	16	施工手間＋経費のみ	タイル
	17	同業者間で応援的な形で受注する。	タイル
	18	ゼネコンの材料仕給現場	タイル
	19	瓦工事・化粧スレート工事	瓦
	20	瓦施工	瓦
	21	仕上工事応援	内装
設備系	22	(材料)配管工事のみの現場。資材についてはメーカーより入材。	管
	23	通信工事全般が多い	管
	24	年度末等にて、受注過多、人手不足により発注する。	消防施設
	25	消防施設工事のうち火報工事	消防施設
	26	基礎工事、立込み他	標識
	27	標識・標示材料調達及び施工	標識
	28	ウレタン現場発注・吹付防湿工事	断熱
	29	GL・LGS・スパン	断熱
	30	ウレタン吹付工事	断熱
	土木系	31	河川改修一式工事等
32		請負工事の受注	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	33	材料商社(又は代理店)が、自社製品理込提案後に施工依頼、マンホール交換や嵩上工事	カッター
	34	施工を請負う。	アンカー
	35	外構工事	造園
	36	造園工事	造園
	37	遊器具設置、アスファルト舗装など	造園

c. ケース4【代理店型】の下請発注についての考え方

ケース4【代理店型】の下請発注は問題があると考える会社は全体の16%、問題はないと考える会社が36%である。設備系職種では問題があると考える会社が28%と比較的多い。

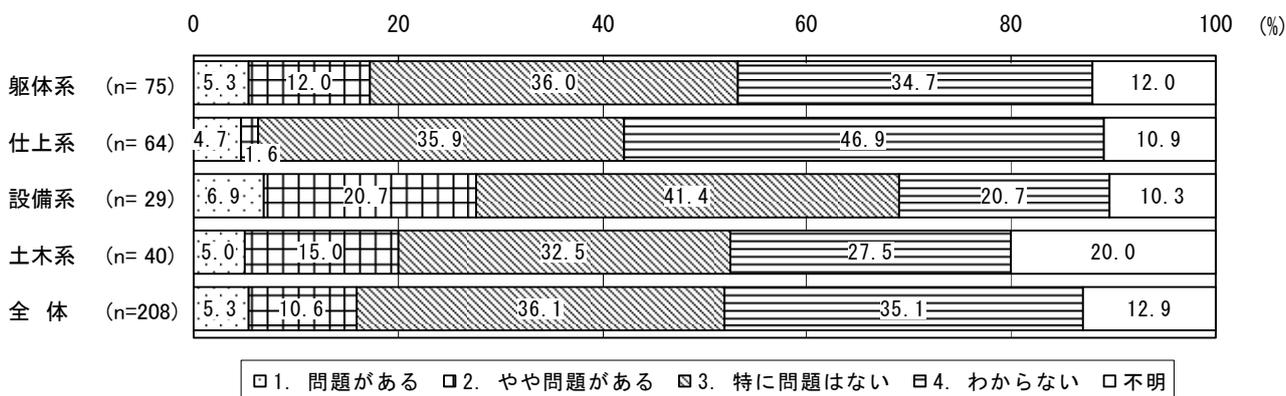


図 2.2.12 ケース4【代理店型】の下請発注についての考え方

ケース4【代理店型】の下請発注の問題としては、「責任の所在があいまい」、「打合せがスムーズでない」、「変更、追加工事費などウヤムヤになる」などが挙げられた。

表 2.2.12 ケース4【代理店型】の下請発注の問題（記述回答 37 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	品質・安全・工程についての責任の所在があいまいになり、全体の管理状況に問題が生じる恐れがある。	鳶土工
	2	現在のようにダンピングにより工事単価が下落している中、労務社員を雇用している会社が、賃金を賄いきれない状況に陥ってしまう。	鳶土工
	3	その材料の使用に際し、技術的な指導等の関与を必要とする工事であれば問題ないが、それ以外の場合には商社等はペーパーカンパニーに近いものと考えられる。	鳶土工
	4	専門職でない場合、施工管理も2次下請任せとなり、品質の低下が予想される。	鳶土工
	5	施工体制上問題が有るのでは？	鳶土工
	6	・利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっています。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているため特に再下請は考えておりません。 ・ゼネコンに対して、事故の発生や経費の問題などを考えた時に好ましくないので、あくまでも教育を受けている従業員で、直営施工をしています。	鳶土工
	7	技術、安全への対応	型枠大工
	8	専門職でない場合、施工管理も二次下請任せとなり、品質の低下が予想される。	型枠大工

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	9	A社が労務管理(品質・工程・安全)をどのように行っているか問題になり、2500万以上の請負現場に主任技術者を常駐しての管理をしているか？	鉄筋
	10	商社が、材料・加工運搬まで担当し、施工のみ下請に発注する形態になると、売上、経費等の面で、下請業者の経営が圧迫されるのではないか。	鉄筋
	11	ファブが直接に受注することが望ましいと思う。	鉄骨
	12	・打合せがスムーズでない ・変更、追加工事費などウヤムヤになる事がある。	鉄骨
	13	単価低下、ピンハネ	圧接
	14	建設業法違反にならないか！	圧送
仕上系	15	納期・金額	板金
	16	施工責任が取れないと思うが、、問題が生じた時に、元請に後始末をさせ迷惑をかけてしまう。継続的な取引は望めないと思う。	板金
	17	下請労働者をダンピングしてしまっている。社会的コストを負担しない。	瓦
	18	商社が介入するのは、元請の責任逃れであり、経費削減であり、請負価格の値下げである。結果的には、労働賃の値下げになり得る。商社は施工に関しては何も知らない。施工に関しては元請・商社の責任が有るようで、最終的には責任逃れである。	瓦
設備系	19	配管単価は低金額で受注している。現在、材料に3%の利益が必要である。	管
	20	仕事(作業の量)が安定しない。	消防施設
	21	・重層化する。 ・価格低下・品質低下し易くなる。 ・工程・品質管理しにくくなる。	消防施設
	22	材料の無駄が発生(端材の転用に個人差がある)	消防施設
	23	元請としての施工管理が十分に出来るか。	標識
	24	利益が出ない。	標識
	25	ケース4のような建設業者を排除しなければならない。自社施工に必要な技術者、資機材を抱え技術と経営に優れた企業をめざしている企業にとって困った存在だ。	標識
	26	発注方法が材工分離の場合、下請受注形態が変わる。	標識
	27	商社マンは、現場に常駐しないケースが多く、又、工程・施工内容を把握していない為、下請が工程打ち合わせ等で時間をとられ、施工量の低下=利益の目減りが生じる。	断熱
	土木系	28	商社の工事施工上の責任があいまい。
29		在来工法では受注の流れからやむを得ない部分もある。現実的には適正な請負額かが疑問。管理面から一括下請の恐れあり。	基礎
30		専門工事業者の利益が確保出来ない。	基礎
31		材料のみの発注業務以外の業務について下請に丸投げである。	基礎
32		当初設計歩掛で設計押込していても、落札率や上位会社の搾取により直工費が減少する。製品費は値下げしないで施工費を値下げさせておいて、合算費用が従来よりも安くなったと提案し採用となるケースがある。	カッター
33		施工体系の中で役割が不明確になる。	アンカー
34		建設業法上の一次下請の役割が不明確で、請負契約としては問題がある。	アンカー
35		品質の低下への懸念	造園
36		材工共での施工でないと責任感がうすれ、おざなりの工事になってしまう。	造園
37		当社が自分で行わないことにより、材料調達(納期、数量等)に不備(ミス)が発生することがある。	造園

(5) ケース5【GC子会社型】

ケース5：【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社（関連会社）で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているため、工事は全てB社などの2次下請に発注している。

a. ケース5【GC子会社型】の下請発注の頻度と内容

ケース5【GC子会社型】の下請発注をしている会社は全体の7%で、設備系及び仕上系職種で比較的多い。

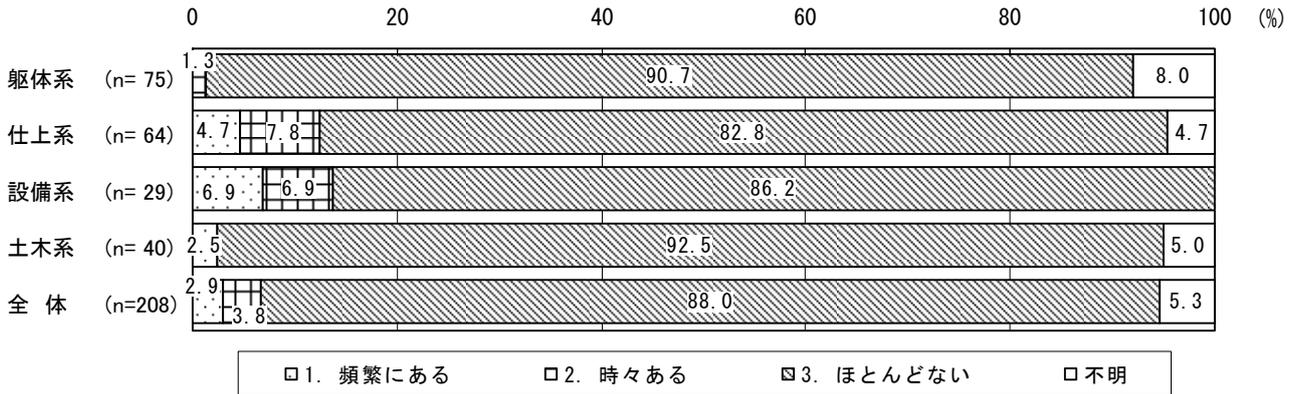


図 2.2.13 ケース5【GC子会社型】の下請発注の頻度

表 2.2.13 ケース5【GC子会社型】の下請発注内容（記述回答 12 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
仕上系	1	作業等	板金
	2	屋根工事・外壁工事・金属工事	板金
	3	足場・下地処理・防水・塗装他	塗装
	4	塗装工事	塗装
	5	信用の問題	タイル
	6	PB・LGS 工事	内装
	7	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
設備系	8	通信工事全般が多い。	管
	9	専門工事部門を請負としている。	消防施設
	10	子会社・関連会社の形態にはなっていない。	消防施設
	11	標識・標示等交通安全施設施工	標識
土木系	12	現場が重複した場合、施工管理及び安全管理業務を自社社員が行い、杭施工を協力会社に発注しています。	基礎

b. ケース5【GC子会社型】の下請受注の頻度と内容

ケース5【GC子会社型】の下請受注をしている会社は全体の21%で、設備系及び土木系職種で比較的多い。

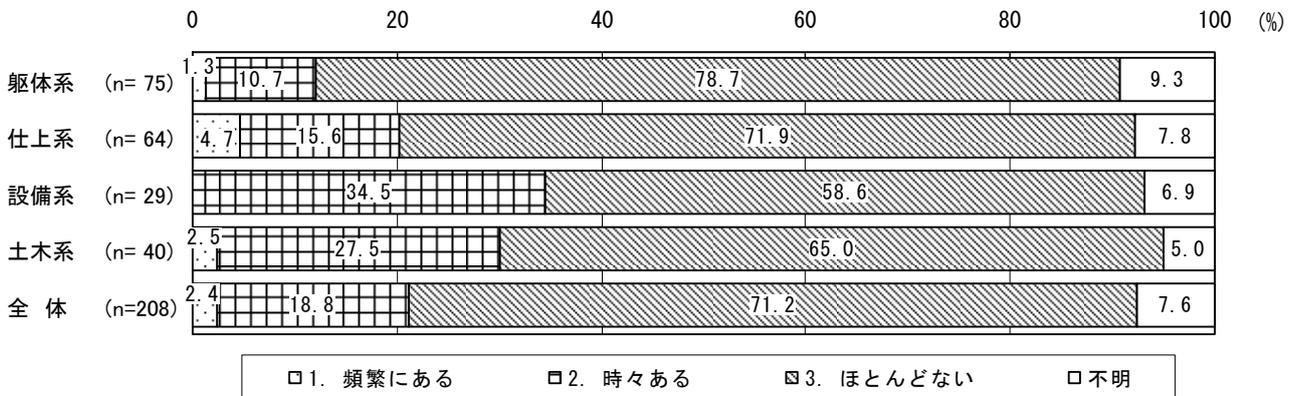


図 2.2.14 ケース5【GC子会社型】の下請受注の頻度

表 2.2.14 ケース5【GC子会社型】の下請受注内容（記述回答 41 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	リニューアル工、耐震補強工事	鉄骨
	2	基礎工事(杭打、SP他)の合番作業	クレーン
	3	重機土木工事、推進工事 他	クレーン
	4	金属製建具の設計、製作、施工	建具
	5	配管・建具工事	建具
	6	改修工事	建具
	7	防水工事	建具
	8	建具工事一式	建具
仕上系	9	単価	板金
	10	塗装・防水	塗装
	11	塗装・防水工事	塗装
	12	塗装工事全般	塗装
	13	左官工事一式	左官
	14	タイル工事全般	タイル
	15	プール屋からのプール構内タイル工事	タイル
	16	PB・LGS 工事	内装
	17	システム天井、内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	18	(清水建設=MILX、鹿島建設=大興物産)内装工事全般	内装
	19	防水工事	防水
	20	材工共で防水以外に関連する業務(塗装、設備、他)	防水
設備系	21	通信工事全般が多い。	管
	22	受注過多の場合	消防施設
	23	消防施設工事	消防施設
	24	配管工事一式で受注。	消防施設
	25	標識・標示等交通安全施設施工	標識
	26	熱絶縁	断熱
	27	ウレタン吹付工事	断熱
	28	発泡ウレタン吹付工事	断熱
	29	ウレタン工事をm2 請け受注する。	断熱
	30	ウレタン吹付工事	断熱
土木系	31	地盤改良基礎工事	基礎
	32	河川改修工事、護岸工事等	基礎
	33	請負工事の受注	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	34	ゼネコンの関連会社より杭施工を受注し、施工を行っています。	基礎
	35	場所打ち杭工事	基礎
	36	一般土木や専門工事業(切断・穿孔・特殊切断)において上位会社が自分達の範疇を越えた場合、当社へ外注。	カッター
	37	工事の種類による。	アンカー
	38	植栽工事	造園
	39	植栽工事、外構工事	造園
	40	造園工事	造園
	41	造園、外構工事	造園

c. ケース5【GC子会社型】の下請発注についての考え方

ケース5【GC子会社型】の下請発注は問題があるとする会社は全体の15%、問題はないとする会社が32%である。設備系及び土木系では問題があるとする会社が23%前後と比較的多く、設備系では問題はないとする会社と同数である。

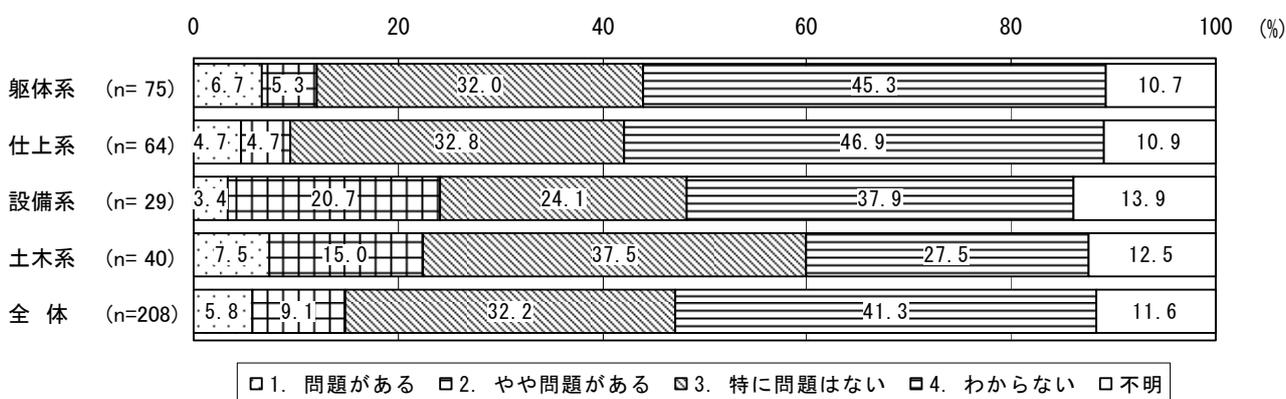


図 2.2.15 ケース5【GC子会社型】の下請発注についての考え方

ケース5【GC子会社型】の下請発注の問題としては、「利益率の低下」、「追加変更等の内容の打合せが直接出来ないために、精算でもめる」、「品質の問題がおきやすい」などが挙げられた。

表 2.2.15 ケース5【GC子会社型】の下請発注の問題（記述回答 31 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	管理業務の範囲が当社の工事とかけ離れていれば、管理状況に問題が生じる。	鳶土工
	2	現在のようにダンピングにより工事単価が下落している中、労務社員を雇用している会社が、賃金を賄いきれない状況に陥ってしまう。	鳶土工
	3	元請業者が親会社の場合は良しとして、それ以外の業者であればやや問題があるかも。	鳶土工
	4	・利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっています。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているため特に再下請は考えておりません。 ・ゼネコンに対して、事故の発生や経費の問題などを考えた時に好ましくないため、あくまでも教育を受けている従業員で、直営施工をしています。	鳶土工
	5	・コストが高つく。 ・イザと言う時にこ入れが難しい。	型枠大工

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	6	A社が労務管理(品質・工程・安全)をどのように行っているか問題になり、2500万以上の請負現場に主任技術者を常駐しての管理をしているか？	鉄筋
	7	管理をすと言いつつ、B社として、全面的に管理も含めてはならない。	鉄骨
	8	・打合せがスムーズでない ・変更、追加工事費などウヤムヤになる事がある。	鉄骨
	9	建設業法違反にならないか！	圧送
仕上系	10	契約内容が取り決めと異なる。支払(手形等の振り出し)が違うため時には心配になる。A社が倒産した場合に責任を取ってもらえない。	タイル
	11	全てB社などに2次下請に発注する事。	タイル
	12	コスト削減どころかコストの積上げである。結果的には、下請けの材工価格が下げられる。	瓦
	13	追加変更等の内容の打合せが直接出来ないために、精算でもめるケースがある。	内装
	14	1次に管理業務に特化した名前だけの会社が入ると、2次下請以下の受注金額を引き下げられると思われる。	防水
	15	丸投げになると思うが。	防水
設備系	16	受注量(作業)が安定しない(年度末等)	消防施設
	17	・重層化する。 ・丸投げが多発し、価格低下し易くなる。	消防施設
	18	管理業務のみであれば元請の仕事である。	標識
	19	ある程度工事は確保出来るかもしれないが、単価が大変低いでしょう。	標識
	20	ケース5のような建設業者を排除しなければならない。自社施工に必要な技術者、資機材を抱え技術と経営に優れた企業をめざしている企業にとって困った存在だ。	標識
	21	工期が短い。又、工程管理に考慮を余儀なくされる。	標識
	22	実数精算があいまい。	断熱
土木系	23	実情的に止むを得ない面あり。工法的なものや専門工事業として請負次数を減らしていく努力が必要。	基礎
	24	1. 管理業務が二重となり実際に施工した専門工事業者の利益が確保出来ない。 2. 元請ゼネコンとのコミュニケーションが取りづらい。	基礎
	25	管理と名ばかりで、上位会社は利益を搾取後に丸投げ、下位専門工事業が犠牲になっている。	カッター
	26	請負金が低くなる。	アンカー
	27	元請が実施すべき管理業務と、一次下請の実施する管理業務が不明確であれば、問題あり。	アンカー
	28	元請が施工管理をできない場合。	造園
	29	2次下請に低価格の請負を強いる可能性がある。	造園
	30	1次下請として管理能力が無い為、品質の問題がおきやすい。	造園
	31	受注金額が単純に低くなる。	造園

(6) ケース 6 【依存型】

ケース 6 : 【依存型】 A 社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみ行い、工事は B 社などの 2 次下請の責任施工としている。

a. ケース 6 【依存型】 の下請発注の頻度と内容

ケース 6 【依存型】 の下請発注をしている会社は全体の 7% である。

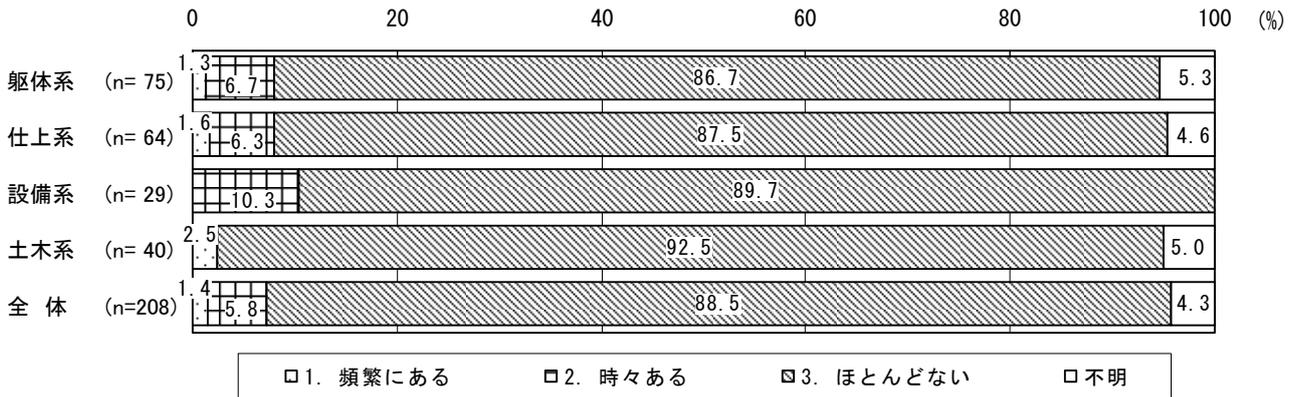


図 2.2.16 ケース 6 【依存型】 の下請発注の頻度

表 2.2.16 ケース 6 【依存型】 の下請発注内容 (記述回答 11 件)

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	解体工事・土工事・足場工事・コンクリート打設・鉄骨建方	鳶土工
	2	型枠大工・解体工事(手間のみ)及び墨出し、資材リース、運搬	型枠大工
	3	防水工事	建具
仕上系	4	メーカー品	板金
	5	仮設足場工事・防水工事・吹付工事	塗装
	6	塗装・防水工事	塗装
	7	塗装	塗装
	8	シーリング工事	防水
設備系	9	標識・標示等交通安全施設施工	標識
	10	熱絶縁	断熱
土木系	11	鉄骨・橋梁製作・架設、基礎杭施工、鋼矢板打設、法面工施工、グラウンドアンカー施工、建築外壁・屋根・金属建具・サッシ施工など	基礎

b. ケース6【依存型】の下請受注の頻度と内容

ケース6【依存型】の下請受注をしている会社は全体の10%である。

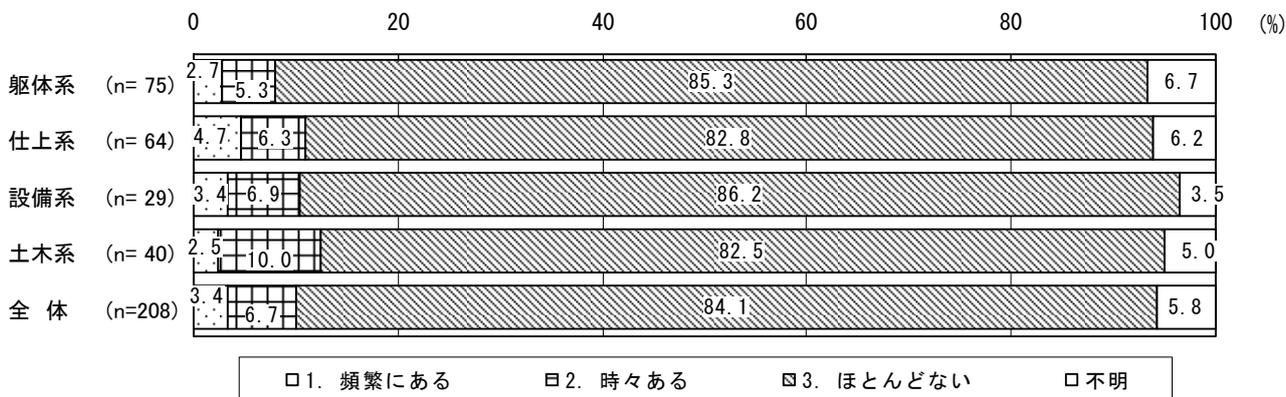


図 2.2.17 ケース6【依存型】の下請受注の頻度

表 2.2.17 ケース6【依存型】の下請受注内容（記述回答 20 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	生コンクリート圧送	圧送
	2	生コンクリート圧送工事	圧送
	3	生コンクリート圧送工事	圧送
	4	躯体業者(名義人)からの生コンクリート圧送のみ受注。	圧送
	5	クレーン作業のみ請け負う。	クレーン
仕上系	6	板金・金物工事	板金
	7	作業内容、信用	板金
	8	塗装工事	塗装
	9	左官工事一式	左官
	10	タイル、ブロック、レンガ施工	タイル
	11	内外装金属、軽鉄、ボード、グラスウール工事	内装
	12	内装工事	内装
設備系	13	消防施設工事	消防施設
	14	標識・標示等交通安全施設施工	標識
	15	ウレタン工事でm2 請けをする。	断熱
	16	ウレタン吹付断熱工事	断熱
土木系	17	請負工事の受注	基礎
	18	基礎杭施工、鋼矢板打設、グラウンドアンカー施工など	基礎
	19	専門工事業(切断・穿孔・特殊切断)、土木全般	カッター
	20	植栽工事	造園

c. ケース6【依存型】の下請発注についての考え方

ケース6【依存型】の下請発注は問題があるとする会社は全体の17%、問題はないとする会社が27%である。土木系及び設備系職種では問題があるとする会社が25%前後と比較的多く、問題はないとする会社とほぼ同数である。

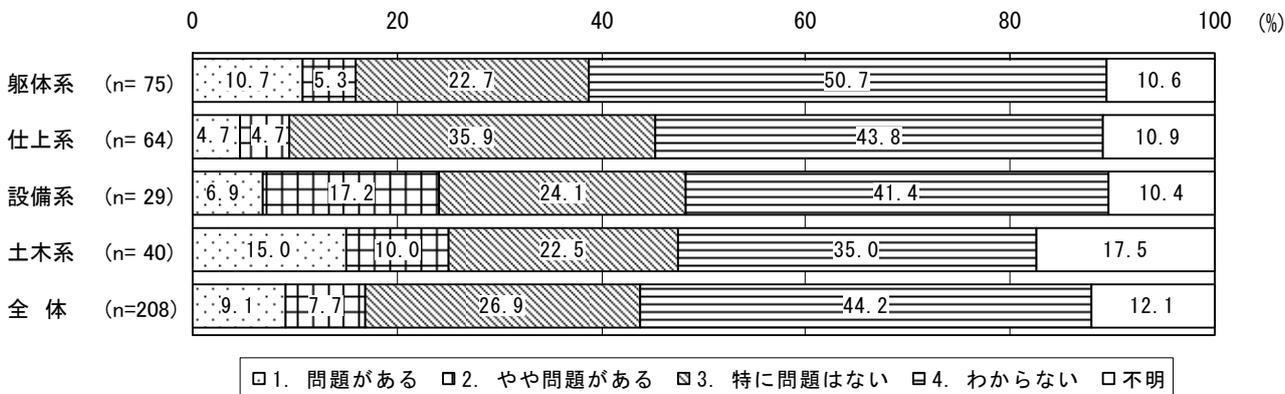


図 2.2.18 ケース6【依存型】の下請発注についての考え方

ケース6【依存型】の下請発注の問題としては、「責任範囲があいまいになる」、「下請けの材工価格が下げられる」、「元請との連絡がスムーズに行かない」などが挙げられた。

表 2.2.18 ケース6【依存型】の下請発注の問題（記述回答 35 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	1次下請業者が責任施工をするのが本来で有る。	鳶土工
	2	単なる連絡調整だけでなく、あらゆる施工管理業務に関与する事が必要であり、また、二次業者の責任施工とする事には大きな問題がある。	鳶土工
	3	A社とB社の責任範囲があいまいになる。A社が何もしないで、利益だけを取る可能性がある。	鳶土工
	4	信頼と信用問題などもありますので、あくまでも直営施工をしております。	鳶土工
	5	ピンハネ的要素が強くなる。	型枠大工
	6	建設業の許可及び下請の雇用管理、賃金の不払い。	型枠大工
	7	技術、安全への対応。	型枠大工
	8	A社は、一括丸投げになっているのでは？	鉄筋
	9	作業によっては作業主任者や主任技術者を専任する必要がある。ゼネコンとの調整とは契約上だけであり、問題と思います。	圧接
仕上系	10	下請けの責任ではなく、名義人が全責任を負うべきと考える。	塗装
	11	細心の注意もって管理する。	タイル
	12	支払形態と倒産等の場合の責任の所在が明確でない。	タイル
	13	コスト削減どころかコストの積上げである。	瓦
	14	ブローカー的な業者を認めてしまう(材料・施工共の丸投げ)。	内装
	15	結果的には、下請けの材工価格が下げられる。	内装
	16	丸投げ	防水
	17	万一の災害及び保証書の発行、他	防水
設備系	18	・重層化する。	消防施設
	19	・丸投げが多発し、価格低下し易くなる。	消防施設
	20	丸投げです。	標識
	21	全て2次下請に責任施工させて、又2次下請けは単価が合わず、経費も出ない。	標識
	22	ケース4のような建設業者を排除しなければならない。自社施工に必要な技術者、資機材を抱え技術と経営に優れた企業をめざしている企業にとって困った存在だ。	標識

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	23	元請の都合との兼ねあいなど工程管理に考慮を余儀なくされる。	標識
	24	工事にかかわる実態がない。	断熱
土木系	25	ウレタン吹付け断熱工事は専門工事です。近年、ゼネコンは商社に発注が非常に多い。技術や技能まで商社化するのは非常識です。	断熱
	26	元請との連絡がスムーズに行かない場合がある。	基礎
	27	不良杭発生時に、何ら協議なしに一方的に相殺通知が FAX で来た。しかもその数値を証明する書類も添付されなかった。	基礎
	28	適正な下請形態が望まれる。	基礎
	29	1. 実際に施工する専門工事業者の利益が確保出来ない。2. 元請ゼネコンとのコミュニケーションが取りづらい。	基礎
	30	業務について下請に丸投げであるところ。	基礎
	31	ゼネコン（規模に関係なく）は協力業者を組織化し、協力業者を通す仕組み。工事関連業者は「安全協力費」名目で何%かを強制的に搾取、または支払時に端数切値引き（上 2 桁しか支払わない）。	カッター
	32	施工の実態が不明確になる。	アンカー
	33	一次下請としての実質関与がなく、一括丸投げの疑いがある。	アンカー
	34	A社は単に経費を抜くだけで、そのしわ寄せが下請業者の負担となる。	造園
	35	2次下請への低価格の請負を強いる。	造園

(7) ケース7【統合型】

ケース7：【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

a. ケース7【統合型】の下請発注の頻度と内容

ケース7【統合型】の下請発注をしている会社は全体の15%で、仕上系職種で比較的多い。

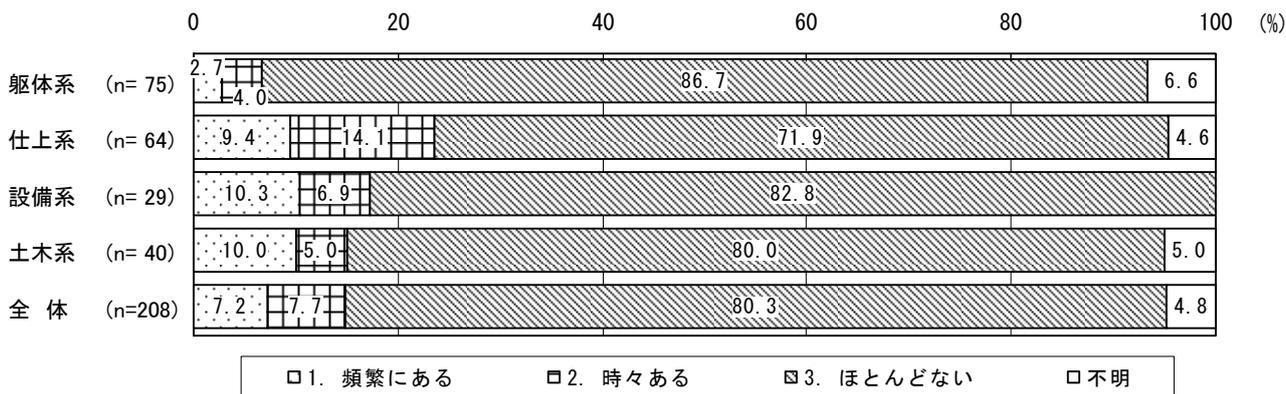


図 2.2.19 ケース7【統合型】の下請発注の頻度

表 2.2.19 ケース7【統合型】の下請発注内容（記述回答 30 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	土木一式工事の内、重機、鉄筋等。但し、全てをB社等に下請発注するケースは無い。	鳶土工
	2	型枠大工・解体工事(手間のみ)及び墨出し、資材リース、運搬	型枠大工
	3	リニューアル工事、耐震補強工事の一式請負	鉄骨
	4	改修工事	建具
	5	元請より請け負い、ドア・シャッターを製作して現場に納め、取付けを二次業者に発注する形態を取っている。	建具
仕上系	6	作業等	板金
	7	金物工事	板金
	8	吹付、塗装、左官・補修工事、防水工事、電気・換気設備工事、改修工事	塗装
	9	左官工事(下地補修工事)	塗装
	10	足場・下地補修・防水・シーリング他	塗装
	11	塗装・防水工事	塗装
	12	内装工事・防水工事・足場工事	塗装
	13	塗装工事全般	塗装
	14	塗装、足場、シーリング、防水	塗装
	15	外壁改修工事	塗装
	16	塗装、とび、防水、他 数社と契約する。	塗装
	17	基本的には材工分離発注	内装
	18	PB・LGS 工事(ex.ミルックス etc)	内装
	19	関連する設備、電気、塗装等の工事	防水
	20	仮設工事、下地工事(左官、撤去)、防水(シート、塗膜、シール等)に分け発注、管理面を自社で行う。	防水
設備系	21	配管工事・保温工事・冷媒工事・計装工事・機械設置工事	管
	22	ダクト工事・計装工事	管
	23	通信工事全般が多い。	管

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	24	標識・標示等交通安全施設の材販又施工	標識
土木系	25	鉄骨・橋梁製作・架設、基礎杭施工、鋼矢板打設、法面工施工、グラウンドアンカー施工、建築外壁・屋根・金属建具・サッシ施工など	基礎
	26	土木工事・土工掘削	カッター
	27	外構工事・植栽工事	造園
	28	公園工事(池の噴水・照明・大工・外構工事)	造園
	29	当社は特定建設許可業者であり、材料手配、施工管理等を行い、施工は下請発注が多い。	造園
	30	・外構工事のうち舗装工事、石工事、電気設備工事、基礎工事、建築工事、塗装工事、左官工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、防水工事、水道施設工事、土工事、のり面工事。 ・専門工事のうち景石工事、植栽基盤整備工事、のり面工事、花卉植栽、芝張り工事	造園

b. ケース7【統合型】の下請受注の頻度と内容

ケース7【統合型】の下請受注をしている会社は全体の18%である。

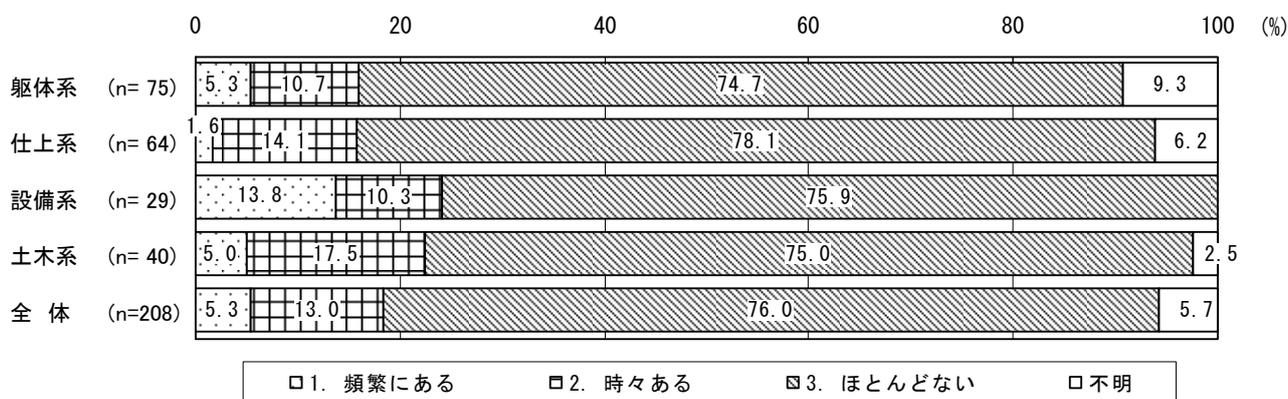


図 2.2.20 ケース7【統合型】の下請受注の頻度

表 2.2.20 ケース7【統合型】の下請受注内容（記述回答 34 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	型枠工事・材工一式	鳶土工
	2	型枠工事、材工一式	型枠大工
	3	土木工事に多くあり、鉄筋業者の下に入る形が多い(3次、4次になる)。	圧接
	4	生コンクリート圧送	圧送
	5	橋梁床盤工事の内コンクリート圧送工事	圧送
	6	生コンクリート圧送工事	圧送
	7	以前はサッシの取付についてあったが、最近はほとんど無くなってしまった。	建具
	8	配管・建具工事の製作取付	建具
	9	改修工事	建具
	10	鋼製建具取付工事	建具
	11	建具工事一式	建具
仕上系	12	吹付、塗装、左官・補修工事	塗装
	13	防水・シーリング・下地補修	塗装
	14	塗装工事	塗装
	15	左官工事一式	左官
	16	外構工事一式の内、タイル工事。	タイル
	17	得意分野以外(仕上げは自社で)。PB、LGSは当社。	内装
	18	防水工事のみの場合は、材工になる場合が多い。	防水

職種分類	通し番号	記述内容	職種
設備系	19	設備工事	管
	20	通信工事全般が多い。	管
	21	・消防施設工事	消防施設
	22	・一般配管工事 ・土木工事 ・電気工事 ・塗装工事	消防施設
	23	標識・標示等交通安全施設の施工	標識
	24	ウレタン工事でm2 請けをする。	断熱
	25	ウレタン現場発注工事・吹付防湿工事	断熱
土木系	26	請負形式－基礎工事	基礎
	27	河川工事	基礎
	28	鋼矢板打設、グラウンドアンカー施工など	基礎
	29	区画線工事・道路標識・塗装工事	カッター
	30	切断穿孔工事	カッター
	31	コア抜き・道路カッター・ウォルソー・ワイヤーソー	カッター
	32	専門工事、土木全般	カッター
	33	工事の種類による。	アンカー
	34	造園工事	造園

c. ケース7【統合型】の下請発注についての考え方

ケース7【統合型】の下請発注は問題がある则认为る会社は全体の12%、問題はないと考える会社が34%である。設備系職種では問題がある则认为る会社が28%と比較的が多い。

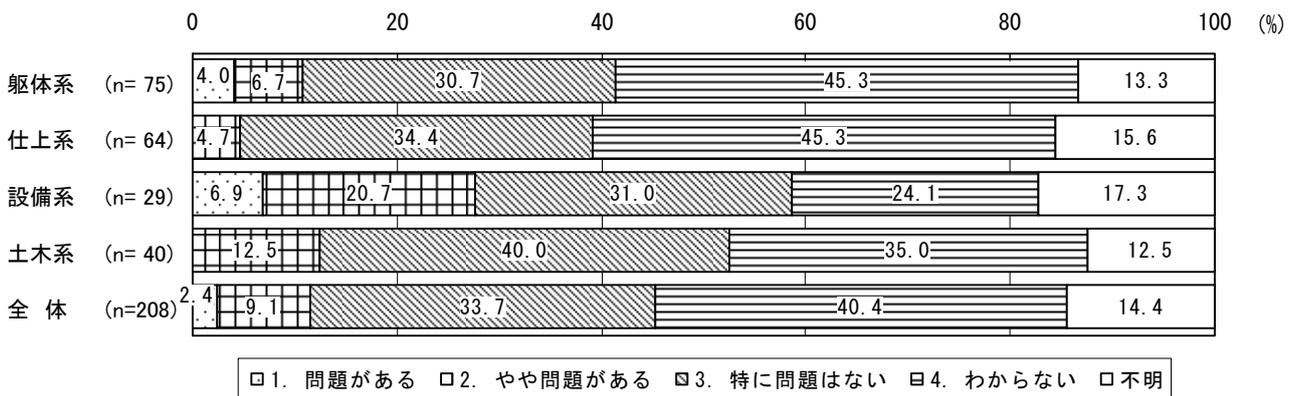


図 2.2.21 ケース7【統合型】の下請発注についての考え方

ケース7【統合型】の下請発注の問題としては、「利益率の低下」、「施工工程に無理がある場合が多い」などが挙げられた。

表 2.2.21 ケース7【統合型】の下請発注の問題（記述回答 26 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	元請業者がそれぞれの工事を専門工事業業者であるB社等と直接契約すべきであり、A社はこの程度の関与の内容では中間マージンを搾取した疑いがある。この様な請負形態が重層下請の要因となる。	鳶土工
	2	利益率の低下に繋がります。経費だけを取って下請に出すゆとりはありません。下請発注は考えておらず、常雇として応援で作業してもらっております。また、近年は特に仕事も少なく人員も過剰になっており、工事単価も下がっているので特に再下請は考えておりません。	鳶土工
	3	・管理社員がいるか。 ・躯体図面を描ける社員がいるか。	型枠大工
	4	建設業の許可及び下請の雇用管理、賃金の不払い。	型枠大工

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	5	A社は、一括丸投げになっているのでは？	鉄筋
	6	元請が、施主との打合せに時間がかかり工程が遅れる。	鉄骨
	7	作業によっては作業主任者や主任技術者を専任する必要がある。ゼネコンとの調整とは契約上だけであり、問題と思います。	圧接
	8	ピンハネ	圧接
	9	工賃のみで適正な利益確保が困難。	建具
仕上系	10	下請けの責任ではなく、名義人が全責任を追うべきと考える。	塗装
	11	本来であれば、元請が各専門工事に発注すべきである。しかしながら、関連工事を一式請負した方が、現場がスムーズに行く場合もある。	瓦
	12	支払い、精算	内装
	13	設計上どうしても変更やメーカーの特命のある場合など。	防水
設備系	14	直接施主から受注するのと比べ価格面で不利。	管
	15	・重層化する。 ・丸投げが多発し、価格低下し易くなる。	消防施設
	16	材料の無駄が発生(端材の転用に個人差がある)。	消防施設
	17	建設業法違反では・・・	標識
	18	全て2次下請に責任施工させて、又2次下請は単価が合わず、経費も出ない。	標識
	19	ケース7のような建設業者を排除しなければならない。自社施工に必要な技術者、資機材を抱え技術と経営に優れた企業をめざしている企業にとって困った存在だ。	標識
	20	工程管理や材料納期(製造日程含む)の兼ね合いで突貫作業になることもある。	標識
	21	m2 数量の精算がもらえない。	断熱
土木系	22	実情的に止むを得ない面あり。工法的なものや専門工事業として請負次数を減らしていく努力が必要。	基礎
	23	発注工期が短い為、施工工程に無理がある場合や、役所設計単価では施工できない事が多い。	カッター
	24	ゼネコン(規模に関係なく)は協力業者を組織化し、協力業者を通す仕組み。工事関連業者は「安全協力費」名目で何%かを強制的に搾取、または支払時に端数切値引き(上 2 桁しか支払わない)。このケースと同様、専門業者として元請に入札前から技術提案を行い(提案型公募入札に依拠しても)、その元請が技術評点を得て落札後「〇〇社の下に入ってくれ」と言われる。	カッター
	25	元請・一次下請・二次下請の役割分担が明確であれば、問題ない。	アンカー
	26	受注金額が低くなる。	造園

2. 3 職種分類ごとの下請ケース比較

(1) 全体

ケース1	【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
ケース2	【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
ケース3	【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
ケース4	【代理店型】A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
ケース5	【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
ケース6	【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
ケース7	【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

全体として、下請発注、受注ともにケース1【細分型】が最も多い。

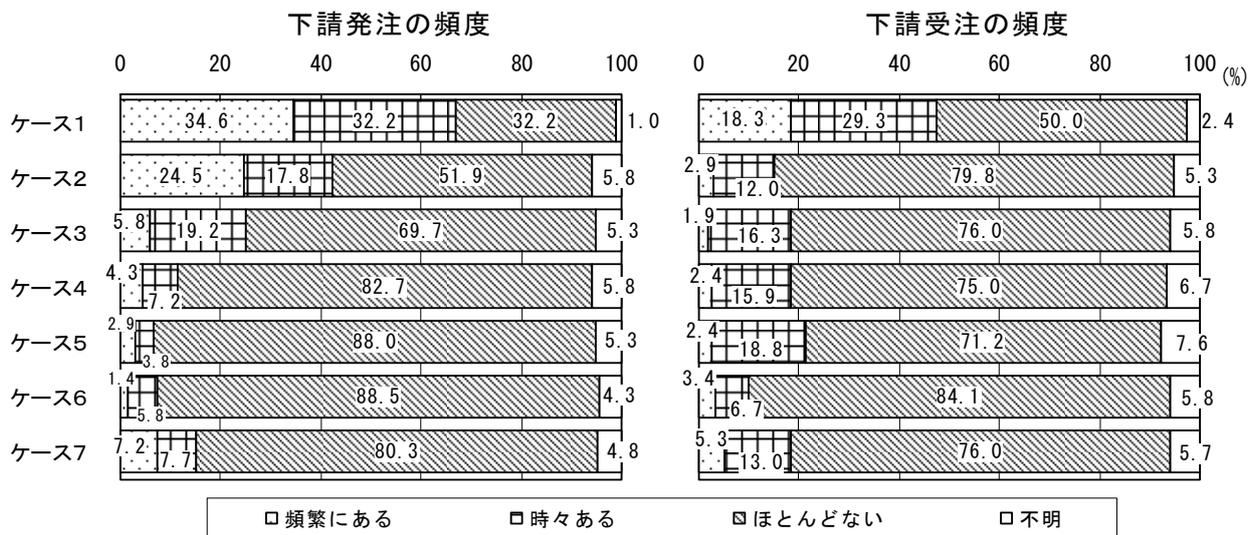


図 2.3.1 ケース別下請発注・受注の頻度 (全体 n=208)

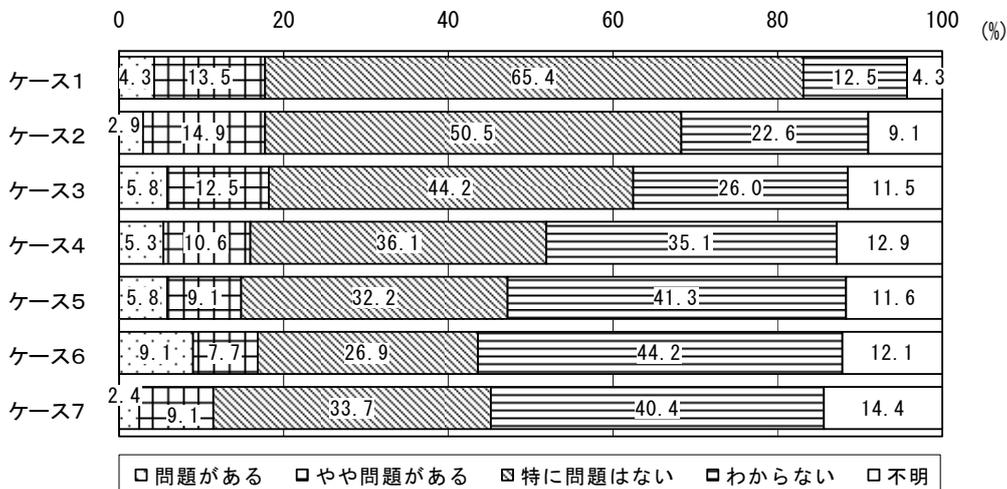


図 2.3.2 ケース別下請発注についての考え方 (全体 n=208)

(2) 軀体系職種

ケース1	【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
ケース2	【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
ケース3	【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
ケース4	【代理店型】A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
ケース5	【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
ケース6	【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
ケース7	【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

軀体系職種では、ケース1の受発注のほか、ケース2の発注が比較的多い。

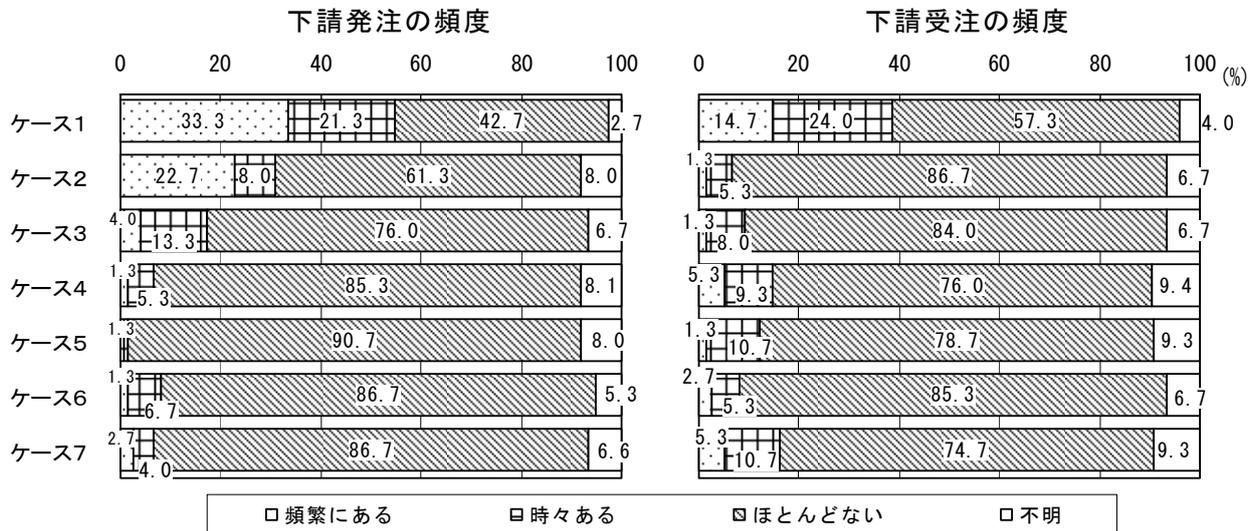


図 2.3.3 ケース別下請発注・受注の頻度 (軀体系職種 n=75)

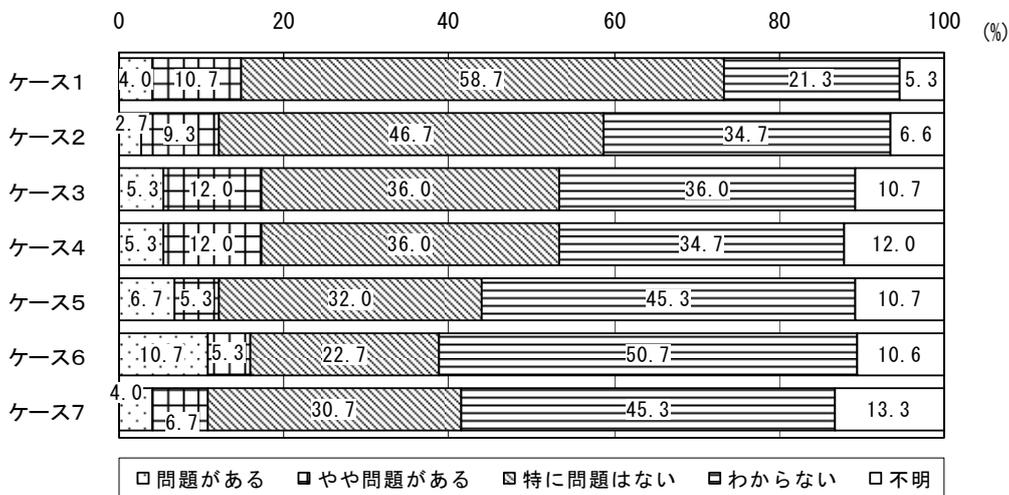


図 2.3.4 ケース別下請発注についての考え方 (軀体系職種 n=75)

(3) 仕上系職種

ケース1	【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
ケース2	【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
ケース3	【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
ケース4	【代理店型】A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
ケース5	【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
ケース6	【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
ケース7	【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

仕上系職種では、ケース1の受発注のほか、発注ではケース2、3、7、受注ではケース2、3、5が比較的多い。

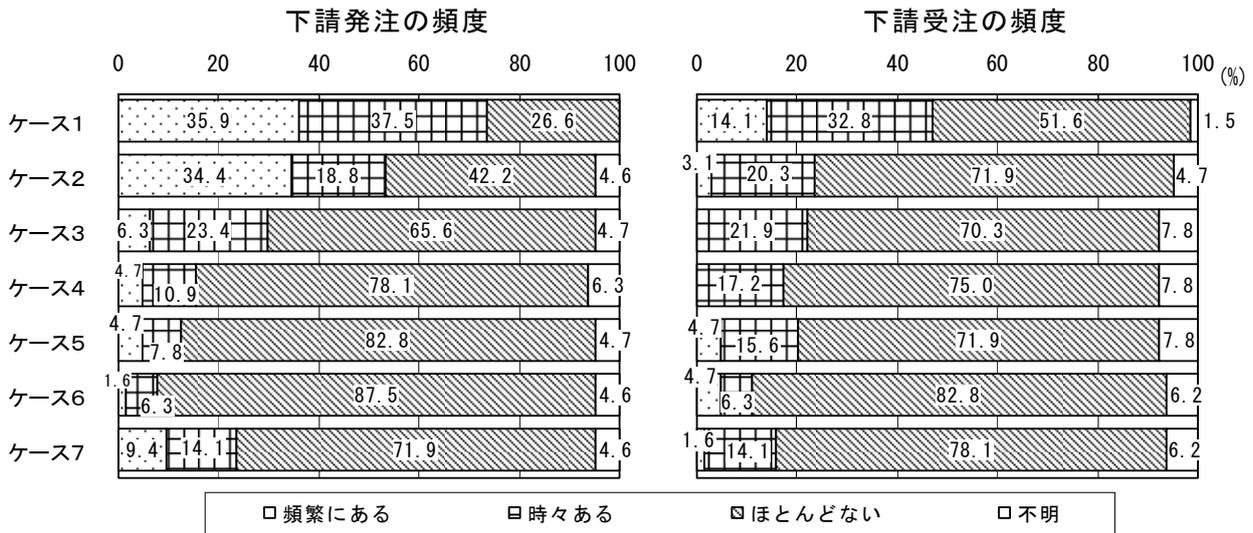


図 2.3.5 ケース別下請発注・受注の頻度 (仕上系職種 n=64)

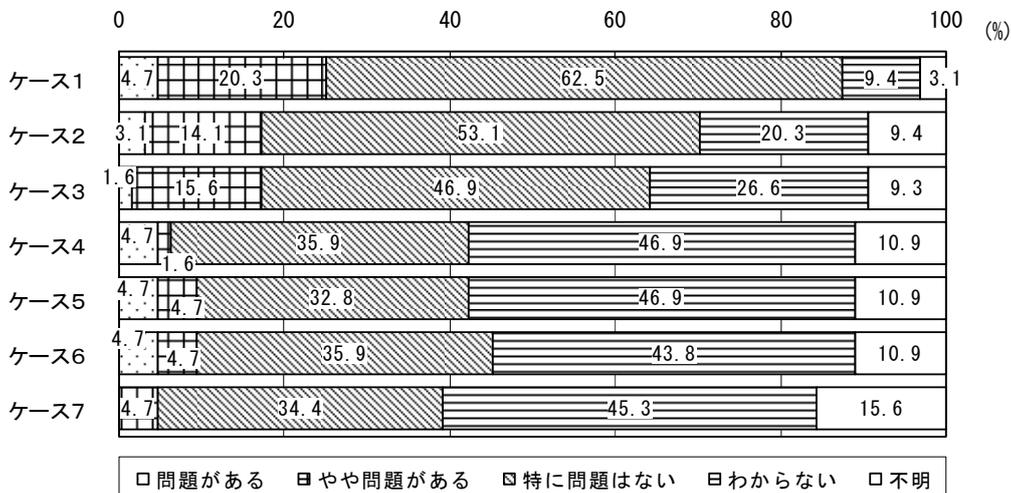


図 2.3.6 ケース別下請発注についての考え方 (仕上系職種 n=64)

(4) 設備系職種

ケース 1	【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
ケース 2	【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
ケース 3	【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
ケース 4	【代理店型】A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
ケース 5	【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
ケース 6	【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
ケース 7	【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

設備系職種では、ケース1の受発注のほか、発注ではケース2、3、4、受注ではケース4、5、7が比較的多い。

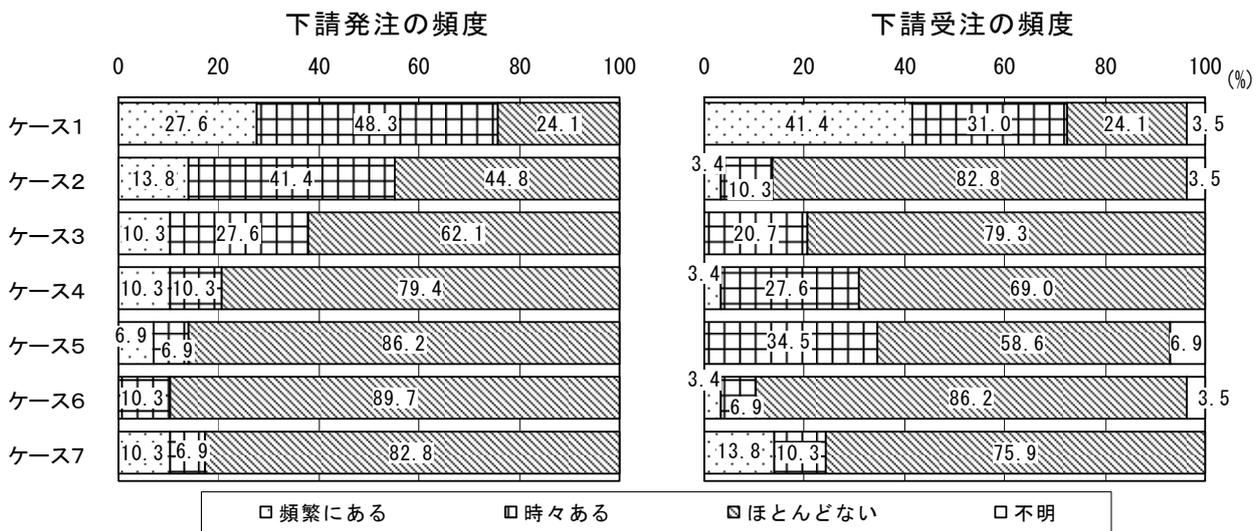


図 2.3.7 ケース別下請発注・受注の頻度 (設備系職種 n=29)

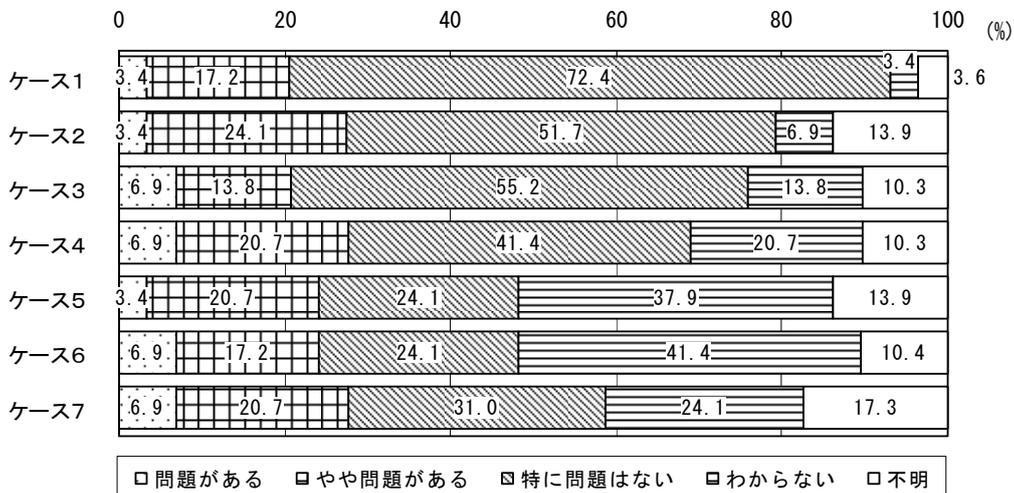


図 2.3.8 ケース別下請発注についての考え方 (設備系職種 n=29)

(5) 土木系職種

ケース1	【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
ケース2	【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
ケース3	【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
ケース4	【代理店型】A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
ケース5	【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
ケース6	【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
ケース7	【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

土木系職種では、ケース1の受発注のほか、発注ではケース2、3、受注ではケース3、5、7が比較的多い。

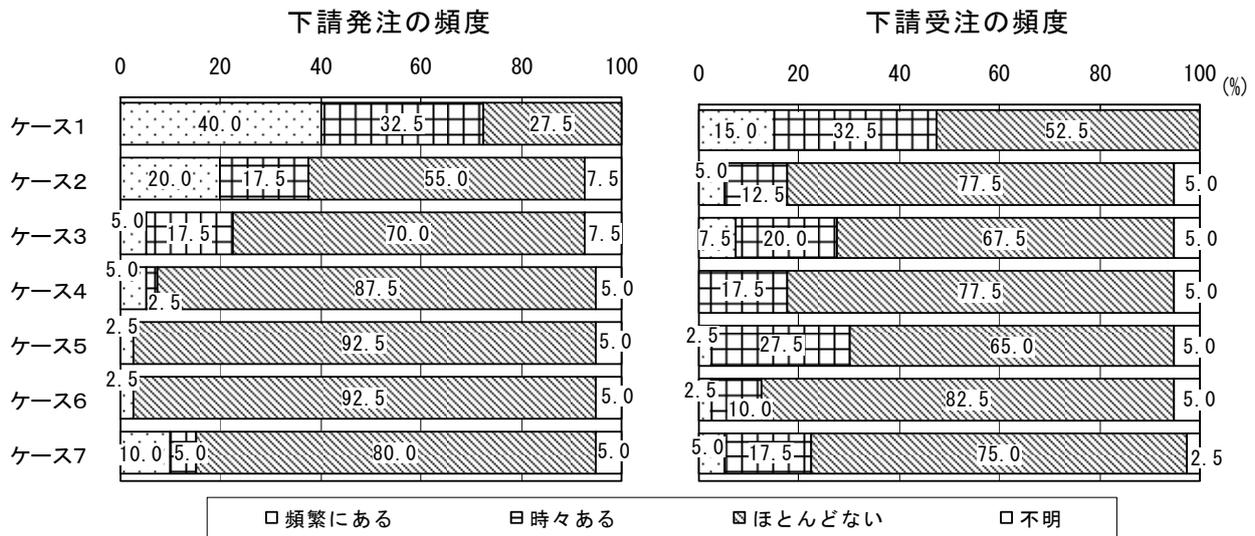


図 2.3.9 ケース別下請発注・受注の頻度 (土木系職種 n=40)

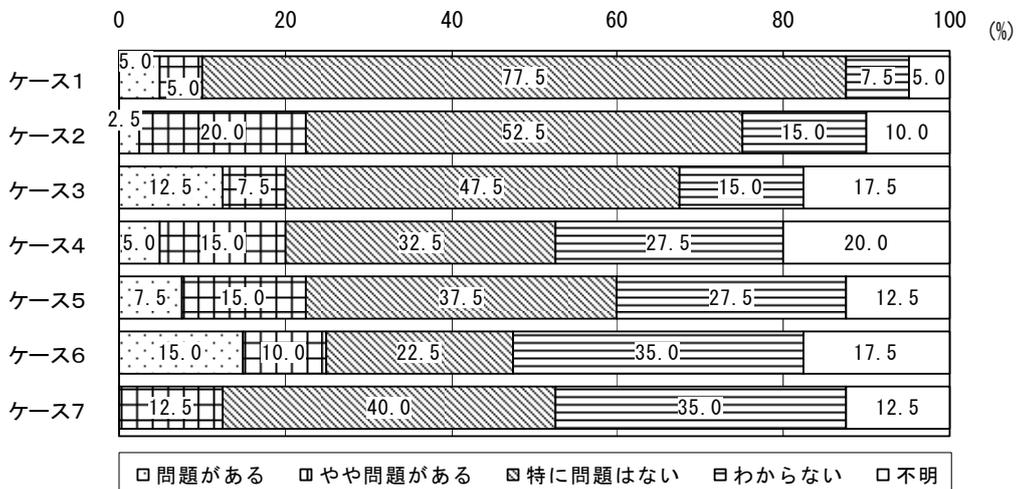


図 2.3.10 ケース別下請発注についての考え方 (土木系職種 n=40)

2. 4 その他の下請ケース

7つのケースに当てはまらない下請発注または受注のケースで、貴社が行っているまたは経験したケースがあれば、具体的に記入してください。

7つのケースに当てはまらない下請発注または受注のケースとしては、「天候不順などにより、同業者に再下に入ってもらい施工する場合」（鳶土工）、「A社は主に営業と品質管理を行い、工事は連結子会社のB社に発注」（消防施設）などが挙げられた。

表 2.4.1 その他の下請ケース（記述回答 19 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	昨今はコンプライアンスの問題が重要視されており、上記の様なケースが当社では少ないと思われる。	鳶土工
	2	自社の施工能力（機械の数）より天候不順などにより、同業者に再下に入ってもらい施工する場合も有り、またその反対も有る。	鳶土工
	3	業種的に（移動式クレーンリース）元請からの一次か専門業者の二次での受注が多く、今回の調査内容からは対象外の感じがします。	圧送
	4	当社は、元請会社様の担当者と打合せをして、同業者に協力してもらい、元請会社様に迷惑をかけない様に努力しています。	クレーン
	5	当社は、専属の職人を抱え、取付け工事及び修理を発注している。	建具
	6	現在、地方によって請負単価（常用単価も含む）もばらばらで、下請発注しても会社の経費が取れないのが現状である。特にゼネコンの支払い条件も翌々月払い（半金半手）のところが多く、大半が立替払いとなるので厳しい。	建具
仕上系	7	当社は専属下請を使用している。繁忙期の雇用調整は当社が指示し、下請けが行っている。そのために3次下請を使用する場合もある。専属下請に対しては、教育（技術、技能、安全等）、資格取得の援助、健康診断、法定外保障等を実施している。	塗装
	8	今は下請に出すほど仕事量がない。	タイル
	9	商社や製造メーカーが材工価格を決定し、施工業者に仕入れさせるため、施工費がどのようにしても不足する。デフレを技能者でおこなっている。専門業者のコストをタダ以下で利用。	瓦
	10	材料支給の発注で手間のみのケース	内装
	11	特にありませんが、材料販売及び施工指導は時々あります。	内装
	12	同業社の工事の応援（人工貸し含む）	防水
設備系	13	A社は、防災機器メーカーで、ゼネコン・サブコン等から機器材料を含めて工事受注しており、主に営業と品質管理を行い、工事は連結子会社のB社に発注している。当社はこのケースのB社となっている。	消防施設
	14	受注に関しては、配管工事一式でサブコン等から受注している。（揚重機・足場は、ご支給いただく。）発注は、すべて協力会社に発注している。（社員が現場に常駐し、社員の監督指示により協力会社が工事を行う。）	消防施設
土木系	15	責任施工が出来ないような請負金額が1人歩きし、工事数の減少と相まって、会社の経営を圧迫している。	基礎
	16	設計単価が低く、実際に施工する場合、元請業者は下請に設計単価以上の支払をするケースが多い。	カッター
	17	元請業者が受注し、その一部の専門工事を請け負って、材料調達、管理業務、作業を一次下請けとして請け負う。	カッター
	18	コンサル会社から相談を受け提案しても、情報提供に社名や工法（特許まで不要）を指定しない為、落札以降の競争や、上位会社の搾取にあう。本来ならば、専門知識やそれらの機械を持つ専門工事業者と協業すべき上位会社が、「使ってやる」的な思考態度は旧態然のまま。	カッター
	19	我社は、一次下請が90%以上で、専門工事業者としてやっている同業者に下請としてではなく、大きな現場では一緒に入って仕事をしている。	カッター

2. 5 現状の下請構造についての考え方

現在、建専連及び元請団体である日建連（日本建設業団体連合会）では、建設専門工事の下請構造の健全化を図るための検討を行っています。

貴社は、現状の下請構造についてどのように考えますか。また、今後はどうあるべきだと思いますか。ご意見を記入してください。

現状の下請構造について、例えば次のような意見が挙げられた。

- ・「重層を最小限におさえ、一部直用化をはかり、下請も含め優秀な技能者の育成に取り組む必要がある。」（鳶土工）
- ・「ゼネコンとの間に全くの素人の商社、特約店、ブローカ等の介入が多くて困っている。」（鉄骨）
- ・「重層下請制度は無くすべき。これは法律で規制しなければ良くなる。」（圧接）
- ・「下請業者は1人あるいは少人数のグループが多く、建設業法などの法律での規制は必要だが、保護する意味で緩和策もとるべき。」（建具）
- ・「現状では直庸化を図る為のコスト（経費、生産性）は下請を使うより高いものになる。」（塗装）
- ・「専門工事は商社に発注するのではなく、直接専門工事会社に発注をお願いしたい。」（断熱）
- ・「今後も、各レベルでリスクを負担する形の三次下請までの重層制度は必要。」（基礎）
- ・「専門工事会社の施工管理能力が、エンドユーザーに説明し、理解いただけるレベルにまで高められれば、請け負いは改善される。」（基礎）
- ・「当社を基準に直下次数までの施工体制でやっている。その下の次数については管理しにくく、好ましくない。」（アンカー）
- ・「元請、一次、二次の立場における役割が明確でなければ、請負金額を含めた健全な構造とは言えない。」（造園）

表 2.5.1 現状の下請構造についての考え方（記述回答 115 件）

職種分類	通し番号	記述内容	職種
躯体系	1	・下請としての下請でなく、一人親方又数人のグループで作業をする職人が多い。雇用主として職人の不足した時だけ不足分を雇用するのも問題がある。 ・専属下請に十分な仕事を与えられない。仕事が多いと職人不足になる。 ・1次下請をグループとして2次下請を含めグループ内で仕事を納め、1次2次で職人の調整が必要ではないか。	鳶土工
	2	受注産業である以上、構造的に労務の雇用調整は状況に応じ常に行わなければならない以上、現在ある下請構造について抜本的解決策は難しい。日建連の目指している2次下請までという提案は現状に沿っていないと考える。将来的に元請・下請がどのような方向を目指して行くのかについて業界団体が互いに真剣に話し合うべきである。	鳶土工
	3	最近では、本来ゼネコンが行うべき業務についても、その一部を1次下請業者が行うケースが増えており、その費用負担は下請業者の請負の範囲内とされる。元下関係の互いの役割、請負単価の適正価格等について、一度見直す時期ではないか。	鳶土工
	4	重層下請の禁止、理想は二次までだが、工事の内容により三次までとする。	鳶土工

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	5	丸投げの不良不適格業者の排除は言うまでもないが、主任技術者専任の問題等現実には不必要と思われる法律も少なくない。専門工事業団体として、現状を認識し、法改正を志していただきたい。 重層下請については、過度なものは論外であるが、請負意識のない直備化ではコスト競争について行くのは不可能であるし、工程の圧縮等による人工の山積みの波には対応できない。しかしながら、労働三保に加入しない一人親方という違法行為が横行しているのには業界を挙げて対応しなければ、建設業全体の発展には程遠いと考え。	鳶土工
	6	下請構造は専門職の1次業者が管理出来る範囲であれば問題ない。但し、多重層構造になると、下請単価の下落→技能者の減少→品質の低下が懸念される。今後は、重層を最小限におさえ、一部直用化をはかり、下請も含め優秀な技能者の育成に取り組む必要がある。	鳶土工
	7	施工体制上の1次、2次業者の施工能力を高め、重層化にならない様に安全面から考えても防止すべきであると考え。	鳶土工
	8	私どもは(株)大成建設の名義人として宮崎県は勿論、鹿児島県まで仕事を受注しておりますが、一番はなんと言っても優秀な技術員と優秀な職長及び作業員を確保して安心して任される下請を目指し、強いパートナーシップのもと信頼関係を築いていくことを常に大事にしております。特に今回の調査のような、受注して下請に発注する等というようなことをしておりますと、下請はどこでも良いということになり、信頼関係が全く築けなくなります。	鳶土工
	9	現在不況状態で建築、土木共仕事の受注の少ない中、低価格競争時代に入っている。受注に見合わない価格で取り、仕事の無い業者に下請として発注させ低価格を増幅させて一定の価格破壊を招いている現状。価格の安定を図らない限り職人の人件費が下がる一方だと思う。職人の育成も、なり手もない状況で悪化するだけである。	型枠大工
	10	大きくは一般社会のように作業員を雇用している会社が社会保険等適用し、税などを徴収して当たり前の会社として経営できるように全体的構造を整備されたい。その時その時で下請に負担が強いられている。下請は瀕死の状態であるにもかかわらず、ゼネコンは利益を上げている。	型枠大工
	11	・現在、契約単価の叩きあいが続いていますが、元請の適正単価があれば、元請予算の透明化をしてほしい。 ・基幹技能者、型枠技能士など、資格を多く取得している業者を優先して使ってほしい。 ・契約単価が下がりすぎて、次世代の職人が育たないので困っている。	型枠大工
	12	基本的に、建設業界全体が仕事の量、景気により請負の価格に大きく変動があり、下請にしわ寄せが大きくなる。まず上層会社が経費を抜いた部分で下請に割り振るために、仕事上の責任・経営にも大きな負担となっている。また業種ごとの差も大きくあり、出面での支払いを行ってもらえる職種とそうでない職種とでは考え方・経営の方法も違う。	型枠大工
	13	下請構造は専門職の1次業者が管理できる範囲であれば問題ない。ただし、多重層構造になると、下請単価の下落→技能者の減少→品質の低下が懸念される。今後は重層を最小限におさえ、一部直用化をはかり、下請を含め優秀な技能者の育成に取り組む必要がある	型枠大工
	14	現在の建設現場では、鉄筋工事の人員のムラをなくす事はできないと思われれます。その中で建設労働者の派遣は、一部緩和されているものの、ほとんどの下請業者は、派遣できないのが現状です。そこで、今後は下請業者の親方を社員化し、職人は一人親方になると考えられます。そこで、一人親方にも労災が適用できる様な措置等を検討して欲しいと考えています。	鉄筋
	15	下請業者の社員の福利厚生(健康保険・雇用保険他)の充実を図っていかないと、新規入職者が減り、又、若年労働者が建設業から離れてしまうと思われるので、建設業界全体で、請負金額に加算する為検討していかねばならないのではないかと。	鉄筋

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	16	自由競争経済(社会)とは言え、あまりにも安い単価での発注をせがむゼネコンさんの方針、安ければ受注しなければ良いではないかの実態。我々下請け業界には政策的な手立ては何もないのでしょうか。毒饅頭しかない惨めな下請け業界は、毒と分かっている食べざるを得ない惨めさ、お分かりでしょうか。良い政策を考えて下さい。	鉄骨
	17	元請、下請けを問わず、適正な価格を把握し、全体的にこうあるべき単価設定をアピールする必要がある。	鉄骨
	18	下請が全面的に従属的で弱い立場にある。請負金額、特に追加工事金額の値引率が大きく、又は0%で採算が悪くなる。契約の適正化、追加工事の契約適正化を元請は厳守すべきである。	鉄骨
	19	専門の技術がありながら、ゼネコンの下請としての立場上、弱い面が多い。鉄骨業界全体で構造改善をしていくべきだと思う。	鉄骨
	20	ゼネコン～鉄骨加工業者の間に全くの素人の商社、鉄材特約店、ブローカ等の介入が多くて困っている。仕事の少ない昨今では、言い値で受注し、変更や追加の金を払う意志が全く無く(わからない為言い含められている)、我々の同業者を渡り歩いているケースは25%～30%あると言われているが、品質が大変心配な状況です。	鉄骨
	21	元請、下請の関係は変わらないと思う。技術、技能を無視、予算管理のみを重視した発注形態になった気がする。「一つの仕事を皆で力を出し合い、完成を皆で喜び、それを生きがいとしたいのだが…。」	鉄骨
	22	元請は、専門工事業の下請のことを協力会社としているが、技術的なことはさておき、単価を下げるのがいくら出来るかどうかでの協力を求めてくる。単価を安くできなければ仕事を回さなくなり、安い単価の業者を使う。これでは下請業者の技術者の常時雇用は大変難しく、重層下請の構造は変わらない。	圧接
	23	鉄筋工事業者からの受注ではなく、全て建設会社からの直接受注にしたい	圧接
	24	1. 基本的には建設業を請け負う場合は、建設業許可を受けている会社に制限する必要がある(無許可の会社が4次、5次で安価で請け、結果的には災害も多い) 2. 労働法、建設業法、雇用法等を守っている会社で構成すべきであり、一括下請やペーパー会社を排除すべき措置が必要。	圧接
	25	圧接業のような資格や技量が必要な作業を、全く施工能力の無い鉄筋業者や、一式下請業者が請負うのは、工賃のピンハネでしかなく、全く不合理な制度であると思う。今後は若年層の養成も含め、社員としての技能者を増やしていくべきと思う。そのためにも、重層下請制度は無くすべきだと思う。これは法律で規制しなければ良くならない事と思います。	圧接
	26	元請、一次業者、二次業者等、上位業者からの押し付けが多く、実際に工事に携わる下位業者の意見が反映されていない。	圧送
	27	ゼネコン→名義人→専門工事業という構造でも特に問題は無いと思う。名義人と専門工事業との関係が密になっていけば良い環境であると思う。	圧送
	28	会社の規模に応じた重層構造になっており、しょうがない面があると思う。(地域地域で労務を確保するには必要か)クレーン系は大手ゼネコンは登録制になっており、下請(代車)の際も登録会社でないとダメ。	クレーン
	29	重層下請は極力避けるべきで、実際に施工する業者が、元請から直接受注する形態が望ましい。	クレーン
	30	不適格業者の排除及び無資格・無許可業者に仕事を発注しない様にし、建設専門工事業団体及び健全な企業が、安心して業務活動が行えるように、発注者・発注元請企業・下請企業が連携することが、重要事項と考えております。	クレーン
	31	近年コンプライアンスについては、以前に比べかなり改善されてきていると実感としては感じる。しかしながら一部には、大手元請のコンプライアンス上の処理のために下請側の実務作業が煩雑になってきてしまっているのも事実であると思われる。又、教育もまだまだ必要かと思えます。	建具
	32	現状の体制で良いと思います。	建具

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	33	現在の重層下請構造自体が下請を苦しめているのは確かだが、CM方式(分離発注方式)も価格的に一括発注との比較の中でメリットが見えずに一般的な方式にはなりえていないのが実状で、現在の構造の中で、業界全体としての単価アップの動きをしていくしかないように思います。	建具
	34	ゼネコンの短納期工事が多く、無理な工程に対応が困難となり、事故の確率が高い。2次、3次と健全な発注額になっていないので、若者の育成が困難。	建具
	35	親事業者が工事完了後に発注書面を交付される事が有り、受注金額把握の困難なことが有る。必ず発注書を着工前に交付するように願いたい。	建具
	36	施工協力業者の管理については、コンプライアンス上の指導、並びに再下請までを含めた保険制度を担保しているが、コスト削減要求の中、厳しい運営を強いられている。材・工グロスでの値引き要求に対応し続けることは困難であると考えられる。	建具
	37	正当な競争かどうかかわからず、安値による受注を強いられている事が多い。今後どうあるべきかについては、これと言った有効な策が無く思慮中です。	建具
	38	下請業者は1人あるいは少人数のグループが多く、建設業法などの法律を満足させるには、資本金が無いのが現状です。法律での規制は必要ですが、保護する意味で緩和策もとるべきと考えます。	建具
仕上系	39	下請構造に問題はないが、出来れば公共事業については一次下請で出来ないか。	板金
	40	特定ゼネコンの力が強すぎるのでは！下請はゼネコンの言いなりになっている。安値受注は下請の意志ですが、追加・変更の時大変不利な事が多いのでは。一時出ていたCMは消えてしまったのですか？	板金
	41	下請とて同業種が数社で有り、元請けの状況(請負金額の低下)で見積競争に落ちている。下請間の意識を高め、歯止めをかける。	板金
	42	建設工事が暮より仕事が少なくなっている現状で、下請になると仕事も少なく単価の面でも厳しい。近隣からの直接工事も修理、点検、一部リフォームとなりつつある。	板金
	43	不況下において工事単価が下がっているが、それでも同業、他業種など一応に安値で見積りし、競争受注状態になっている。自分達で単価を下げていくなどを是正しなければ、自分で自分の首を絞めているのと同じことなので業界全体として考えてほしい。	板金
	44	昨今の工事では、相当な工期短縮と書類などの管理業務が多すぎるため、1次下請の社長、番頭さんは現場での作業に集中できない。そのため二次下請等、得意にする工種に細分化し、コスト、安全面、技術面で役割をはっきりさせた方がよい。特に板金屋はできる事、求められる事が多い。	板金
	45	元請が倒産しても、工事を完了した下請業者には工事金額が支払われる制度を作ってほしい。	塗装
	46	専門工事としての技術者を育成していく為にも、早く基幹技能者制度を確立してもらいたい。	塗装
	47	専門工事業者との早目の打ち合せを行なうことによるコストの低減、工期の短縮、又はベストな素材の選定などが必要だと思います。	塗装
	48	重層下請契約が多すぎる、受発注サイド双方が努力し、せめて3次請負までで契約関係が収まる構造に変更していくべきだと考えるが、下請側のレベルアップがかなり必要と考えています。	塗装
	49	下請構造の健全化イコール重層下請を無くす理論は一考を要すると思う。特に仕上げ業種は、前工程の遅れ、要求品質の変更等による急な増員を要求される場合が多く、その対応は直庸化の推進(全直庸化)では解決は不可能である。現状では直庸化を図る為のコスト(経費、生産性)は下請を使うより高いものになり、現在契約している単価で受注することは難しい。これは下請のコストにしわ寄せを与えるのではなく、現在の1日あたりの単価は厳守維持していく事が前提である。	塗装
	50	元下関係の健全化はこれからも大切な課題であるが、当社では新築の下請より、改修工事・リフォーム工事の元請化を進め、自社職員による自社施工を現在進めているところである。	塗装

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	51	現状では殆どの左官業者が左官業ではなく、左官商へ移行していると思います。現場で働く職人の育成ではなく、下請業者に発注して経費を取る業者へ変わっているようです。物作りの原点である昔ながらの職人を育成して、自社従業員で工事を請負うべき姿が本当の意味の専門工事業者ではないですか。	左官
	52	最近コスト面のみが先行し、元請さんに心のこもった建物を建てようと思う気持ちがあり感じられなくなって来ている様な気がします。元請も建築のプロとして自分の建てた建物に満足できる必要な予算で受注してほしい。	左官
	53	下請として、専門工事の内容を充実させる。	左官
	54	下請ではなく協力業者である。下請からの脱却。	タイル
	55	金額のあてがえ発注が多いため大変こまる。	タイル
	56	昔はそうでもなかったが、現在では元請の態度が高圧的になってきた。無理を云われても断れば仕事がなくなり、理不尽な場合が多々ある。	タイル
	57	対策を立ててもぬけ穴がありそうで難しそう。中間業者は出来るだけ省くべきと考えるが、職方さんに書類提出はかなりハードルが高い。	タイル
	58	下請に発注する場合でも、施工マニュアル、及び安全対策など専門工事会社としての施工知識を向上させ、どの職方が施工しても問題の無いようにする事が大切だと思う。	タイル
	59	現状の経済情勢では仕方ないが、安値で受注したから、協力して下さいと、発注金額を押さえて来る。今後の仕事のことを考えれば仕方ない事か。	瓦
	60	ゼネコン、又は、ハウスメーカーは、大手材料納入メーカーと単価打合せのみで施工業者を調整者としなくて勝手に発注しているので、健全化を図る様に指導して頂きたいと思います。	瓦
	61	専門工事ごとの分離発注が望ましい。	瓦
	62	メーカーや商社が材工価格まで営業すると、社会的コストを負担するものがなくなり、技能者のレベル低下を招き、社会福祉制度、能力開発、各専門業者の団体活動などすべて成り立たなくなるのでは？	瓦
	63	建設は、施主・元請・下請の信頼関係で成り立っているはずである。ところが最近では価格の安い所優先である。これでは信頼は生まれません。基本に立ち返り、良い建物を適正価格で造るには、どうしたら良いかを、元請は物件ごとに考える必要がある。それが信頼関係であり、最終的には元請の信用である。	瓦
	64	ブローカーの排除	内装
	65	専門工事業としての資格？職人の育成 etc.	内装
	66	不況の時代ということもあるが、元請が権力を振りすぎる。下請が勝手にコストを落とすのも悪いが、対等というには程遠いです。時間の問題で財務力のない下請は姿を消します。全く健全とは言えない状況です。	内装
	67	全室協会員は体力的にも脆弱な傾向が強くなり、一次・二次下請となる基盤が弱いことから、必然的に多重構造にならざるを得ない事情がある。まずは個々の会員の体力を付けることが肝要である。	内装
	68	現状では、この下請構造の元で仕事をしているので、今後どうあるべきと考えたことはありません。但し、専門工事業として改修工事では、一次業者や元請として受注することもありますので、今はその割合を元請、一次の方へ多くするよう営業しております。	防水
	69	日建連の主なゼネコンが購買と称する部門を持ち、ブローカーが商品を買叩き叩くが如く、専門工事下請の技術力を無視するに等しい価格優先の発注体制を取る限り、下請構造の健全化は望めないと思う。	防水
	70	コスト重視はどうしてもやむを得ない事もありますが、専門工事業としては品質確保や工程管理の中で、改修の場合、設計上無理な仕様や改まりを改善して対応して行く経験値や知識が求められます。そのバラツキがコストの差を産み出している事もあり、最終的にお互いを苦しめる原因を自ら作り出している感があります。健全な価格での安心な施工を心がけ、又元請としての業者選定の基準の明確化と透明性を切望します。	防水
	71	一次、二次、、、と多重層下請の構図が出来ない様な法律を提案して欲しい。丸投げ工事禁止であっても、それがまかり通っています。	防水
	72	適切な工期と適切な予算。	防水

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	73	業者の数も多すぎるので、ある程度統合して健全な利益を確保して品質管理や万一の災害にも耐えられる体力を会社で蓄積して行きたいです。	防水
設備系	74	①従業員の資格取得の問題、充実した社員を絶えず常備しなければならない。②経営状況が健全でなければ、設備、備品、重機等が十分に今以上に必要とされる。	管
	75	3次下請程度までにする。	管
	76	最低制限価格のない一般競争入札を、元請が低価格で受注した場合、下請が迷惑(赤字)。しかし、長い間のお付き合いがあり、断ることができない場合もある為、制限価格の設定を全発注者(国、県、市町村)にお願いしたい。	管
	77	・現状の下請構造では、ゼネコン・サブコン等上位業者の下請に対する価格支配力が強すぎ、価格ありきとなり品質低下を招き易い。また、下位業者の労働賃金が上がらず、劣悪な労働環境に晒され易い。 ・PM又はCM方式で、施主に近い位置から専門工事業者に発注される方向にしなければ、安価でよい品質の工事が提供できない。	消防施設
	78	建築工事に遅れが生じると、サブコンの協力会社(専門業者)の工事工程を無視した作業を強いられる。上記に対して、後腐れなく追加・変更が認められる体質が求められる。	消防施設
	79	専門工事業として当該する工事において、専門の技術者、技能者を現場へ設置することを義務付ける事を、発注者が指導管理すべきである。	標識
	80	丸投げ等、建設業法違反は無くすべきだと思います。	標識
	81	・元請が倒産すると、下請がその負債を全て負う今の仕組を改善する。施工した部分は、下請の権利として、回収する契約又は法の改正が必要と思う。 ・役所工事に於いては入札率で追加工事も支払いをされ、新たな(単価)契約とならない。元請は同じ事を下請に要請する。工期の延長も無く、突貫工事となって原価アップとなってもその分の支払いは無い。 ・業設業法が建設業者に対する義務ばかりで発注者責任(特に官公庁)に言及されていない。	標識
	82	(建設業に絞った)下請適正化に関する請負の実施や情報公開をお願いしたい。	標識
	83	物件が激減している中、下請は無理・難題を押し付けられても断れない状況である。対等に話し合える環境を作る必要がある。	断熱
	84	これまでの流れで存在して来た業者の内、それぞれのポジションで必要とされる業者だけが残れる。そうした流れが今後強まると思います。必要とされる企業を目指します。	断熱
	85	専門業者発注のみにあるべし。	断熱
	86	施工能力のない、中間搾取的なケース1の様な、工事ブローカー、ケース4の商社、メーカーへの発注は、やめるべきである。	断熱
87	専門職・専門工事は商社に発注するのでなく、直接ゼネコンが専門工事会社に発注をお願いしたい。①職人の雇用、②技術の改善、他に会社は大変は貢献をしている。	断熱	
88	ゼネコンさんが管理業務に特化して来ているので、一次下請が一部ゼネコンさんの業務を行えるようになるサブコン的なものが必要と感じる。 ゼネコン→サブコン→専門工事店 →専門工事店 →専門工事店	断熱	
89	現状で良い。	断熱	
土木系	90	元請が統括的責任施工をし、各建設専門業者に各部を委ねてする現在の形態は良いと思います。しかし出来れば元請同士も共同企業体を組むように、各下請専門業者のデータもネット上で可能な限り元請同士が共有できるか、または横の検索ができれば各下請業者の質の向上が図れると思う。また、工事原価高騰を抑える要因になればと思います。	基礎
	91	専門業者の存続のため商社行為をする中間業者の排除。	基礎
	92	1次であれ2次であれ、下請会社としても受注時の見積条件の明示、施工時のデータ管理の重要性をしっかり認識する必要があると考える。	基礎

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	93	杭工事の中に自社施工が出来ない工種が入っている場合は、協力会社に発注するしかありません。以前青森県では県及び市役所発注で杭工事のみ(材工共)の発注がありましたが、現在は発注が無くなっており、復活できないものか。	基礎
	94	実情的に止むを得ない面あり。工法的なものや専門工事業として請負次数を減らしていく努力が必要。	基礎
	95	現在の状態で問題ない。	基礎
	96	現在の建設業界は、実質的な現場の施工は技術的な部分を含め専門工事業者が担当しており、ゼネコンは総合的な計画及び各工種の統括管理が主な業務であり、各工種においては責任施工の体制で専門工事業者が行っているため、三次下請程度はやむを得ないと考える。今後についても各レベルでリスクを負担する形の三次下請までの重層制度は必要と思う。	基礎
	97	以前は商社、ゼネコン子会社からの受注が多かったが、最近では元請会社からの受注(一次下請)がほとんどとなっており、下請構造が改善されていると思われる。	基礎
	98	現状で殆ど問題はないと考えている。	基礎
	99	日本のGCは、CM機能や与信担保能力が高く、また、一部の会社を除き専門工事会社の請負施工能力の格差が大きいため、劇的に今の状況が変わるとは考え難い。専門工事会社の施工管理能力が、エンドユーザーに説明し、理解いただけるレベルにまで高められれば、請け負いは改善されると考えます。	基礎
	100	建設工事における下請構造は必ず発生する構造だと思います。 1)あまりの多重下請構造になり管理不在(労働安全衛生、施工責任等)。 2)工事代金の取り下げにおいて、発注者、元請の都合により、約束通り(契約)工事代金の精算がしてもらえない。 以上2点は大きな問題であり、特に最近(2)の問題が多くなって困っている。	機械土工
	101	下請業者が適正な価格で受注できるよう、元請業者及び役所設計単価の見直し、設計変更を見直して欲しい。	カッター
	102	公共事業については、何次下請であっても、国の制度である社会保険加入の業者を使うことを徹底してほしいです。労災加入であったり、上乘せ労災の加入であったりと健全な企業を使うべきだと思います。	カッター
	103	元請業者は、丸投げする事なく管理業務をきちんとし、下請業者とのすべての面の区切りをはっきりとすべき。	カッター
	104	元請が発注元(主に役所・自治体)と契約時に「施工体制台帳」を添付する際に、元請/下請契約書の添付が義務化された。しかし「役所向け契約書」と「実勢契約書」の二本立を強要される。この条件を飲まないで受注出来ない。せつかくの「施工台帳と契約書」制度がザル化している。相当額規模以上の公共工事では品管法により1年後の検査が付加されているので、施工後検査時に「支払調書」を義務化してもらいたい。大手や地元大手は財務指導により「支払調書」を作成しているから、空契約が証明され、額に汗する専門工事業者の実態が判ってもらえる。	カッター
	105	県内の仕事は県内の下請業者を使ってほしい。専門工事業者がその仕事の大部分をしめる時は、分離発注してほしい。	カッター
	106	当社を基準に直下次数までの施工体制でやっている。その下の次数については管理しにくく、好ましくないと考える。	アンカー
	107	建設需要が減少している中で、元請から下請業者への圧力が強くなっている状況にある。適正価格での発注、支払条件の見直し等、今後改善されるべきである。	アンカー
	108	昔は工事の受注機会が多く、他工種の専門業者とのつながりがあったが、受注量が減ることで、専門業者との関係が少なくなってきた。今後どのような形で、関係を継いでいくかが課題である。	造園
	109	このままで良いと思う。	造園
	110	適正な価格で下請お願いし、末長く健全な関係で各工事を施工していくことが理想であると考えます。	造園

職種分類	通し番号	記述内容	職種
	111	実績、経験から、親会社にはある程度の仕事の集中はしかたないが、親会社(特にゼネコン)の取り分がひどく、2次下請では材料も購入出来ない金額までになっている。業者数も多すぎるので淘汰も必要だが、1次業者もしくは元請になれるような仕組みの支援が必要。	造園
	112	工程調整等難しい面はかなりあると思うが、官庁物件については専門工事業者への分離発注、民間物件ではコストオン発注を促進させてもらいたい。	造園
	113	ゼネコン等は建築の外構を施工するようによく言いますが、本体工事が遅れて工程通り施工出来ない場合がほとんどである。そのため無理な施工となり、最終的には赤字になる場合が多い。そのため、最近では出来るだけ植栽・芝張工事までとしている。こうなるとあまり工事の契約は取れないが、赤字の工事をもらうよりよいと思っている。	造園
	114	下請受注した場合によく見られるケースで、発注者(元請)担当者が、工事内容を把握しておらず、施工管理上問題が起きる場合がある。下請構造の中では、元請、一次、二次の立場における役割が明確でなければ、請負金額を含めた健全な構造とは言えない。また、一次または二次の職域の中で、登録造園基幹技能者を配置した場合(職長を要求した場合)は、金額も相応に含めなければならない。(今後の重要検討課題である。)	造園
	115	価格競争が激しくなった結果、以前のように階層化した下請構造は消えつつある。業界の主要業者も零細工事業者も、同じ土俵で価格のみで評価されるようになった結果である。造園は建築・土木・設備などのように機能の客観的評価が難しく、どうしても価格に評価が集中してしまう。価格競争の結果手抜きと考えられる不具合も多く発生し、これらを監視し、取り締まるような体制さえ必要と思われる状況も目にする。品質維持に関する取組が必要である。	造園

3. ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング対象会社の概要

アンケート調査の回答会社のうち、下請関係に関する関心が高いと思われる7社を対象に、主に下請回数と役割の実態についてヒアリング調査を行った。

ヒアリング対象会社の概要は次のとおりである。

表 3.1 ヒアリング対象会社の概要

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
職種	鳶土工	コンクリート圧送	鉄骨	左官	タイル	防水	造園
従業員数	350	18	38	20	12	10	74
最も多い請負階層	1次下請	2次下請	1次下請	1次下請	1次下請	2次下請	1次下請
完工高	10～30億円未満	1～3億円未満	10～30億円未満	1～3億円未満	5～10億円未満	1～3億円未満	10～30億円未満
地域	関東	近畿	近畿	近畿	近畿	近畿	関東

(2) ヒアリング結果

A社（鳶土工）

a. 会社について

- ① 主要な工事品目は、建築工事の土工事（掘削）、コンクリート打設、足場組立て・解体、鉄骨建方。
- ② 管理下の技能労働者数は、直用総数約100（鳶30・土工70）、直用の職長数約20、専属下請の技能労働者総数250～300。得意先の品質要求に応えるためには、ある程度労働者を直用する必要があると考えている。
- ③ 直用の技能労働者の給与体系は日給月給。
- ④ 直用の技能労働者は、全員が厚生年金に加入。

b. 会社の下請形態について

- ① 主として1次下請。
- ② 1次下請の場合、土工事、コンクリート打設、足場組立て・解体ともに一式の責任施工で請け負う。ただし、掘削における重機とダンプ、コンクリート打設におけるポンプ車は外注している。足場組立て・解体については、元請の足場計画能力が低下していることもあって、足場計画の段階から参画することが多い。足場材はリース業者から調達している。
- ③ 元請となることはない。
- ④ 耐震補強などを伴う改修工事では、元請の関連会社等「躯体一式業者」が1次下請として入ることがあり、その場合は2次下請となる。この場合でも、工事内容、提供する人・もの、単価・取り分、責任等は、1次下請の場合と同一であり、特に問題はない。スポット的な工事応援を除いて3次下請となることはない。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ①直用と専属下請とはフラットな関係で、全体を1つのチームと考えている。会社として専属下請が常時稼働できるよう定常的に仕事を確保しており、教育訓練も一緒に行っている。従って、現状の下請関係は特に問題ないとする。
- ②鳶・土工における下請構造は、現状でも2次下請までが多く、問題ないと思う。重層化が進んでいる他業種（仕上や設備業種）では、直用化を進めるなどして、下請構造を改善する必要があるだろう。ただし、現状すぐに解消することは無理だろう。
- ③自社は得意先の手ゼネコン1社の仕事が過半を占めているが、昨今の状況を見ると、今後は大手ゼネコンに頼るのではなく、専門工事業として自立した会社経営を目指していかなくてはならないと痛感している。

B社（コンクリート圧送）

a. 会社について

- ①主要な工事品目は、コンクリート圧送。
- ②管理下の技能労働者数は、直用総数15+3（アルバイト）、直用の職長数10（うち3人基幹技能者）、専属下請なし。
- ③直用の技能労働者の給与体系は、月給（固定9割+出来高1割）15名、日給月給3名（アルバイト）。
- ④直用の技能労働者は、アルバイトを除き全員が厚生年金に加入。

b. 会社の下請形態について

- ①通常のゼネコンの場合、主として2次下請。このとき、1次下請は同業者の協同組合（経費率は12%）である。
- ②下請回数に関わらず、ポンプ車とオペレータ及び筒先操作者を提供している。
- ③親しいゼネコンの場合、自らが協同組合の特定名義人として契約上の1次下請となることがある（経費率8%）。この場合、2次が協同組合（経費率4%）で、3次が再び自社となる。
- ④大手ゼネコンの場合は、1次下請に生コン販売店（商社）又は鳶土工業者（経費率8%）が入り、2次が協同組合（経費率4%）、3次が自社となることが多い。また、応援の場合は、2次又は3次が同業者（経費率3%）、3次又は4次が自社となる。
- ⑤1次下請に生コン販売店（商社）又は鳶土工業者が入る場合は、単純に自社の利益が減ってしまう。また、1次に鳶土工業者が入ると、自らの都合を優先させるため、トラブルが起きやすい。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ①現状の協同組合制度は、適正な労務単価を確立するために2003年に始まった。組合の利益は、標準作業手順、機械の保守点検、緊急時対応に関するDVD教材の制作など、技術面、安全面のサポートを通じて組合員に還元されるので、協同組合を介した下請構造には意味がある。
- ②1次下請に販売店（商社）又は鳶土工業者が入る場合は、利益面のみならず、元請と直接話ができないため技術面、安全面でも問題が多い。

d. その他

- ①月給制で年間 100 日以上の休暇を確保しているのですが、若い人は集まりやすいが、仕事がきついで、1 年で 7 割は辞めてしまう。ただし、協同組合制度の導入で労務単価が安定してきたので、(早ければ 5 年程度で) 一人前になれば、年収 600 万円を超える状況となってきた。
- ②圧送業界としては、筒先操作は土工に任せて、圧送のみに専念したいと考えている。その際、筒先を寝かせずに立てる(吊る)ことで操作しやすくなる。(建築学会で品質面を検討中。)

C社(鉄骨)

a. 会社について

- ①主要な工物品目は、建築鉄骨製作、建方(大手ゼネコンでは別が多い)、本締め。
- ②管理下の技能労働者数は、直用総数 38(現場 4・工場 34)、直用の職長数 40(現場)、専属下請の労働者数約 25(溶接)。
- ③直用の技能労働者の給与体系は月給(現場、工場とも)。
- ④直用の技能労働者は、全員が厚生年金、中退協に加入。

b. 会社の下請形態について

- ①主として 1 次下請。
- ② 1 次下請の場合、鋼材の手配、工場製作、建方(その地域の鳶業者に外注)、本締め、溶接(専属外注)を行う。
- ③元請となることはない。
- ④ 1 次下請に商社又は鋼材問屋が入る場合は、自社が 2 次下請となる。最近このケースが増えてきた(3 割程度)。この場合は、2 次のファブが 1 次から鋼材を買い入れることになる。商社側の取り分は 1~2%程度である。
- ⑤ 1 次下請に商社等が入ると、追加・変更等の情報が即座にファブに流れないことがあり、無駄が発生しやすい。また、商社等は元請との付合いを優先するので、追加・変更があってもその分の金額を元請に請求できないことが多い。ただし、ファブにとって、鋼材の代金支払い時期を 1 次からの入金後とできるメリットはある。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ① 1 次下請に商社等が入る場合は、いろいろと問題が多い。こうした商社等は、請負単価が低いと、仕事が空いているファブを全国から探し出して、低価格で発注する。そうしたファブの中には品質的に問題がある業者も散見される。
- ② 1 次下請に商社等が入っても、鋼材はファブの買取りとなっているので、鋼材の値動きによるリスクは、鉄骨ファブが負うことになる。値上がりの激しかった時期には、加工費がゼロとなる物件もあった。

d. その他

- ①当社は全構協の会員となっている。全構協の登録会員数は、平成 13~14 年頃に大きく減った後、減少幅は小さくなっていた。しかし、平成 21 年度にまた大きく減少した。ほとんどが廃業による抹消である。工事量の減少と、単価の下落が原因と思われる。こうした状況の打開策に、業界挙げて取り組むべきである。

D社（左官）

a. 会社について

- ① 主要な工物品目は、左官工事全般。
- ② 管理下の技能労働者数は、直用総数 18、直用の職長数 9（うち 2 人基幹技能者）、専属下請の技能労働者総数約 20（法人と一人親方の両方）。
- ③ 直用の技能労働者の給与体系は、月給が 4 割（縁故入社 of 若年技能者等）、日給月給が 6 割。
- ④ 直用の技能労働者は、厚生年金加入が 4 割（縁故入社 of 若年技能者等）、国民年金が 6 割。

b. 会社の下請形態について

- ① 主として 1 次下請。
- ② 1 次下請の場合、左官工事の一式施工を行う。ただし、床押え、打放し補修は外注。
- ③ 元請となることはない。
- ④ 同業者の応援で 2 次以下の下請となる場合がある。応援の時は、発注側が上位との契約金額と自らの経費率を開示して、金額交渉する。
- ⑤ 元請によっては、付合いの深い会社を 1 次下請として入れるため、下請次数が深くなることもある。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ① 左官業界では、現状の下請構造で特に問題はないと思う。
- ② 重層下請構造の解消は、上位業者が技能労働者の直用化することだが、そのためには労働者に適正賃金を払えるような工事金額を確保することが先決である。

d. その他

- ① 左官業界では、人並みの生活ができるだけの収入が得られていない状況がある（年収 200～250 万円程度）。そのため、若者を雇用してもすぐにやめてしまう。
- ② 現在の技能者資格（一級技能士、基幹技能者など）は、本当に優秀な職人でなくても取得できるような制度となっており、有益とは思えない。制度を改善するとともに、資格者の処遇が高くなるような措置を発注側で考えてほしい。

E社（タイル）

a. 会社について

- ① 主要な工物品目は、タイル工事、石工事。ただし、最近では建築一式工事が売上げの 5 割を占めている。
- ② 管理下の技能労働者数は、直用数 0、専属下請の労働者数約 22（班組織と一人親方）、他に完全外注の労働者 30。

b. 会社の下請形態について

- ① 主として 1 次下請。
- ② 1 次下請の場合、労務（下請）と材料を調達する。特殊な材料等は元請支給の場合もある。
- ③ タイル工事で元請となることはない。

④協力関係にある同業者の応援で2次下請となることがある。応援の労務単価は同じだが、会社の経費率は若干下がる。協力関係にある同業者は品質的に同じレベルであること（例えば先代社長の時に独立した業者など）が前提となる。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ①同業者の応援で重層化することは特に問題とはならない。
- ②元請が発注単価を下げるために1次下請に商社（代理店）を入れて、タイル・石とレンガを一式で発注することがある。この場合、レンガ工がタイルも貼るため工事単価は下がるが、この下落単価が通常取引価格に影響するので問題である。
- ③最近では、重層下請構造の解消について同業者組合がいろいろと検討しているが、組合の力がまだ弱く、改善は見込めない状況である。

d. その他

- ①タイル業界では、労働者を直用して育てている会社は少ないのではないか。
- ②最近の新築工事では、タイルを貼る面積が減少している。今後は、改修工事が増えるが、民間の改修工事では、元請受注も狙って行きたい。

F社（防水）

a. 会社について

- ①主要な工事品目は、集合住宅の勾配屋根の「シングル防水」（現在ほとんどが改修工事）。最近ではゴムシート防水、ウレタン防水、塩ビシート防水、アスファルト防水も扱っている（3割程度）。
- ②管理下の技能労働者数は、直用数7（全て職長資格有、一級技能士6、基幹技能者1）、専属下請は3社で7人。
- ③直用の技能労働者の給与体系は日給月給。
- ④直用の技能労働者は全て厚生年金に加入。

b. 会社の下請形態について

- ①主として2次下請（5割程度）。
- ②自社が2次下請の場合、1次下請は大手防水工事業者。1次下請は防水工事全体の管理（工程調整と安全書類作成等）と材料の手配等を行う。自社は手間のみの場合が多いが、自ら材料を手配すること（材工一式）もある。品質保証は1次の証明書と材料メーカーの保証書を発行するが、瑕疵があった時の補修とその費用負担は2次（自社）となる。
- ③元請が地方ゼネコンの場合、1次下請となることもある。その場合、1次として工程管理や書類作成も行い、品質証明書も発行する。また、小型集合住宅の改修などでは元請となることもある。
- ④応援の場合、3次下請となるが、工事内容、単価等は2次の時と変わらない。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ①自社の場合、2次下請が適切と考えている。1次下請となると単価交渉や手続き的な面で厳しい。ただし、工事を円滑に進めるためには、2次下請でも工事計画段階で元請と直接打合せができることが重要である。
- ②過去には、2次、3次に何もしないピンはね業者が入って重層化することがあったが、

最近はなくなったようだ。

G社（造園）

a. 会社について

- ① 主要な工事品目は、緑道の整備・管理（植栽の手入れ）、集合住宅等の外構工事、駐車場工事、公園の新設・改修。
- ② 管理下の技能労働者数は、直用総数 5、直用の職長数 1、専属下請の技能労働者総数 60。
- ③ 直用の技能労働者の給与体系は日給月給。
- ④ 直用の技能労働者のうち厚生年金加入者は職長 1 人。

b. 会社の下請形態について

- ① 民間工事（約 5 割）では主として 1 次下請、官庁工事（約 5 割）では元請。
- ② 1 次下請（民間工事）の場合でも、元請（官庁工事）の場合でも、会社の役割・責任等はほとんど変わらない。通常、民間工事の元請は造園工事の管理にはあまり関与しない。
- ③ 官庁工事のほか、個人住宅の造園工事では元請となることが多い。利益率は、概ね「個人住宅の元請」>「官庁工事の元請」>「民間工事の 1 次下請」となっている。
- ④ 大規模な民間工事で、1 次下請にゼネコンの取引会社が入る場合には、2 次下請となることがあるが、会社の役割・責任等は 1 次下請の場合とほとんど変わらない。造園業界では名義人が介在することは少ない。また、同業者の工事を応援する場合も 2 次下請となる。
- ⑥ 自社の協力会社（専属下請）は 3～4 人の小規模な会社が多く、造園工事の中でも特定の作業を限定的に行う会社である。協力会社が再下請を使うのは、工事応援の場合だけである。応援人員には一人親方が多いようだ。

c. 建設専門工事における下請関係についての考え方

- ① 自社に関する下請構造は、特に大きな問題はないと思う。ただし、協力会社が応援として再下請を使う場合は、品質的なチェックを厳しくする必要がある。
- ② 低価格入札の影響で、大手の造園業者が地方の単価の低い業者に労務を一括で発注しているケースが見られることは問題である。

4. 調査結果のまとめ

本調査では、下請受発注の形態として以下の7つのケースを提示して、それぞれの形態での受発注頻度、下請発注についての考え方を調べた。

- ケース1：【細分型】A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。
- ケース2：【専属型】A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請（班）として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
- ケース3：【繁忙期型】A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。
- ケース4：【代理店型】A社は、商社（又は代理店）で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。
- ケース5：【GC子会社型】A社は、ゼネコンの子会社（関連会社）で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。
- ケース6：【依存型】A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。
- ケース7：【統合型】A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

(1) 下請発注・受注の形態

下請受発注の形態とその頻度についてまとめると次のとおりである。

- ①ケース1【細分型】の下請発注をしている会社は全体の67%と多く、受注をしている会社は48%である。
- ②ケース2【専属型】の下請発注をしている会社は全体の42%で、受注をしている会社は15%である。
- ③ケース3【繁忙期型】の下請発注をしている会社は全体の25%で、受注をしている会社は18%である。
- ④ケース4【代理店型】の下請発注をしている会社は全体の12%で、受注をしている会社は18%である。
- ⑤ケース5【GC子会社型】の下請発注をしている会社は全体の7%で、受注をしている会社は21%である。
- ⑥ケース6【依存型】の下請発注をしている会社は全体の7%で、受注をしている会社は10%である。
- ⑦ケース7【統合型】の下請発注をしている会社は全体の15%で、受注をしている会社は18%である。

- ⑧全体として、下請発注、受注ともにケース1【細分型】が最も多い。
- ⑨躯体系職種では、ケース1【細分型】の受発注のほか、ケース2【専属型】の発注が比較的多い。
- ⑩仕上系職種では、ケース1【細分型】の受発注のほか、発注ではケース2【専属型】、3【繁忙期型】、7【統合型】、受注ではケース2【専属型】、3【繁忙期型】、5【GC子会社型】が比較的多い。
- ⑪設備系職種では、ケース1【細分型】の受発注のほか、発注ではケース2【専属型】、3【繁忙期型】、4【代理店型】、受注ではケース4【代理店型】、5【GC子会社型】、7【統合型】が比較的多い。
- ⑫土木系職種では、ケース1【細分型】の受発注のほか、発注ではケース2【専属型】、3【繁忙期型】、受注ではケース3【繁忙期型】、5【GC子会社型】、7【統合型】が比較的多い。

(2) 下請発注についての考え方

下請受発注の形態についての考え方をまとめると次のとおりである。

- ①ケース1【細分型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の18%、問題はないと考える会社が65%である。仕上系職種では問題があると考ええる会社が25%と比較的多い。問題としては、「利益率の低下」、「安全に関する意識の低さ」、「細分化されすぎて効率が悪い」、「同じ立場で話が出来ない」、「職人の技術がわからない」、「責任の所在が不明確」などが挙げられた。
- ②ケース2【専属型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の18%、問題はないと考える会社が51%である。設備系職種では問題があると考ええる会社が28%と比較的多い。問題としては、「主任技術者専任の問題」、「利益率の低下」、「納税や社会保険関係が完全に出来ない」、「保証のトラブル」などが挙げられた。
- ③ケース3【繁忙期型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の18%、問題はないと考える会社が44%である。問題としては、「品質の確保が難しい」、「非正規雇用が増える」、「労働者が育たない」、「技術力低下につながる」などが挙げられた。
- ④ケース4【代理店型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の16%、問題はないと考える会社が36%である。設備系職種では問題があると考ええる会社が28%と比較的多い。問題としては、「責任の所在があいまい」、「打合せがスムーズでない」、「変更、追加工事費などウヤムヤになる」などが挙げられた。
- ⑤ケース5【GC子会社型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の15%、問題はないと考える会社が32%である。設備系及び土木系では問題があると考ええる会社が23%前後と比較的多く、設備系では問題はないと考える会社と同数である。問題としては、「利益率の低下」、「追加変更等の内容の打合せが直接出来ないために、精算でもめる」、「品質の問題がおきやすい」などが挙げられた。
- ⑥ケース6【依存型】の下請発注は問題があると考ええる会社は全体の17%、問題はないと考える会社が27%である。土木系及び設備系職種では問題があると考ええる会社が25%前後と比較的多く、問題はないと考える会社とほぼ同数である。問題としては、「責任範囲

があいまいになる」、「下請けの材工価格が下げられる」、「元請との連絡がスムーズに行かない」などが挙げられた。

- ⑦ケース7【統合型】の下請発注は問題があると考える会社は全体の12%、問題はないと考える会社が34%である。設備系職種では問題があると考える会社が28%と比較的多い。問題としては、「利益率の低下」、「施工工程に無理がある場合が多い」などが挙げられた。
- ⑧現状の下請構造についての意見として、「重層を最小限におさえ、一部直用化をはかり、下請も含め優秀な技能者の育成に取り組む必要がある。」、「現状では直庸化を図る為のコスト（経費、生産性）は下請を使うより高いものになる。」、「元請、一次、二次の立場における役割が明確でなければ、請負金額を含めた健全な構造とは言えない。」などが挙げられた。
- ⑨ヒアリング調査では、下請形態の問題として、「1次下請に販売店（商社）又は鳶土工業者が入る場合は、利益面のみならず、元請と直接話ができないため技術面、安全面でも問題が多い。」（コンクリート圧送）、「1次下請に商社等が入ると、追加・変更等の情報が即座にファブに流れないことがあり、無駄が発生しやすい。」（鉄骨）、「元請が発注単価を下げるために1次下請に商社（代理店）を入れて、複数工種を一式で発注することがある。この場合の下落単価が通常取引価格に影響するので問題である。」（タイル）などの発言があった。

(3) 下請構造の課題

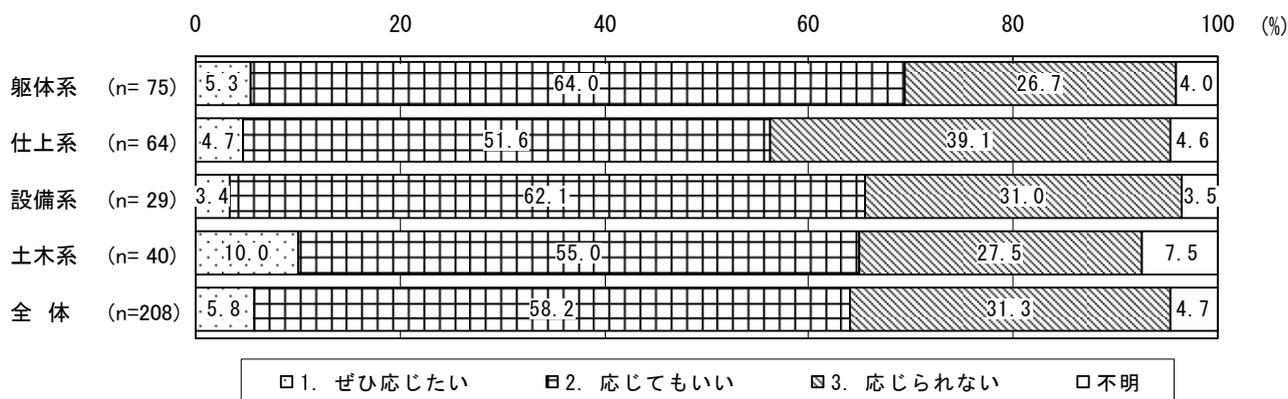
- ①本調査では、下請受発注の形態を7つのケースに分けたが、その中でケース1【細分型】（作業を細分化してそれぞれ下請発注）が、発注、受注ともに最も多かった。この形態については問題はないと考える会社が65%と多かったが、細分化による効率の悪さや、取引上の上下関係による意思疎通の悪さ、技術や安全についての不安などの指摘もあった。現状での作業の細分化の程度は、職種によって、また工事規模によっても異なるが、工事量の拡大局面で形成された細分化発注の仕組みが、作業効率や意思疎通を阻害していないか、各職ごとに見直すべき時期が来ていると思われる。
- ②ケース2【専属型】（雇用者を専属下請として独立させて下請発注）は、発注形態としてケース1に次いで多かった。この形態についても問題はないと考える会社が過半を占めたが、専属下請の規模（小グループ～一人親方が多い）に起因する、主任技術者専任の困難さ、社会保険の未整備、保証能力の低さなどの問題も指摘された。この形態は、過去の好況時には労働者の独立志向から発生したが、現在では社会保険料の会社負担軽減を目的とした雇用の切離しの結果と言われている。これは、建設技能労働者の処遇の低下と、それに伴う若年入職者の減少という、建設業最大の問題の原因ともなっている。今回の調査では、専属下請の労働者も雇用者とほぼ同様に処遇しているとする会社もみられたが、やはり直用化を図るべきとの意見もあった。今後は、技能労働者の直用を軸とした会社経営に向けて、阻害要因の明確化と除去方策の検討に業界として取り組む必要があるだろう。
- ③ケース3【繁忙期型】（閑散期の必要労働者数だけ雇用して繁忙期には下請発注）の発注をしている会社は25%で、ケース1、2に次いで多かった。また、この形態は問題はない

いと考える会社が44%であったが、非正規雇用が増大し、労働者が育たない、技術力低下につながるなどの指摘もあった。労働力調整は一品受注産業の宿命との声も聞かれたが、年間を通した（周辺事業も取り込んだ）安定した仕事量の確保は、個々の会社経営の最重要課題といえる。

- ④ケース4【代理店型】（商社又は代理店として材料の調達等を行い、労務は下請発注）及びケース5【GC子会社型】（ゼネコンの子会社として管理業務に特化し、工事は全て下請発注）については、発注している会社は10%前後であるが、逆に受注している会社は20%前後と少なくない。これらの形態は問題はないと考える会社は30%台で、ケース1～3と比べて少なかった。両ケースに共通した問題として、打合せが不十分となって、追加変更等の情報がうまく流れずにトラブルが発生しやすいことが挙げられた。また、ケース4では工事管理能力のない代理店等が入ることで、責任が曖昧となるとの指摘もあった。いずれにしても、実質的な管理機能を発揮できない者が1次下請として入ることは、工事の品質、安全、コスト、工期全ての点でマイナスとなる。元請として、従来の商習慣から一歩抜け出して、商社や代理店、また自らの子会社の1次下請としての役割をもう一度見直すべきであり、管理機能が期待できない場合は、積極的に排除していく必要がある。
- ⑤ケース6【依存型】（特定ゼネコンの名義人として調整を行い、工事は下請の責任施工）は、発注、受注ともに10%以下と少なかった。この形態は、職種によってはほとんど見られないようであるが、土木系と設備系職種では問題意識が比較的高く、ケース4、5と同様に、責任が曖昧、元請との連絡がスムーズにできないなどの指摘があった。工事の施工及び管理機能を提供しない名義人であれば、無意味であり、施工体制に加えるべきでないことは当然である。
- ⑥ケース7【統合型】（複数の関連工事をまとめて請け負って調整及び材料手配等を行い、工事は下請発注）は、発注が15%、受注が18%と少なくなかった。この形態は問題はないと考える会社は34%で、ケース4、5と同程度であった。問題として、施工工程に無理が出るなどの指摘があった。1次下請としては売上高が大きくなり、元請は管理手間が少なくなるが、1次下請が関連工事全てを細かく管理できるかどうかの問題であり、ケース4、5と同様のマイナス面が危惧される。その点に関する元請による見極めが重要となる。
- ⑦以上のケースで共通して言えることは、不適切な下請構造は、無意味であるばかりでなく、工事全体に不利益をもたらすことである。建設生産システムは、全ての関係者が相当な役割を担ってこそ、適正に機能する。現在の下請構造の中での関係者の役割をもう一度見直し、不要・不適切な部分を取り除いていくことが、建設業における下請構造の健全化と技能労働者の処遇向上に向けた課題である。

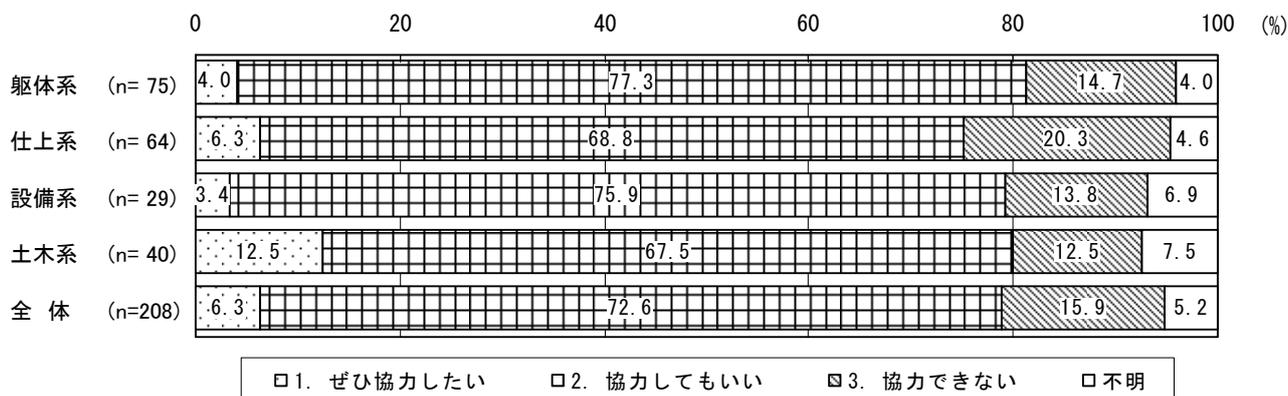
参考1 アンケート調査回答会社における今後の調査に対する協力意向

1) ヒアリング調査への協力意向



参考図1 ヒアリング調査への協力意向

2) 継続調査への協力意向



参考図2 継続調査への協力意向

3) 連絡先記入件数

参考表1 連絡先記入件数

		躯体系	仕上系	設備系	土木系	全体
会社名		60 (60)	45 (44)	24 (22)	32 (32)	161 (158)
担当者	所属	31 (31)	9 (8)	10 (8)	22 (22)	72 (69)
	役職	52 (52)	42 (41)	20 (19)	30 (30)	144 (142)
	氏名	60 (60)	45 (44)	24 (22)	32 (32)	161 (158)
	TEL	56 (56)	44 (43)	23 (21)	32 (32)	155 (152)
	Eメールアドレス	44 (44)	33 (33)	16 (15)	23 (23)	116 (115)

()内は、ヒアリング調査または継続調査に協力しても良いと回答した会社数

参考2 「建設専門工事業の下請関係に関するアンケート」調査票

(社)建設産業専門団体連合会 (建専連)

◆ご記入の前に◆

- 趣旨・目的：この調査は、建設専門工事業の重層下請構造を見直し、健全な生産体制のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とした調査です。記入された内容については、調査目的以外に用いることはありませんので、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。
- 回答の方法：欄内にご記入、又は該当する番号を○で囲んでください。記入欄が足りない場合は、A4別紙にご記入（社名、問番号明記）の上、調査票に添付してください。
- 回答締切日：平成22年2月22日（月）
- 返送先：この調査票を配付した専門工事業団体の事務局（貴社が所属している団体）
- お問合せ先：建専連 道用、長谷川
TEL:03-5425-6805 FAX:3-5425-6806 E-MAIL→hasegawa@kensenren.or.jp

貴社についてお聞きします。

貴社名		主な職種	
資本金	円	従業員数※	人
最も多い請負階層	1. 元請 2. 1次下請 3. 2次下請 4. 3次以下の下請		
直近の完工高 ()年度	1. 1億円未満 2. 1～3億円未満 3. 3～5億円未満 4. 5～10億円未満 5. 10～30億円未満 6. 30億円以上		

※従業員には、役員及び雇用者（事務、技術、技能）すべてを含めてください。

★建設専門工事における下請関係の以下の7つのケースについて、質問にお答えください。

ケース1：A社は、自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社などに下請発注している。

問1 貴社がケース1のA社のような形態で下請発注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような発注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	発注内容は、
--	---	--------

問2 貴社がケース1のB社のような立場で下請受注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような受注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	受注内容は、
--	---	--------

問3 ケース1での下請発注について最も近い考えはどれですか。（○は1つ）
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。（具体的に記入）

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	→	問題は、
--	---	------

ケース2：A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請（班）として独立しており、それらに下請発注する形となっている。

問4 貴社はケース2のA社のような理由で下請発注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような発注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	発注内容は、
--	---	--------

問5 貴社がケース2のB社のような立場で下請受注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような受注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	受注内容は、
--	---	--------

問6 ケース2での下請発注について最も近い考えはどれですか。（○は1つ）
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。（具体的に記入）

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	→	問題は、
--	---	------

ケース3：A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社などに下請発注することになっている。

問7 貴社がケース3のA社のような理由で下請発注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような発注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	発注内容は、
--	---	--------

問8 貴社がケース3のB社のような立場で下請受注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような受注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	受注内容は、
--	---	--------

問9 ケース3での下請発注について最も近い考えはどれですか。（○は1つ）
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。（具体的に記入）

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	→	問題は、
--	---	------

ケース4：A社は、商社（又は代理店）で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社などの2次下請に発注している。

問10 貴社がケース4のA社のような形態で下請発注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような発注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	発注内容は、
--	---	--------

問11 貴社がケース4のB社のような立場で下請受注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような受注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	受注内容は、
--	---	--------

問12 ケース4での下請発注について最も近い考えはどれですか。（○は1つ）
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。（具体的に記入）

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	→	問題は、
--	---	------

ケース5：A社は、ゼネコンの子会社（関連会社）で、1次下請として専門工事を請け負っているが、管理業務に特化しているので、工事は全てB社などの2次下請に発注している。

問13 貴社がケース5のA社のような形態で下請発注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような発注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	発注内容は、
--	---	--------

問14 貴社がケース5のB社のような状況で下請受注することはありますか。（○は1つ）
ある場合は、どのような受注内容（工事、作業の種類等）ですか。（具体的に記入）

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	→	受注内容は、
--	---	--------

問15 ケース5での下請発注について最も近い考えはどれですか。（○は1つ）
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。（具体的に記入）

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	→	問題は、
--	---	------

ケース6：A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみ行い、工事はB社などの2次下請の責任施工としている。

問16 貴社がケース6のA社のような形態で下請発注することはありますか。(○は1つ)
ある場合は、どのような発注内容(工事、作業の種類等)ですか。(具体的に記入)

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	発注内容は、
--	--------

問17 貴社がケース6のB社のような状況で下請受注することはありますか。(○は1つ)
ある場合は、どのような受注内容(工事、作業の種類等)ですか。(具体的に記入)

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	受注内容は、
--	--------

問18 ケース6での下請発注について最も近い考えはどれですか。(○は1つ)
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。(具体的に記入)

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	問題は、
--	------

ケース7：A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整、工事間の調整及び材料手配等を行い、工事はB社などに下請発注している。

問19 貴社がケース7のA社のような形態で下請発注することはありますか。(○は1つ)
ある場合は、どのような発注内容(工事、作業の種類等)ですか。(具体的に記入)

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	発注内容は、
--	--------

問20 貴社がケース7のB社のような立場で下請受注することはありますか。(○は1つ)
ある場合は、どのような受注内容(工事、作業の種類等)ですか。(具体的に記入)

1. 頻繁にある } 2. 時々ある } 3. ほとんどない }	受注内容は、
--	--------

問21 ケース7での下請発注について最も近い考えはどれですか。(○は1つ)
問題がある場合は、どのような内容の問題ですか。(具体的に記入)

1. 問題がある } 2. やや問題がある } 3. 特に問題はない } 4. わからない }	問題は、
--	------

★専門工事における下請関係に関して、質問にお答えください。

問 2 2 問 1～2 1でお聞きした7つのケースに当てはまらない下請発注または受注のケースで、貴社が行っているまたは経験したケースがあれば、具体的に記入してください。

--

問 2 3 現在、建専連及び元請団体である日建連（日本建設業団体連合会）では、建設専門工事の下請構造の健全化を図るための検討を行っています。

貴社は、現状の下請構造についてどのように考えますか。また、今後はどうあるべきだと思いますか。ご意見を記入してください。

--

問 2 4 最後に、建専連が実施する今後の調査に対して、お答えください。

(1) 今回の調査内容をさらに詳しくお聞きするヒアリング調査を予定しています。（3～5月頃）貴社にお願いした場合、これに応じていただけますか。（○は1つ）

1. ぜひ応じたい	2. 応じてもいい	3. 応じられない
-----------	-----------	-----------

(2) 今回のテーマである下請構造の変化を調べるために、今後も1～2年ごとに継続調査を実施したいと考えています。貴社は今後の調査にも協力していただけますか。（○は1つ）

1. ぜひ協力したい	2. 協力してもいい	3. 協力できない
------------	------------	-----------

(1)(2)のいずれかにご協力いただける場合は、ご担当者の連絡先等の記入をお願いします。

なお、Eメールアドレスをご記入いただいた方には、後日、本調査結果をまとめた資料を直接お送りいたします。

貴社名					
ご担当者	所属		役職		氏名
	TEL		Eメール アドレス		

ご協力ありがとうございました。

人材の確保・育成に関する
調 査

目 次

1. 建設業における入職者減少とその背景.....	1
1. 1 建設業就業者の年齢構成	1
1. 2 建設業における入職・離職の状況	2
1. 3 建設業の倒産件数.....	2
1. 4 建設技能労働者の法定福利の状況	3
2. 団体・企業による人材確保・育成の取組み事例	4
2. 1 全国管工事協同組合連合会の取組み	4
2. 2 長崎県鉄筋工事業協同組合の取組み	4
2. 3 社団法人大阪府建団連の取組み.....	10
2. 4 社団法人日本左官業組合連合会の取組み	15
2. 5 株式会社サンオキの取組み.....	15
2. 6 社団法人日本建設業団体連合会の取組み	16

1. 建設業における入職者減少とその背景

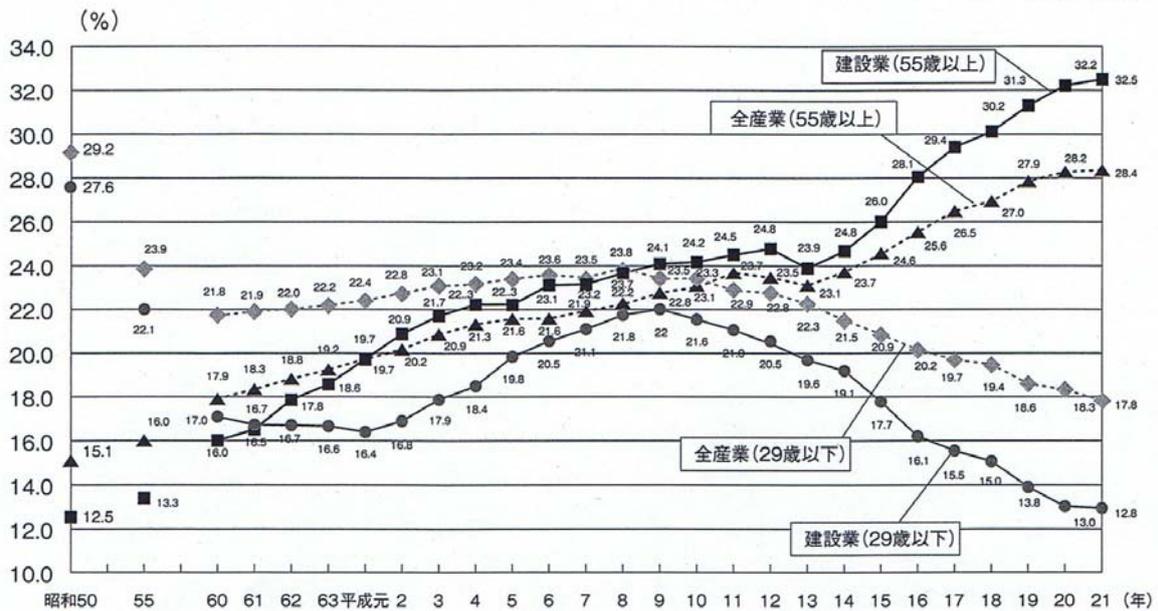
1. 1 建設業就業者の年齢構成

建設業就業者のうち、高齢者（55歳以上）と若年者（29歳以下）の割合をみると、高齢者は一貫して増大、若年者は平成10年以降縮小しており、高齢化が進展している。全産業と比較しても、高齢者の割合は大きく、若年者の割合は小さい。

図 55歳以上及び29歳以下の就業者数の割合

◆55歳以上及び29歳以下の就業者数の割合

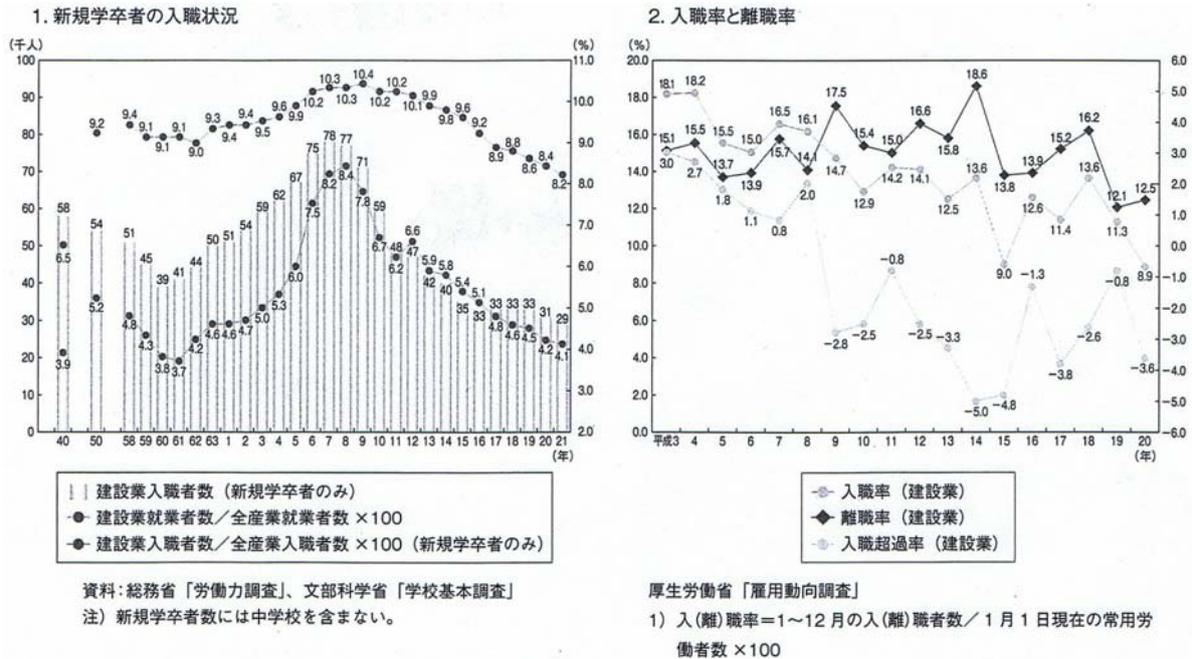
資料：総務省「労働力調査」



1. 2 建設業における入職・離職の状況

建設業における新規学卒の入職者数は、平成8年以降減少しており、全産業に占める割合も平成9年以降は低下傾向である。入職率と離職率をみると、平成9年以降、入職率が離職率を下回る状態（入職超過率がマイナス）が続いている。

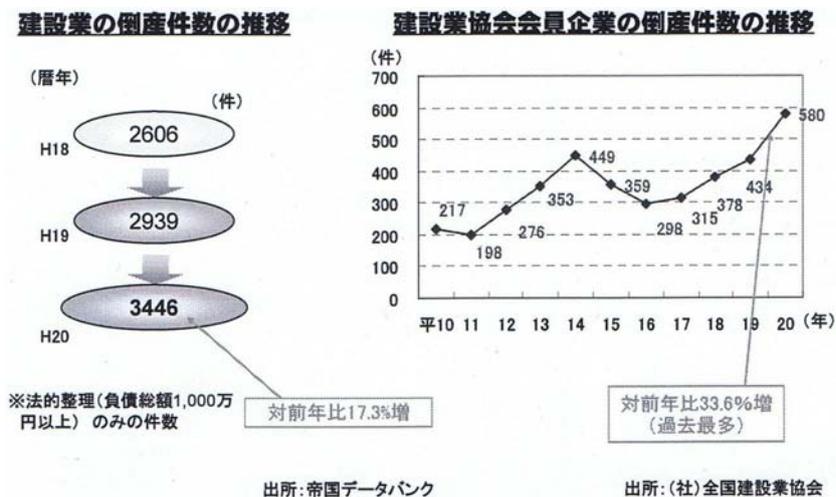
図 新規学卒者の入職状況（左）、入職率と離職率（右）



1. 3 建設業の倒産件数

建設業の倒産件数は増加している。建設業協会の会員企業の倒産件数をみても、平成15年から16年にかけて減少したものの、平成17年以降は再び増加している。

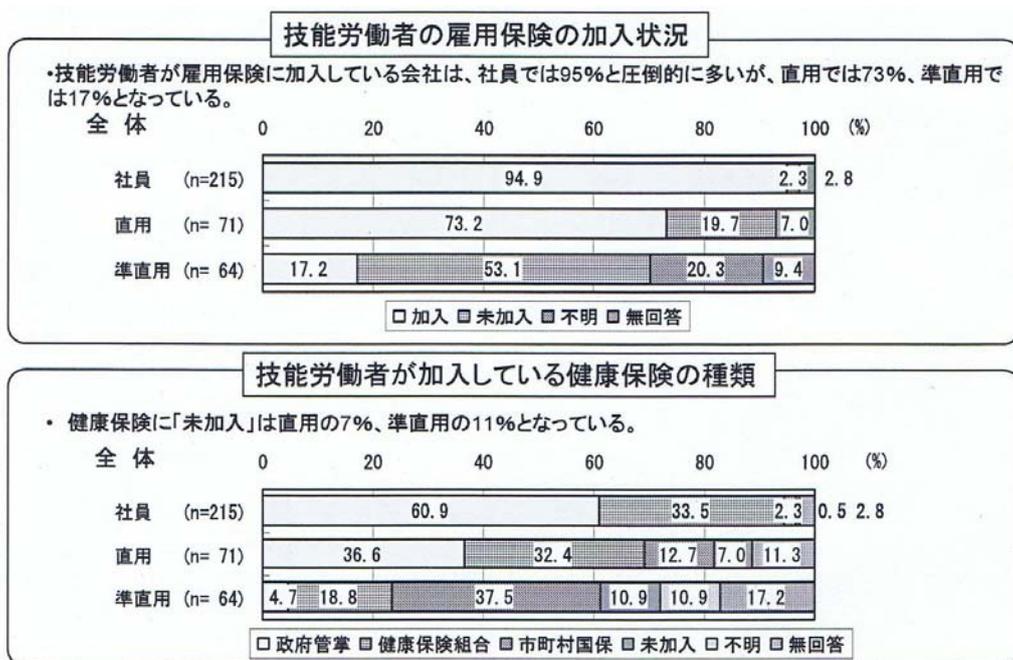
図 建設業の倒産件数の推移



1. 4 建設技能労働者の法定福利の状況

技能労働者の雇用保険への加入状況をみると、直用では 19.7%、準直用では 53.1%が「未加入」となっている。加入している健康保険の種類は、直用では 12.7%が「市町村国保」、7.0%が「未加入」、準直用では 37.5%が「市町村国保」、10.9%が「未加入」となっている。

図 雇用保険・健康保険への加入状況



出所：平成20年3月(社)建設産業専門団体連合会

2. 団体・企業による人材確保・育成の取組み事例

2. 1 全国管工事協同組合連合会の取組み

全国設備工業教育研究会¹（会長・東京都立蔵前工業高等学校校長 小山実氏）の平成20年度・第44回千葉大会が8月4日～6日に開催され、全国管工事共同組合連合会（全管連）との懇談会が大会初日に行われた。この中で全管連は、同研究会から卒業後の業界への進路指導のための、継続的な求人募集の要望を受けた。また、設備工業科の減少により専門教員が不足しているため、授業及び実習への講師派遣等も依頼された。大会最終日は教育視察が実施され、参加者はエネルギーアドバンス、千葉マリンスタジアムの見学を行った。

2. 2 長崎県鉄筋工事業協同組合の取組み

2. 2. 1 現場技能・技術の実践教育

(1) 概要

長崎県の工業高校は、ものづくりに関する競技大会・資格取得において全国でもトップレベルの成果を収めており、優秀な専門的職業人を多数輩出している。しかし卒業後の県外への就職傾向が強いため、県内における産業人材の確保が課題となっている。

このような状況を踏まえ、長崎県教育委員会、(社)長崎県建設業協会は、ものづくり人材の育成・確保、及び優秀な人材の県外流出防止を目指す取組みの一環として、建設現場で必要とされる基本的技能・技術の実践教育を実施した。対象者は県内の工業高校の土木・建築系学科に在籍する2年生であり、延べ80名が参加した。

(2) 目標

① 1年目

長崎県教育委員会と(社)長崎県建設業協会が連携し、長崎県建設産業人材育成連携推進委員会を設置し、土木系学科における地域性・学科の特色を生かした、建設産業の人材育成・確保のための教育内容を研究・実施する。また、次代のニーズに対応した実践的人材育成プログラムを展開する。個別目標は、以下のとおりである。

(1) 現場実習（体験的活動の充実）

- ・ 建設業への就業意欲向上、安全教育及び技能・技術教育の指導力向上、建設業のイメージアップによる就職希望者の増加
- ・ 各校対象学年全員の参加

(2) 現場見学（職員・保護者も参加しての現場見学）

- ・ 社会基盤としての土木構造物の使命・役割の理解、学習意欲の向上
- ・ 1年生全員、保護者を参加対象とする

¹ 同研究会は、全国の公立工業高校のうち設備工業科等を有する33校から構成される団体で、設備工業教育の研究・向上を目的としている。

- (3) 講師招へい（技術者・高度熟練技能者による技術講話・技能継承の展開）
 - ・ 高度な技能・技術を体感することによる建設業への就業意欲向上
 - ・ 「技能・技術の指導」に関する総合連携推進体制の充実
 - ・ 企業から招聘した講師による実習（鉄筋組立・足場組立等に関する技能継承）
- (4) 教員研修（安全に関する専門的知見の向上、建設技能習得による資質向上）
 - ・ 企業の現場レベルにおける安全指導の理解
 - ・ 研修受講者による、安全指導及び現場実習事前安全指導の実施
- (5) 共同研究（社会基盤整備の重要性及び土木技術の役割・使命の理解）
 - ・ 計画性・探究心・行動力の重要性の習得を通じ、地域社会活性化への貢献
 - ・ 報告書作成

② 2年目

1年目に実施した現場実習や現場見学等の成果に基づき、プログラムの更なる充実を図る。また、本事業参加校のほか、九州地区の土木系学科を持つ工業高校に対しても本事業の展開・普及を行う。さらに、事業の自立化と県内就職を促進する。

(3) 特長

- ・ 工事専門業者からの講師招聘の様様を映像で記録し、授業での副教材として活用
- ・ 長崎大学との連携による、地域活性化目的のインフラ長寿命化体験学習の実施、及び企業の技術者の指導を通じて土木構造物の維持管理について学ぶプログラムの設定
- ・ 仕事にやりがいを見つけ、使命感を持つ生徒の育成を目的とする、離島地区における宿泊を伴う現場実習の実施及び中学校に対するPR活動の実施

(4) 実施プログラムのねらい・内容

① 生徒の企業実習（現場実習）

現場実習を通じて社会基盤整備を実体験し、地域産業の担い手としての自覚と建設産業に対する誇りを育み、土木技術・技能者への入職促進を図る。

- ・ 学校所在地の周辺地域における建設現場実習：(社)長崎県建設業協会推薦企業
- ・ 西九州自動車道建設工事現場実習：国土交通省九州地方整備局
- ・ 離島地区建設現場における現場実習：(社)長崎県建設業協会
- ・ 地域の活性化のためのインフラ長寿命化体験実習：(社)長崎県建設業協会幹旋企業（長崎大学連携）

② 生徒の企業実習（現場見学）

土木構造物の役割・施設の意義及び有効性、社会基盤整備の重要性を学び、土木技術を学ぶ目的を明確にする。建設関連企業は、建設業界の実態を伝えるとともに、建設産業界で働くすばらしさをアピールする。

- ・ 西九州自動車道建設工事現場見学：国土交通省九州地方整備局

③ 技術者等による学校での実践的指導（講師招聘）

優秀技術者、熟練技能者を講師として招聘し、安全教育と建設技能・技術の習得を図る。また、講師招聘による授業で実施した内容を中心に、副教材を作成する。

- ・安全衛生教育：建設業労働災害防止協会長崎県支部
- ・土木材料実験：（財）長崎県建設技術研究センター
- ・建設技能資格取得講習（小型車両系建設機械、玉掛け、小型移動式クレーン）：各種資格認定機関
- ・建設専門工事技能継承（足場、鉄筋、型枠）：専門工事熟練技能者
- ・建設現場見学オリエンテーション：国土交通省九州地方整備局
- ・国道交通省出前講座（多自然型河川について）：国土交通省九州地方整備局
- ・「土地と境界線」講習：長崎県土地家屋調査士会

④ 教員の高度技術習得（教員研修）

生徒の現場実習時の事前指導に活用するための、安全に関する専門的な知見を習得する。足場組立、地山の掘削・土留め支保工など必要とされる建設技能を習得し、指導者としての資質向上を図る。

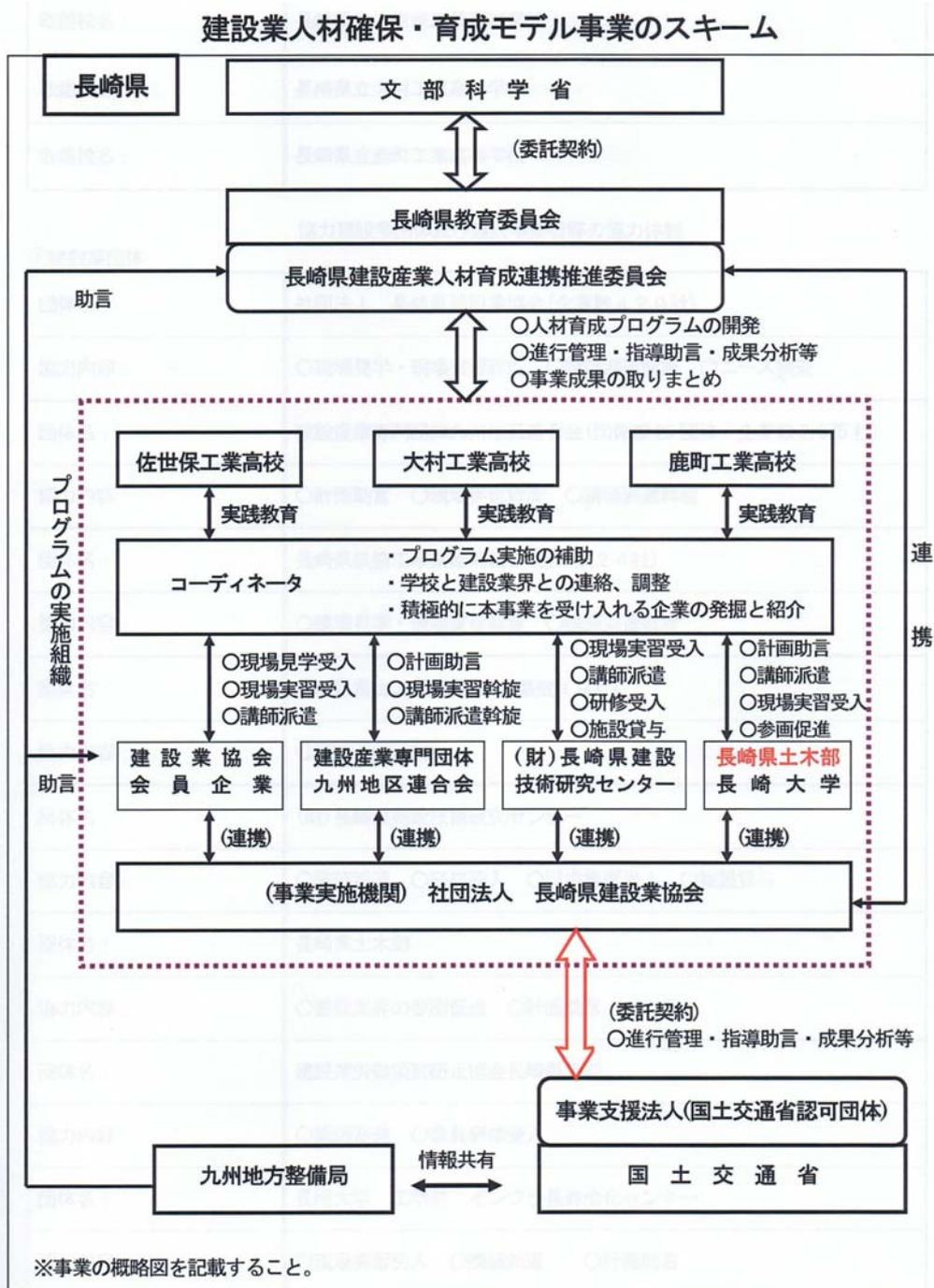
- ・「労働安全衛生リスクアセスメント」（1回、2日間）：建設業労働災害防止協会長崎県支部
- ・建設技能安全作業講習（1年目：足場組立（2日間）、2年目：地山の掘削・土留め支保工（3日間））：建設業労働災害防止協会長崎県支部

⑤ 共同研究

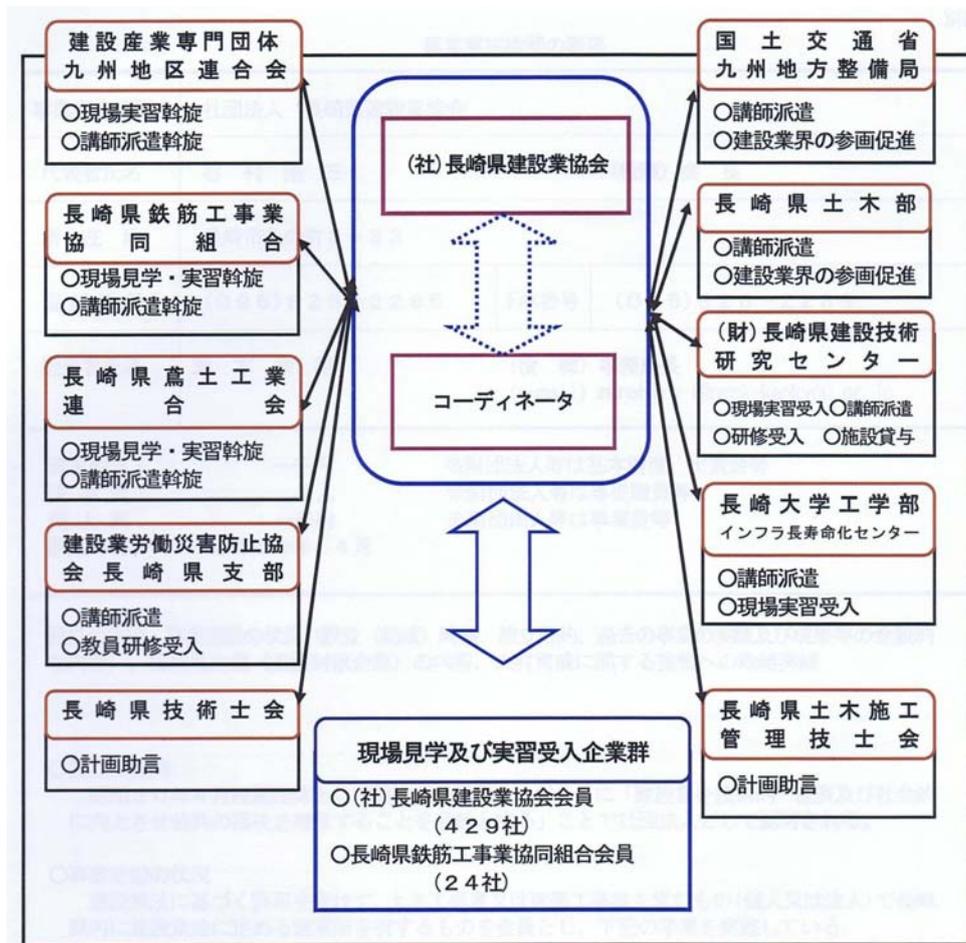
社会基盤整備の重要性、土木技術の役割・使命を理解し、地域社会の活性化に貢献する。また、鉄筋加工・組立を例に、効果的な技能実習のあり方を探求する。

- ・学校周辺の自転車道新設工事の調査・研究（国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所）
- ・鉄筋加工・組立て実習モデルの研究（2年目）～能力のある高校生のための技能実習～（長崎県鉄筋工事業協同組合が推薦する企業）

(5) 事業スキーム



(6) コーディネーターが有する人的ネットワークの範囲及び内容



2. 2. 2 長崎県工業高校教職員スキルアップ研修

(1) 概要

高校生が学校卒業後、建設業界に就職するためには、建設業界が求める技能の内容・レベル・ニーズを、まず教職員が習得・把握しておくことが必要である。

「長崎県工業高校教職員スキルアップ研修」は現場における先端技能の習熟・指導能力の向上を目的としており、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会が主催、建設産業専門団体九州地区連合会、及び長崎県工業教育研究会が共催し、熟練技能者を講師として迎えて長崎県内の高等学校教職員を対象に実施された。

実施場所は長崎県立鹿町工業高等学校（土木科 施工実習室）であり、研修期間である平成 21 年 12 月 1 日・2 日の 2 日で、17 名の教職員（土木科 12 名、建築科 4 名、建設工業科 1 名）が参加した。

(2) 主な研修内容

1 日目

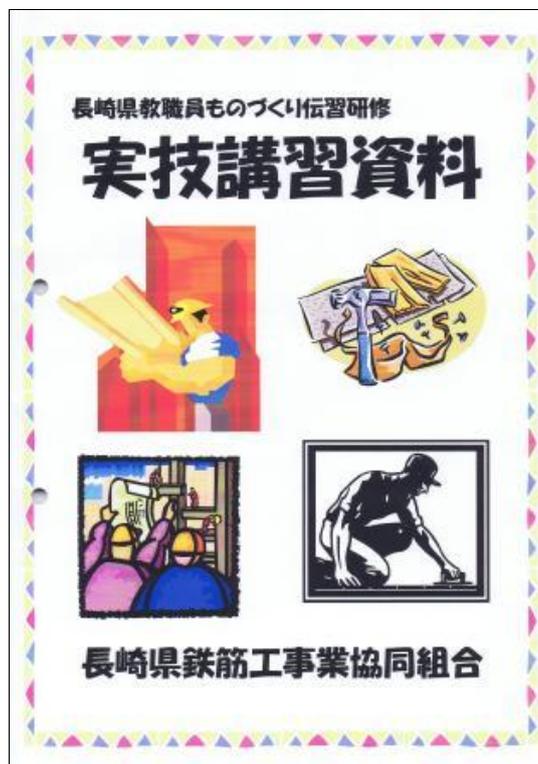
- ① 開講式
- ② 鉄筋の組立実習（2級鉄筋技能士実技課題）
 - ・鉄筋組立に関する注意事項、
 - ・ベース筋の組立
 - ・柱筋の組立
 - ・梁筋の組立
 - ・解体
 - ・まとめ・質疑応答
- ③ 圧接作業の実習
 - ・圧接作業に関する注意事項
 - ・圧接作業の実演
 - ・圧接作業の実習
 - ・まとめ・質疑応答

2 日目

- ① 型枠組立作業の実習
 - ・型枠組立に関する注意事項
 - ・工具、資材の取り扱いについて
 - ・図面に基づいた組立手順の説明
 - ・型枠の加工（下ごしらえ）
 - ・型枠の建て込み
 - ・支保工の設置（セパレーター、フォームタイ、単管パイプ（端太材））
 - ・解体
 - ・まとめ、質疑応答
- ② 足場の組立作業の実習
 - ・足場組立に関する注意事項
 - ・枠組足場の組立、解体の実習
 - ・先行手摺り足場の組立、解体の実習
 - ・まとめ、質疑応答
- ③ 閉講式

研修では、長崎県鉄筋工事業協同組合作成の実技講習資料が使用された。

図 長崎県教職員ものづくり伝習研修 実技講習資料（表紙）



(3) 講師所属団体と人数

No.	団体名・企業名	担当	人数
1	建設産業専門団体九州地区連合会		1名
2	長崎県鉄筋工事業協同組合	鉄筋工事	6名
3	平本工業株式会社	圧接工事	4名
4	長崎県型枠工事業協同組合	型枠工事	3名
5	株式会社 森組	足場工事	2名
6	富士教育訓練センター	事務局	2名

2. 3 社団法人大阪府建団連の取組み

(1) 事業概要

(社)大阪府建団連では、「基幹技能者」等の有資格者の技能者集団である関西建設技能者会を平成19年6月に組織した。また、同会の入会資格を有資格者と定めていることから、その入会資格取得を支援するための職人学校も開校運営している。

技能の継承が大きな課題となっている今、この職人学校を活用し建設現場で若手職人の技能向上のための実地研修を行うことを計画した。この研修の講師として、関西建設技能者会会員の卓越技能者や総合建設業の技術者から適任者を招くこと、及び実

地研修を行う場所として、総合建設業の工事現場の利用可能性についても検討した。

また、若年労働者の確保や育成問題にも着目し、関西建設技能者会メンバーを対象としたアンケート調査や、送り手側と受け入れ側の意思疎通を行う交流会を実施するとともに、教育・訓練用教材の開発にも取り組むこととした。

本事業では、①「実施にあたっての問題抽出、課題の検討、実施に向けての調整」②「この取組みを効果的に、かつ、確実に職人技能を向上させるための育成カリキュラムの作成と検証」を行うため試行的な研修実施を行った。

その結果及び今後の課題、対策は以下のように整理できる。

① 建設現場を利用した技能者の能力向上研修会

- ・平成 21 年度は、大手 5 社との協議会の活動の一環として、職長に対する「技能者の能力向上研修：若手技能者の育成ポイント」の実施した。
- ・今後は、中堅の職人に対する研修会、職種を広げての研修会実施に向けての検討を行う。

② 人材育成交流会

- ・平成 21 年度は、(社) 実践教育訓練研究協会と連携し、送り手側と受け入れ側の意見交換・交流を実施した。
- ・今後は、職種の幅を広げると共に参加者と実践教育訓練研究協会との連携を継続し、近畿一円の教育委員会や(社) 大阪府専修学校各種学校連合会などへの働きかけを行う。

③ 関西建設技能社会会員への意識調査

- ・アンケート調査から、自己負担があっても有意義な研修であれば受講する意思があることを確認できた。
- ・平成 22 年度以降、Off-JT で実施する研修内容を吟味し、開催する。

④ 研修資料

- ・平成 21 年度は、薦職の新規入職者向けの研修資料を作成した。
- ・今後は、職種を広げて順次作成する。

以上を踏まえ、次年度以降の研修計画の立案・策定及び実地研修事業の継続的な実施に繋げていくこととした。

(2) 事業内容

事業実施にあたり、(社) 大阪府建団連では元請となる総合建設業や京都大学の支援を得て、連絡協議会を設置し、連絡協議会を中心に事業計画の策定を行った。主な内容は以下のとおりである。

① 建設現場を利用した技能者の能力向上研修会の実施に向けて

- ・各分野の専門家との調整
- ・研修実施にかかる諸条件の整理
- ・関西建設技能者会との調整及び諸条件整理

② 関西建設技能者会会員への調査・分析に向けて

- ・各分野の専門家との調整
- ・ニーズ調査の実施

③ 人材供給側との交流に向けて

- ・交流実施に向けての調整
- ・交流会の実施

(3) 取り組みの経緯

① 第一段階

平成 17 年 7 月～平成 18 年 2 月にかけて、「賃金確保・待遇改善を実現する建設技能者派遣サービス構築事業」に取り組んだ。

この事業の目的は下の 2 点である。

- ・専門工事業企業相互による、自社の労働者を派遣するサービスの構築
- ・技能者の賃金低下ならびに社会保険未加入等の問題を解決する方策の検討

この事業は近畿建設躯体工業共同組合組合員有志により結成された「専門工事建設技能者派遣研究会」により推進された。この事業を実現するにあたり、派遣システムの整備を目的とした新しい組織構築が提案された。この新組織に対しては、連携直用組合で直用すべき即戦力となる技能者を育てる教育機能が期待されており、技能者教育システムを補完することが必須となるとされた。

② 第二段階

第一段階において提案された技能者育成システム構築のため、平成 18 年 4 月から平成 19 年 2 月にかけて、「熟練技能工を指導者とした職人学校設立事業」が実施された。この事業では、「職人学校」と「関西建設技能者会（熟練技能者集団）」の 2 つの組織が有機的に連動し、技能者育成やキャリアアップ訓練の実施を目指している。

職人学校の目的と内容は以下のとおりである。

目的：建設技能者の能力向上支援にかかる、技能・技術の伝承

内容：自己の能力アップの支援、及び一般市民に対する建設技能の情報発信

また、関西建設技能者会の目的と内容は以下のとおりである。

目的：建設技能者の技能・資質向上と優秀な技術の継承による、公共の福祉の増進への寄与

内容：技能者・後継者の育成、関係機関への技能者の待遇改善及び社会的地位向上の協力要請、及び技能者の現状の一般社会・発注者への周知

③ 第三段階

平成 21 年度の事業は、「職人学校」と「関西建設技能者会」の連携を深め、技能者会会員への「レベルアップ講座」実施の嗜好を第一重点事項として実施した。

(4) 技能実技指導者講習会

建設現場を利用した技能者の能力向上研修会の事例として、平成 21 年 12 月に開催された技能実技指導者講習会の概要を示す。

① 実施日時・場所

日時：平成 21 年 12 月 20 日（日）午前 9 時 30 分～12 時

場所：株式会社大林組大阪機材センター（京都府久世郡久御山町）敷地内

② 講習会の構成・目的

実技講習：OJT 実施時に重要となる点の理解を深める。

講演会：ゼネコンが職長に期待している事を学ぶ。

③ 参加者

計 29 名。内訳は、受講者として鳶職職長 18 名、講習会講師として 5 名、主催者側として 4 名、指導・助言者として 3 名。

④ 実施事項・主な内容

(1) 講演：ゼネコンが専門業者（職長）に期待すること

建設生産の現状、鳶職の職長の方々に期待すること、ゼネコンと専門工事業者との良好な関係構築の 3 つのテーマについて、講習会講師より講演が行われた。

(2) 実技講習：玉掛け

若手の指導時において職長が指導すべき点について、クレーン・ワイヤー・工具などを用いて説明がなされた。

図 実技講習（玉掛け）の様子



(3) 実技講習：仮設足場組立

鳶職 1 級技能検討課題を利用し、短管式足場の組立手順・注意事項・作業ポイントについて、組立作業を行いながら解説がなされた。

(4) 意見交換会

実技講習終了後、大阪府建団連の取り組み・関西建設技能者会に関する説明、及び参加者間での意見交換が行われた。

(5) 鉄筋工事研修・交流会

(社)大阪府建団連と(社)実践教育訓練研究協会が協力し、送り手側(職業訓練施設、専門学校、工業高校など)と受け入れ側(専門業者)の相互理解を深める場を設けることを目的として実施した。実施概要は以下のとおりである。

① 交流会の目的

送り手側は、建築専門工事業(鉄筋工事業)における技能・技術、雇用条件、受け入れ側が望む人材・能力を把握すること、受け入れ側は、若者の能力・希望、教育・訓練の内容、若者のニーズを把握することを目的とする。

② 実施日時

平成21年11月21日(土)～22日(日)

③ 実施内容

1日目:鉄筋組立工事現場の見学、鉄筋加工工場の見学

2日目:送り手側と受け入れ側との意見交換会

④ 参加者

参加者数は合計32名。参加者の所属は、工業高校2名、職業訓練施設18名、専門学校1名、構造事務所2名などとなっている。

(6) とび初任者研修資料

とび初任者を対象に、1日の作業の流れにおいて留意すべき点、現場作業における注意点等をまとめた研修資料を作成した。以下に内容の一部を示す。

一日の流れの中でチェックポイントを見ていきましょう

1. 朝になりました

目覚めはどうか?
体調はどうか?
今日の現場の場所の確認は
しましたか?

チェックポイント

- ・高速道路を使って現場に行くときは、交通情報を確認しよう
※携帯 98011 電話 06-4793-1141
- ・天気予報を確認しよう
雨と風はとびの大敵だ!
悪天候時には作業は中止だ。また、悪天候の後は足場やクレーンの
点検が必要だ。
詳しい内容は資料編(P13)を確認しよう

あごひも 保護帽 金鎖(鎖掛け) 安全帯 作業靴

2. 現場に着きました

チェックポイント

- ・朝礼が始まるまでに、安全に作業できる準備ができていないか
確認しよう!
- ・服装の点検(保護帽、安全帯、足元と作業靴)

正しい服装

普段、安全帯も荷役の人のように丸めて
いる人がいますが、これは誤りありませ
ん。実際に使用するために、おの人のよ
うに解いておくのが良いです。ロープを
肩に掛けておくと、肩に負います。

手工具(自分が持っている道具)・落下防止コードの点検をしよう

- ・故障していないか?不足はないか?
- ・落下防止コード(ヒーフティックコード)
- ・安全帯の点検作業

2. 4 社団法人日本左官業組合連合会の取組み

(1) 伝統工法及び現代工法継承研修会

社団法人日本左官業組合連合会（日左連）の構造改善委員会の事業である「伝統工法及び現代工法継承研修会」は、平成 17 年 3 月の北海道ブロックを皮切りに開催された。会員の参加者数は約 1,600 名であり、多くの成果を得て終了した。

平成 18 年 9 月 23 日にも研修会が開催され、東京建築士会 30 数名、本会員約 100 名の参加が得られた。さらに、平成 21 年 3 月 1 日には宮崎地域職業訓練センターにおいても、研修会が開催された。

(2) 技能検定指導要項の手引きの発刊

日左連が作成した「技能検定統一教材テキスト『左官』実技」では、左官技能者の基本的な作業方法が紹介されている。日左連は、このテキストを活用した技能インストラクター（指導員）制度を発足させ、各県連が技能検定実施前に開催する講習会等において、受験希望者に対し直接指導を行うこととした。

(3) 青壮年層の活躍

① 日左連青年部

日左連青年部は、土壁を中心とした「左官セミナー」を開催している。このセミナーへは建築家及び地元の人々の参加も可能であり、子供たちが泥だんごを作るといった「ワークショップ」も行われている。このセミナーは、平成 22 年 4 月時点で、既に 10 回以上開催されている。

② 平成会

日左連の下部組織である東京都左官職組合連合の若手左官で構成する「平成会」は、新宿パークタワー内 OZONE において開催された「土の王宮をつくる」展、竹中工務店東京新本社 1 回ギャラリー A 4 において開催された「大工を支えた工人達～左官とその道具」展などのイベントにおいて活動している。このようなイベントは、左官技能者の活動 P R となるほか、若手技能者に対しては、普段接することの少ない技能の、先輩・名人からの習得機会と位置づけられる。

2. 5 株式会社サンオキの取組み

(1) 新卒高校生の採用について

(株)サンオキは直用制度を推進しており、1976 年より新卒高校生を採用している。新卒者の受け入れにあたっては、在職者の出身校を中心に学校訪問を行い、138 名まで収容可能な独身寮を整備している。

(2) 会社の特徴

社員の平均年齢：26.9 歳（管理部門を除く）

人材育成：新入社員研修における基礎知識の習得後、各グループへ配属。配属後は、グループリーダー及び先輩による指導、グループ毎のミーティング、全体会議、資格取得研修等を通じての指導が行われる。

福利厚生：社会保険、雇用保険、厚生年金、厚生年金基金、退職金制度、健康保険組合、定期健康診断などの福利厚生が完備されている。

給与体系：入社 2 年目までは完全月給制、3 年目以降は月給+実力給である。

会社行事：新入社員歓迎会、社員旅行、釣り大会等の活動が行われている。

年間休日：日祭日及び第 1・2・4 土曜日は休日として保障されている。ゴールデンウィーク、お盆・年末年始の休日を含めた年間休日日数（平成 21 年予定）は 110 日となっている。

2. 6 社団法人日本建設業団体連合会の取組み

（社）日本建設業団体連合会（日建連）は、工業高校への講師派遣を通じ、建設産業の役割などを紹介する「出前講座」を試験的に開始した。この取組みは若手の確保を目的としており、授業においては建設産業の役割や技能者の仕事、若い世代への期待などを、資料や映像を用いて紹介する。平成 22 年 1 月末には神奈川県内の工業高校において授業を行った。

日建連は今後、標準的なカリキュラムの準備を行うとともに、会員企業、建設業振興基金、日建協などの協力を得て、平成 22 年度から本格的に実施する予定としている。本格実施の際は、会員企業の社員などに講師を務めてもらうこととしている。

工業高校への講師派遣は、日建連が平成 21 年春にまとめた建設技能者の人材確保・育成に関する提言に盛り込まれており、インターンシップ制度への支援などと共に、学生・生徒が建設業に興味を持つきっかけを作ることを目的としている。